

ざるを知る者なり如何となれば官途の尊大は獨り日本に限りて文明の諸國に其類例を見ず然るに其日本國は次第に文明國に近づき次第に文明の人に交はり自國の物をも人も文明にせんとて熱心し乍ら獨り官途の尊大のみを文明の例外に置かんとするが如きは勢の許さざる所のものなればなり人心の遲鈍淡泊なる時代に在ては人皆虚名を重んじて實利を輕んじ拜領の茶釜は萬石の領地よりも重く御紋付の古衣は錦の織物にも易へ難しと云ひ或は富家翁が蓄積の黄金を献上して帶刀御免の榮を買ふが如き何れも封建の世の習俗にして今日官途の尊大も自然に其餘習ならんと雖ども文明の次第に進歩して人事の極めて劇しくなるに従ひ次第に勢力を得るものは人の財産の外にある可らず苟も錢なき者は文明社會の表面に立つを許されざるは歐米諸國の實例にして我日本國に於ても漸く其徵候あるが如し假に今外國人が内地に雜居して内國人と軒を並べ日常生活を同うして社會の交際を共にするとせんに外國人の友とする所は日本の官民を問はず唯その生活を高尚にして見苦しからざる者を選ぶ可きのみ假令へ其族を何と稱し其爵を何と名づけ其位を何位と計ふるも錢なき者は捨て、顧みざることならん奏任以上の主人は殿様にして内君は奥様なるも月俸僅に何十圓なる者は月に何萬の取引する商人と肩を並ぶ可らず或は之よりも立上りて年俸萬圓を得る者にても五分利の割合にして元金二十萬圓の利子たるに過ぎず誠に計ふるにも足らざるの數なれば外國の紳士貴女は錢なき殿様奥様に交はりて其淋しき様に寒心せんよりも寧ろ富豪を友として相近づき共に事業取引を興にして共に富有の快樂を興にせんとを求むるや明なり外國人は今日にても既に我商賣上に又交際上に多少の勢力を得て其中には随分品藻も賤しからざる人物あることなれば我後進の士人は今の謀を爲すに官なきを憂ふるよりも錢なきを憂ふ可きのみ唯錢にさへ豊なれば内外人の中に交際を開くこと甚だ易くして榮譽も此交際より生じ名聲も亦これに由て發揚すべし此點より見れば官途は榮名の源ならざるのみか之に戀々するは却て大榮名を博するの妨害なりと云ふも可なり日本の官途は必ずしも極樂世界に非ざるを知る可し

然りと雖ども人間の根性には意氣地なるものありて官途の尊大或は社會の錢のために其光明を滅却せんとするの勢もあらば官途熱心の輩はます、自尊自大の方法を作爲して官民の區分を明にし以て自から快を取るの工風もある可し人情に尤至極なる次第なれども是れは所謂強ひて自から慰むるの策たるに過ぎず官途の高さ今より數等を増して大に高上せん歟、人民より見れば誠に縁なきことにして其高さ天に達するも他の自由に任ずるのみ官途の高低は官途内の寸法にして之が爲めに人民の地位を高低するに非ず官途の高きも低きも等しく雲外の事相として見るが故に其浮雲が朝に少しく降りて暮に大に昇るも曾て意に介するに足らず唯その低く降りたる時には人間世界より黑白是非を論ずることもありしもの其いよ、高きに昇るに隨て是非の評論も自然に止む可きのみ官途の世界は雲上として獨り尊く人民の社會は則ち他の一世界にして一種普通の名利ある可ければ必ずしも空しく雲上を羨望する勿かれ(明治十九年十二月七日)

日本の官途は利益の源にあらず

日本の官途は榮譽の源にあらずとて前號の紙上に其意を記したりしが今又一步を進めて官途は財産を作る爲めに適當の地位なるやと尋るに我輩は然りと答るを得ざる者なり抑も人生の衣食を得るは心身勞役の報酬にして其勞する所大なれば得る所も亦多し然り而して人の心身は勞して減損するものにあらずして定まりたる程度の内居て働けば其

勞役のいよ／＼大なる割合に従ひ却ていよ／＼力を増すの定期さへあるほどなれば心身の勞苦は固より憚るに足らず
唯要する所は其報酬の多少如何に在るのみ今世人が仕官の報酬を利益なりと云ふは公務に心身の働のあらん限りを盡
し正に其勞苦に報るほどの利益を得て以て利益なりとするもの歟又は其働の一部分を現はすのみにて尙ほ多分の餘力
を持ちながら其働く丈けの割合にしては報酬過分なりと云ふの意味歟、最も注意す可き所のものなり固より官途も
廣きことなれば其或部分は随分繁忙にして毎日出勤早朝より夜に入るまで働き丹精を抽んで、尙ほ及ばざるが如き場
合もあらんれども大數を平均すれば官邊の用は私の營業に比して頗る閑散なるものと云はざるを得ず在官壯年輩の
言を聞くに公用は官吏半日の仕事に足らず毎朝出頭の時より退散に至るまで會て一事なくして空しく一日を終ること
もあり官廳に私用を執るも如何なれば世話笑語に長日を消し歸宅すれば則ち休息す可し甚だ安樂にして都
合好きものなりと云はざるはなし又或る經濟家の説には今の如く官吏の俸給を苛くして人員を多くせんよりも人を減
じて給を増すの工風肝要なる可し官員の數を減少せんとならば今の半にするは甚だ容易にして或は三分一にするも尙
ほ公務に差支はある可らず之を喻へば家に雇人を召使ふは本來主人の家事を辨する爲めなれども其雇人の員數次第に
増加するときは之に食物を興へ部屋を貸し給金を渡し取締を設る等主家の用事の外に雇人の爲めの用事も亦甚だ多く
十名の炊婦かたなを召抱るときは炊婦の炊婦なかる可らざるが如く際限ある可らず故に今假に官員の數を三分一に減じて其
給俸に五割を増すも政府に於ては事務に差支なくして費用を節すること大なる可し云々と是等の言に據て考ふるも今
の官途は閑散にして壯年有志輩の力を伸ばす可き場所に非ず唯尋常一様可もなく不可もなき人物が律義一偏に勤仕し
て其人物相應に俸給を領收し飢へず寒へず又大に財産も出來ず以て生涯を終るに適す可きのみなれば若しも有爲の學

者士人にして無理に之に入らんとするときは假令へ其身に如何なる才力あるも他の多數の平凡と伍を爲して玉石を混
淆し迎も特殊の働を呈するの地步に達す可らざるや勢に於て明に見る可し特殊の働なければ特殊の報酬も亦得べから
ず唯尋常一様の俸給に衣食して文明繁多の世に居ながら芳もなく又臭もなかる可し之を要するに有爲の壯年輩が官途
に在るは其固有の働の半を現はして報酬も亦半を領收し云はゞ全璧を半折し又四半折して用るものなれば其俸給の割
合に少なきも是非なき次第にこそあれ官途に財産を作らんなどは實に思ひ寄る可らざること、知る可し殊に近來は
其官に在て昇等の法さへ甚だむづかしくして容易に立身も出來難し勅令第三十六號を見るに判任官五等以上は毎等在
職四年六等以下は毎等在職三年を踰ゆるにあらざれば昇等することを得ずとありて判任第十等の月給は十二圓、九等
は十五圓より以上第二等に至るまで五圓増にして第一等は六十圓乃至七十五圓なり依て今これを人の年齢に従て算す
るに爰に二十一歳の男子が判任十等十二圓の月給を取り三年の辛抱二十三歳にして九等十五圓と爲り夫れより毎三年
毎一等に五圓づゝを増し年齢三十五歳にして五等三十五圓に至り以上は少しく立身の歩を弛るめ毎四年に一等五圓づ
づの割合なるが故に年の四十七歳にして五十圓と爲り尙ほ四年を経て五十一歳始めて六十圓乃至七十五圓の頂上に達
するを得べし人生僅か五十年の約束は既に終り幸に長命する其殘年を以て是れより百圓に昇るは殆んど登龍門と云ふ
も可ならんのみ右は判任官所謂俗吏のことなれば有志壯年輩の志は此判任に在らずして必ず高等官の目的ならんれ
ども是れ亦甚だ堪へ難き次第なり高等奏任官を六等に分ち最下等の年俸は四百圓乃至六百圓より始まりて二千六百圓
乃至三千圓に終り首尾能く在職すれば毎五年に一等を進むるの法にして例へば行年二十五歳の士人が幸にして四百圓
乃至六百圓の給料を得たりとせんに爾後毎一年に五年を費して次第に六等の坂を昇ることなれば五年の五に六等の六

を乗じ五六三十年の星霜を過ごし五十五歳にして始めて二千六百乃至三千圓の頂上に達することある可し是れより以上勅任官の如きは先づ以て望外の空想として斷念す可きのみ左れば官途最上の上首尾を以て判任は五十一歳にして千二百圓奏任は五十五歳にして三千圓の歳入を見る可し何れも出身以後三十年の辛抱にて此地位とは扱も／＼堪え難き次第ならずや錢の一點より論ずれば我輩は如何にしても之を贊成するを得ず寧ろ商賣工業の利益を勸告せんと欲する者なり商工の事固より艱難ならざるに非ず官途の閑散安樂なるの類ひにあらずと雖ども人生の約束に用ひて損敗せざる心身なれば其力のあらん限りを盡すときは財産を作ること左までの難業にあらず一年に六萬圓の取引して五分の利益あれば即ち三千圓にして一等奏任官の上級俸、二萬圓の商賣に六分の利益は千二百圓にして判任官の絶頂稀有の恩典なり凡そ天下の士人にして相應の學識知見に兼て活潑なる働あらん者が商工の業に従事して三年の難澁に堪え又五年を辛抱し十年二十年三十年に至りて僅に二萬圓乃至六萬圓の資本金を運轉することも叶はずとは我輩の信ずる能はざる所なり況んや官途の俸給は純益に非ず其自分の昇進して歳入の増加するに従ひ種々様々の出費に促がされて年末の決算に至れば殆んど純益を見ざる者多きに於てをや之を彼の商工が自由自在に運動して毎年多少の私有を積み遂には自家の資本を以て營業するの實力を得て商賣の利益と資金の利子とを併せ家道俄に盛大なるものに比すれば固より同日の論に非ざるなり以上の數理大に間違ひなくんば財産是れ權力和稱する今の文明世界に居て其財産を作るの方便を案すれば官途は有爲の男子の好地位に非ず唯尋常一様凡人の入る同じ場所にして之を小にすれば飢えず寒えずして生命を安全に保ち之を大にすれば心身の半を勞し家計の入に心配なくして謹んで出を爲し靜に在官中の安樂を樂しむ可きのみ極めて辜なき營業なれども我輩は竊に文明男子の爲めに取らざるなり（明治十九年十二月八日）

皇族と人民との關係

帝室は一國の緩和力なり民情調理の點に於て帝室の靈光妙徳を仰ぎ天下の衆人民をして其恩徳に感泣せしむるの際知らず識らず帝の則に遵はしむ可しとは我輩の所論にして毎度陳述する所なり蓋し帝室なるものは天外高尚の部分に在て其威儀の尊嚴なる人民の得て狃る可らざるものなれども此高き天外より時に下界に降臨して情の働を率土に下し其靈妙の徳を敷くこと亦甚だ大切な可しと信す左ればにや歐洲諸國の帝王は威嚴赫々犯す可らざる其中に溫和簡朴の風を存し時々人民に會同して以て其民情を調理し下界に和氣の霽々たるを催ふさしむることあるが如し我國にても帝室と人民の關係は近年次第に親密なるを加へ氏素性なきものにて遙に天顏の麗はしさを拜しています／＼其敬愛の情を切にするの趣あり本年十一月宮中觀菊の御宴に聖上皇后兩陛下畏くも御主人の位地に立たせ給ひ佳招を賜はりたる人々は皆な賓客の資格あるものなりとて平等に其馬車を皇居の御車寄せまで乗り入るを許され次第で來賓に對して聖上より懇切なる御挨拶ありしが如き帝室が其靈光を下界に放ちたるの一端とも申す可き蓋し至尊の身を以て時に下界に降臨して到る處に蜜を釀して皇天甘露の恩を敷くは獨り兩陛下のみに望み奉る可き事に非ず皇族の方々も亦皆此靈徳を具ふるものなれば我々は特に皇族親王の方々が今より一層人民との關係を親密にせられんことを祈らざるを得ず歐洲諸國の例を按ずるに皇太子を始め皇子皇女親王内親王總じて皇族の方々は居常人民との交際を勉め天下の衆人民をして其皇族の方々に對する親交の情誼よります／＼帝室を敬愛するの念を増さしめ爲めにます／＼帝室の尊榮を加ふるの趣あり日耳曼國皇太子フレデリツキ ウェルヘルム殿下は父皇の御氣質を受け繼ぎて最も意を此邊に用ひら

るゝやに聞き及びしが既に先年も太子微服して或る片田舎に出で給ひ土地の父老が寺院を創立せんと出金經營の由を聞き寺院創立とは奇特の事なり余も寸志ばかりに寄附す可しとて幾何金を義捐して立去りしが父老は其後其義捐者の殿下なるを知りて只管其恩德に感泣し今に傳へて美談と爲すと云へり又英國の皇太子は代々プリンス ヲフ ウェールスと稱し此地位に立たせらるゝ方は廣く朝野の人々に交際して交際社會の首位と爲り博覽會其他公衆の出入する集會には殿下自から其會長と爲りて之れに重きを加ふるを常とす又或は宴會を開て朝野有名の士人を招待し或は士人の招待に應じて其宴會に出席し招き招かるゝ其際に朝野士人の人と爲りて他日至尊の位地に立つに及んで群臣を統御任用するの資に供し且つは君臣の關係を單に法律上のみ止めず優遊和樂の其中に朝野一般の人民に接して私情誼親愛を固うし公私兩様に皇室の尊榮を増さしむるの趣ありと云ふ我國にても近來皇族の方々が政機外の種々の會合の會長と爲らせらるゝ等の事情ありて皇族と人民との關係は次第に親密を加ふる様子なれども從來の習慣もあることなれば今日の處にては歐洲諸帝國の如く然る能はざる所もなきに非ざるが如し左れば今後は尙一層皇族と人民との關係を密にせざる可らずと雖ども人或は之を難じてコハ怪しからぬ事を聞くものかな、皇室の尊嚴は高く天外に在て亭々として獨り立ち人間の得て狂る可らざるに在り明月天に懸て能く耀き名花枝に在て甚だ麗はし之を地上に引き下さんとするは殺風景なりとの説もあらんかなれども是れは昔し御幣擔ぎが至尊の御肖像を坊間に鬻ぐ可らずと主張したると一般、今日開明の世界、人事に虚勢虚威を去りたる折柄には甚だ不通の論なるが如し我々は皇室の御爲め又人民の爲めに謀りて今後ますます〳〵兩方の關係を密にし情の働を漆膠として上愛下敬の念を固うせんこと偏に希望に堪えざるなり(明治十九年十二月十七日)

漫 言

加藤弘之君へ質問

加藤弘之君が日本人と西洋人と婚姻するは宜しからずとの御説法に日本國は日本人が脊負て立たねばならぬ子々孫々に至るまでも外國人の血は一滴たりとも日本人の體質中に調合すべからず其譯は今、日本の男が西洋の婦人と夫婦になりて男の子を生めば半日半洋五分雜りの男子なり不幸にして此五分雜りの男子が又もや西洋の婦人を引入れて婚姻すれば今度生まるゝ子は五分の父と十分の母との間に出来たる者なれば日本の質は二分五厘より多からず、二分五厘より一分二厘五毛となり次第に進めば際限ある可らず遂に二百八十年の未來には日本人は丸で無なるべしとの十露盤の勘定は扱々淋しき次第にして吾々が建築の地形を固くするも子孫のため、山に苗木を植付るも子孫のため、先日舊公債證書の安ものを買入れたるも子孫のためなるに此子孫が幾年の後に外國人に變化するとは扱々残念至極、左れば彼の舊公債證書も外國人のために買入れたりと思へば最早これを所有するの力もなしと獨り思案の折柄また或る人の説を承れば大に加藤君の見込に異なり日本人と西洋人と婚姻するには必ずしも日本の人種をつくすに非ずして或は西洋の人種をつくすことあるべし如何となれば雜婚五分の子が十分の日本人に交りて日本七分五厘、西洋二分五厘の子を生み其子が又同じく西洋一分二厘五毛の子を生むときは次第〳〵に西洋諸國人の子孫を日本種にして倫敦の金も巴理の家藏もソツクリそのまゝ日本人の手に入るの日あるべし其期限遠からず二百八十年の後に在りと云ふ者あり

成るほど是れも十露盤づくの勘定にて争ふべからざるが如し左れば加藤君の説も十露盤なれば或人の説も十露盤にして吾くは其間に立ち先づ一時の安心に烟草一服篤と思慮いたして扱質問は露國帝室の一件なり彼の國にてはペートル大帝の遺言とやらにて世々の皇后は日耳曼國王公の姫君を迎へらるゝ慣行にして現在露帝陛下の母君も日耳曼の出なれば先帝の母君も又日耳曼なり斯る次第にて數百年來世々露日の御離婚を以て今日に至り例の我れと稱して大切な露國帝室の御血統に何か差響あるべきや吾くどもの見る所にては固より完全無缺帝室の正統萬々歳と存すれども加藤君の勘定は又特別のものにして如何なる十露盤玉を弾き出さるゝやも計る可らず若しも三五に八を掛けて二百八十などの數が出て御掛念とあらば日本國民の御心配よりも隣國の交誼、早々露政府へ建白は如何質問旁々此段申上候也(明治十九年一月二十二日)

註 「時事新報」に記した離婚論に、加藤弘之が反對を唱へた。此漫言ある所以である。(編者)

明治二十年篇

本篇の概説 此年三月皇室より海防費の補助として御手許金三拾萬圓の下賜あり。政府は其旨を體して民間の献金を勧誘したるも、「時事新報」年來の主張の如く大に國費を徵集して擴張に著手するの決断はなかつた。○條約改正の談判は頗る歩を進め、政府に於ては其準備として諸法典の編纂を急ぐ等銳意その實現に努めた。「時事新報」は此機會に於て豫ての持論なる内地雜居の事を論じて官民の注意を促したが、法律裁判の事に關して政府の内外に反對論を生じたる中にも「時事新報」が六月四日の紙上に「條約改正は事宜に由り中止するも遺憾なし」との説を公にするや政府は之を治安妨害と認めて發行を停止したるも、世論はますます沸騰して反對を唱ふるの聲高まり、政府は遂に談判を中止し外務大臣井上は其職を辭するに至つた。○政府内外の施設は民心を激昂せしめ官民の關係ますます面白からざるより、「時事新報」は十二月二十六日の紙上に先づ「官民調和論」と題する社説を掲げて引續き大に論せんとしたる折柄、政府は突然保安條例なるものを發して幾百名の政客有志輩を輩下三里以外の地に退去を命じた其次第は、同月三十日の紙上に於ける「今後を如何せん」と題する社説に記した通りの次第である。○昨年八月長崎に於ける支那艦隊の暴動事件の談判は此年二月に至り彼我當局者の間に不得要領の落著を見た。○子爵相馬家にて當主順胤を檻禁したる事件あり、いはゆる相馬事件なるものにて此春頃から世間の問題を引起した。

政治外交

朝鮮は日本の藩屏なり

日本人が西南地方の國防に意を用ひざりしは一日の事にあらず北門の鎖鑰など、唱へて北海道本島は勿論元と日本領今の露領樺太島邊までも經世家兵論家の注意を惹きしこと一方ならず爲めに實際に錢を費したることも亦頗る夥しくして日本の國柄に割合はせては身分不相應の事をしてけりとまでの世評もある程なるに獨り西南地方の事に關しては心配する所甚だ薄く隱岐對馬以南八重山宮古以北の海上烟波永く靜穩にして憂ふるに足らざるものなりと斷定して曾て疑を容れざりしものゝ如し世間に西門又は南門の鎖鑰などいふ常用語のなきを見ても其概狀を窺ひ知るべし然るに世界の實勢は日本人の想像するものとは大に其趣を異にし佛蘭西が安南を押領して漸く支那の南境に迫り英吉利が朝鮮の巨文島を横奪して亞細亞極東の形勝を扼し露西亞が浦潮港以南に冬季不凍の海軍港を占領せんとするの意を示し日耳曼が支那日本近海に一個の新領地を得んとするの心を包藏し支那が朝鮮を併せ琉球を云々せんとするの意を示す等近來日本西南海の風浪の穩かならざる廿年來未だ曾て聞かざる所なり左ればにや琉球及び對馬に分遣隊を遣り砲臺を築き警備隊を置き大臣打揃ひて巡見に出掛くる等西南地方の事の近來漸く日本人の注意を惹く跡あるを見るも定めてこれが爲めなるべし其他兵備擴張論と云ひ日本支那兩國海軍優劣論と云ひ鎮守府の新置と云ひ軍艦の新造と云ひ人々皆爲めに大に心を惱まさざるはなく特に近頃長崎事件の迅速に落著に至らず或は英國が朝鮮の巨文島を支

那に讓與するの意ありなどの風説あるを見て人心の憂苦一方ならず敵を禦ぎ自から守るの至要を感ずることは日に益緊切なるが如し蓋し日本西南海の風浪の惡くして今日以後尙ほ次第に其甚だしきを加ふべきは世界の氣運の然らしむる所既に明に其兆候の見るべきものある折柄なるがゆゑにこれに備ふるの手當を怠らざるは日本國人たる者の務として至當の事たるに相違なしといへども日本人にして果して國防の必要を感じたらんには今少しく其眼界を廣く規模を大にして單に其事を日本國內の一部にのみ限らざらんことを願はしけれ昔し江戸城を守らんと欲する者は遠く箱根の險を扼し尙ほ進んで富士川大井川等に敵を喰留めんとしたるが如く又今の東京城を守らんと欲する者は城郭を恃まず品川の砲臺を恃まず遠く富津觀音崎の關門を固めて襲來の敵を打退けんとするが如く兎角防禦線は遠き所に張りて敵の我本城に近づくを許さざらんことを要するなり故に日本島を守らんと欲する者も唯日本島にのみ防禦の手當を限らず箱根を扼し觀音崎を固むるの例に倣ひて遠く日本島外の地にまで防禦線を張り早くも日本島外の地に於て敵の侵入を喰留むるの工風肝要なるべし今日日本島を守るに當りて最近の防禦線を定むべきの地は必ず朝鮮地方たるべきや疑を容れず若し朝鮮地方にして一旦敵の據る所とならんか日本の不利益實に容易ならず以後全島の安全を保證する爲めには殆んど前日に倍するの力を要することなるべし然るに今日日本と朝鮮との有様を顧みて其關係如何といふに明治十七年金玉均の變亂以來日本人は全く朝鮮の事を忘れたるが如く朝鮮の興廢存亡は毫も日本の安危に關する所なしと心得るが如き形跡なきにあらず之に反して支那人は朝鮮の國事を視ること自家の國事に等しくし袁世凱氏を京城に派して萬機を裁せしめ京城天津間の電線を管轄して通信の權を占め更に日本と朝鮮との條約に成る京城釜山間の電線をも自から架設して自から其通信を管理せんとし時々艦隊を仁川其他の諸港へ送りて不虞に備へしめ或は巨文島を讓

受けて東洋艦隊の根據を置かんとするなど實に至らざる所なく又盡さざる所なし唯幸にして日本と支那とは交誼親密の間柄なればこそ別に掛念の事もなければ若し支那にして日本の敵國と變ずるが如き異常の出來事もあらんには日本は既に其防禦線を敵國の手に渡したる姿にて國を守る不利益の大なるは恰かも富津觀音崎を棄て、守らず近く品川の沖に敵艦を引受け御殿山に据えたる臺場砲を運用して東京の防禦を全くせんとするの場合に等しからんか果して然らば目下日本と支那との交誼は何程に親密なりとするとも又此親密なる交誼は未來永劫滅滅の憂なしとするとも萬々一の場合を慮りて豫め適當の手當を盡し獨り狼狽して世に笑はれざらんことを期するは智者の本分なるが故に念の上にも念を入れて早く今日に當りて日本島防禦の策を成る丈け遠大ならしめんこと我輩の特に今日に希望する所なり

(明治二十年一月六日)

長崎事件平穩に落著す

長崎事件に關する日本支那兩國の談判は去る八日を以て落著し此事に當たりたる支那の水兵并に日本の巡查等は双方共其本國の司法官に於て其應に審理し及び懲罰すべきや否やを自國の法律に照らして公平に斟酌處辨すべく而して此審理懲罰の事は兩國銘々獨立に處辨して互ひに相干渉することなかるべしとの約束にて全く此局を結びたりとなり抑も此長崎事件と稱するものは今より六箇月前去年八月十三日の夜長崎の市中に於て當時同港碇泊支那艦隊の水兵等が上陸して酒を飲み酔酺の際巡查に取押へられたるを事の起りと爲し中一日を隔て、同十五日の夜には上陸の支那水兵數百名市中を横行して市民に妨害を加へ警察署を襲撃せんとするの騒動に一方は支那水兵一方は日本巡查市民の間

に遂に一場の攻防の戦闘を開き双方共に多數の死傷あり數時間の後に至り支那水兵皆其軍艦に引揚げたるを以て事始め鎮定したり是に於て長崎縣知事と同港の支那領事との間に往復を開き尙又控訴院の檢事長よりは支那水兵等に對する求刑書を支那領事廳に差出して領事はこれを受理する等此事件處辨の事漸く將さに其緒に就かんとするの際支那政府にては在上海の代言人ドラモンド氏を雇ひ入れてこれを長崎へ送り兩日騒動の始末を細密に取調らべしむる事に決して突然縣知事と領事との往來並に當事者處分等の事を中止したり是則ち此事件の大に其事相を改め日に益々困難に陥りたる事の發端なりしドラモンド氏長崎來著の後は日支兩國の委員會と稱するものを設けて綿密至極なる事實の取調らべを始め開會三十九回の多きに及ぶも未だ八月十三日分の取調らべを了るに至らず此際又々兩國委員の議協はずして十一月中旬遂に此委員會は解散となり次に談判の局に當たりたる者は支那方にては北洋通商大臣李鴻章氏及び東京駐在の徐公使日本方にては井上外務大臣にて其談判の様子はすべて祕密に屬し我々の知るを得ざりし所なれども十一月以來の時日の長きにも拘はらず談判する事柄の甚だ小なるにも拘はらず其談判委員たる者の双方共に顯職の人たるにも拘はらず兎角に決著の沙汰の聞えざるを以て大に世人の疑懼を來たし種々の世評ある中にも或は曰くドラモンド氏は長崎事件に關し其曲全く日本に在りと爲し其罪は唯數十萬の償金を以て贖ふを得べしとの持説なりと或は曰く支那政府は長崎事件を以て日本が支那を侮辱したるものと爲し臺灣事件琉球事件又は朝鮮事件なども古き記憶より喚び來りて大に怒を催し事を日本に求めんとするの意ありと或は曰く支那政府は近年大に其海軍を擴張し其力よく東洋に覇たるに足ると自信するを以て一たび其威力を四隣に示して大國の恐るべきを知らしめんとするの意あり依て今回長崎事件を利用して東洋に戰端を開くの口實と爲さんと欲するものなり與其他種々の風説四方に傳播して人心

甚だ安からざりしに此等風説の甚だ喧しかりしにも似ず案外速かに此の事件の落著を聞くを得たるは我輩の甚だ悦ぶ所なり或る一説によるに今日まで長崎事件に關する種々の風説は必ずしも悉皆無根なりしにあらず支那政府も一時は隨分心情の釣合を失ひ故さらに事を求むるが如き意向もなきにあざりしといへども靜かに自家の國情を顧みれば目下種々外國との難件もありて容易に日本に向て敵を作るべき時勢にあらず又在北京の外國公使中殊に當時歐洲大陸にて第一の權勢ある某大國の公使の如きは専ら無事平穩の策を勸告するもありて支那政府の本心を喚び醒まし折柄又光緒皇帝萬機を親裁する事となり政事始めに外國との交渉ありて四海正さに太平ならずと奏するを得ざるの古禮もあればとて旁以て今回の落著の如く無事平穩に双方相退きして兩國の親交を全うする事となりたるなりと此説の當否は固より我輩の知る所にあらざれども何等の事情あるに拘はらず兎に角に無事に長崎事件の落著を見るに至りたるは我輩が特に日支兩國國民の爲めに祝賀する所なり唯此上は支那も日本も双方共に銘々の國民の此事件に關係したる者を吟味したる上果して罪の罰すべきあらば毫もこれを押隠くすことなくして明白に其罪を正し互ひの感情を傷けざらんことを肝要なれ而して此一事に關しては我輩別して支那政府の細心に注意あらんことを望むなり何となれば明治十七年の朝鮮事變に當時京城に駐在する支那兵は日本兵を王宮に攻めて先づ發砲し竹添公使仁川に退くなど大騒動の後天津にて伊藤伯と李中堂との條約に此事變に關したる將官を譴責するとの約束ありしが當時在韓の支那兵を指揮したる袁世凱氏は其後何様にか譴責せられたる事あるかは我輩の知らざる所なれども少しく時日の遠ざかりたる後同氏は再び京城に來りて朝鮮政府の萬機を指圖すること前日に異ならざる次第は我々の正しく見聞して甚だ不快に感ずる所なり斯る甚だしき先例もある事なれば何卒今回の分文だけは神妙に約束を守り再び世人の信用を失ふことなからんこと我輩

が特に支那政府に希望する所なり（明治二十年二月十一日）

内外の交際揖讓して對等の義を忘る可らず

我國に内外人民の雜居を許して外國人が追々渡來する其時に當り我々日本の士人たるものは成る可き丈けの好意を以て懇切に之を待遇し政治法律文學商賣等の交際に於て文明國民相揖讓するの禮を失はざること我輩の切に希望する所なり又士人以外凡俗の社會に於ては西洋人の兎角錢放れよきに服し茶屋は茶代の多きを喜び車夫は心附けの過分なるを稱し西洋人の到る處は都鄙の人情浮薄と質朴とを問はずして一種阿諛追從の風を生ずることもあらんかなれども是れは西洋人に媚ぶるに非ずして寧ろ其囊中の物に追從するものにして今の拜金の世の中に於ては亦是非もなき事共なり我輩漫に之を叱責することを好まずと雖ども今や内地雜居全國開放の其前に當り我輩が我官民一般の人々に對して特に注意を促さんと欲するものは外國人と對等の交際を爲すことを忘れざるの一事に在るなり凡そ人間の交際に於て謙遜辭讓と云へることは實に一種の美德にして時としては取る可きを取らざることあらん、一本突込まんとして差控ゆることもあらん又時としては先方が少々無理なれども事の穩便を謀りて枉げて其申分を通すこともあらん即ち浮世の習ひなれども毎度ながら此方に謙遜の凹處を生ずれば先方にては毎度ながら傲慢の凸處を生じて凹凸恰かも双方の性質と爲り引込むものは常に引込み威張るものは常に威張りて果ては一方の謙遜する程に他の一方の傲慢を促がして對等の交際法を破るの例は甚だ少なからず一個人の交際上に毎度有り勝ちの事なれば内外國民相交るの際に於ても最も意を致す可き所のものなり

内外の交際揖讓して對等の義を忘る可らず

我輩つらく今の内外國人の交際を見るに日本人の方は萬事に附けて凹性を帯び殆んど對等の交態を失せんとする
の場合も少なからざるが如し例へば商賣上の事に於ても違約破信は内外商人孰れの方に多かる可きやは姑く置き今假
りに之を同數なりとして扱て日本人の違約したる折には毎度その罰を蒙ることあれども日本商人が西洋人より違約金
など取りたりとの談は古來之を聞くこと甚だ稀なるが如し或は法律規則上の事に於ては日本人ならば相濟まざる處を
西洋人なるが爲めに相濟むなどの特例なきに非ず極々瑣細の事に就て云へば各地鐵道のステーションの模様にて萬一
の怪我を防ぐが爲め乗車切符を買ひたる後、線路上に架設したる高廻廊を昇降して夫より向ふ側に達して汽車を待合
はす處あり斯かる場處にて日本人が若しも廻廊を経ずして直に線路上を渡りて向ふ側に達したらんには忽ち叱責せら
るゝこと勿論なれども西洋人の中には時として此線路を横斷して咎められざるものなきにあらず此等の類例は我々の
日常目撃する所にして凡俗の人情殆んど之を怪まざるが如くなれども今後内地雜居とも爲り内外國人直接の交際ます
ます繁多なるに當りて双方の間に此等の區別を存するときは推して其他の事に及んで其弊害測る可らざるものなしと
も云ひ難し我輩の今より痛心する所なり元來我日本國にて外國人を不對等のものと爲し來りたる所以は果して何等の
事情ぞと云へば素より種々様々にして或は一時攘夷論の反動を今日に現はしたるものにして其反對の方に偏傾したる
趣もあらん或は西洋人が治外法權の鐵壁中に籠城するが爲めに日本人は商賣法律等の戰爭に於て肉薄攻撃これを破る
の頗ぶる困難なるを察して戰はずして先づ其鋒を避くるの氣合もあらん孰れも今の凡俗世界にて西洋人を一種特別の
者と見做すの原因なれども今の如く妙に西洋人を特別視するの風習は上流社會或は官衙の邊より吹き出したるものも
少なからざるが如し試に其實際の模様を見るに西洋人とさへ云へば孰れも博學多才有智有徳の君子なりと認め百事我

れより一著を譲りて之を推尊するが故に地方にても官衙の筋、又有志者の邊に於てます、信仰の念を生じ偶々政府
に縁ある西洋人などが公私の用事を以て其地方に來ることもあれば其筋其邊の人々は「ようこそ御入來ごじゆらいイザ先づ此れ
へ」の應對振りにて或は遠路出迎を發し恭々しく之を送迎する其又模様を見るに付け下流凡俗の人民等が西洋人を見
て一種特別の者なりとの觀を爲すも勢の自然なりと云ふ可きなり畢竟上流の社會が率先して彼れと不對等の交際を爲
し亦隨て下流の人の風習を養成するものにして斯かる交際法の弊害の及ぶ所果して如何は今敢て多言を要せず試に横
濱に於ける内外商人の交際を見るべし西洋人の勢力は次第々々に凸起し日本商人の根性は次第々々に凹み込み例へば
生絲の賣買にても一旦これを檢査して其品物を自分の庫に引取りたる後にも歐洲の市況を問ひ合せて己れに不利な
るの見込あれば忽ち之をベケする特權をさへ得るに至りたるに非ずや然るに其習慣の久しき日本商人は看す、此等
の商權を奪はれて恬として安んずる其有様は一時謙退辭讓の凹處が遂に永久の形に變じたるものと云はん笑止千萬
と申す可きなり左れば今我國の士人が西洋人を待遇するに丁寧深切を以てするは我輩の甚だ賛成する所なれども更に
一步して此西洋人を上位に置き之れと對等の交際を爲すことを忘れたらんには弊害の及ぶ所遂に彼れの輕蔑する所と
爲り名實共に異常の損害を被ることあるに至る可し我國の士人は内地雜居も遠からざる今日に當りて自から其心事を
矯正して續で下流の風習を變じ内外國人對等交際の端を開くの覺悟あらんこと我輩の今日に切望する所なり（明治二
十年三月二十三日）

條約改正は事宜に由り中止するも遺憾なし

我日本國が諸外國と條約を結びし以來外國人の爲め居留地なるものを設けて日本國土にてありながら日本の國法の行はれざるは不都合なり又外國人が日本に於て罪を犯すことあるときは日本の國法に従はずして其犯罪者の本國の法に由て之を罰するの約束なれども是れも獨立の國權に於て不體裁なり云々の議論よりして條約改正の事に及び今度の改正案には右等の不都合不體裁を除き去り日本國の内地を放開して諸外國人を容れ之を取扱ふに日本の國法を以てすること日本人に異なることなかる可しとの風聞あり即ち外國人の治外法權を撤去して内地雜居を許すとは此事にして我輩の甚だ喜ぶ所のものなり然りと雖ども其これを撤去して内地雜居の實際に當り今年今日まで日本に行はれたる法律規則を其まゝにして直に以て外國人の取扱ひに用ふ可きや我輩の竊に案ずる所を以てすれば必ず然るを得べからず我國法の性質決して不良なるにはあらざれども開關以來習俗慣行を殊にする外國人の爲めには或は不適當の箇條も多かる可きことなれば特に之に適せしめんとて改正を加ふるの要用を見出すことならん扱この一段に至りて何れの邊にまで進んで改正す可きや此一義は甚だ大切な問題と存するなり抑も一國の法律は國の民情習俗より發達成育したるものにして決して人爲の製造物に非ず法を善しと稱し惡しと評するも其法の性質如何にあらずして其民情習俗に適すると適せざるとに在るのみ英佛の法律善良なりと稱するも之を露國に施して不適當なるときは惡法なりと云はざるを得ず支那の國法不完全なるも之に由て其國の安寧繁榮を維持するときは亦良法なりと云ふ可し左ればにや我國にても維新以來毎度法律を改正し其由て來る所は専ら西洋文明國の法に則するものなりと雖ども其まゝにては固より實際に

用ふ可らず立法官の意見を以て大に取捨を加へ或は律書の文面には斯くと記しても他の規則を以て之を補ふなどして始めて用を爲すの事實は人の知る所ならん其故は何ぞや我國の人文は西洋諸國に異なり西洋の良法も我國にては良法たるを得ざればなり

右は争ふ可からざる事實の要にして扱今回條約改正の事に臨み今の法律諸規則を今のまゝにしては雜居の外國人に於て難澁なる所もある可し左ればとて外國人の爲めに至極便利なる法を作るは日本の民情習俗より發達成育したるものにあらずして所謂人爲の製造物なるが故に我國人の爲めに不都合なる可し雜居の外國人は誠に僅々たる少數なるに此少數の都合の爲めに大多數なる日本全國民に不都合なる法律を製造するが如きありては立國の不利これより大なるはある可からず竊に案ずるに外國人に適當する法律とあれば現行の法律に幾分か寛大の精神を加ふることならん法の寛大自由なるは素より我輩の冀ふ所にして假令ひ外國人の來りて雜居するなきも我人文の許す限りは次第に寛大の方向に進んで次第に改正すること願はしく又我一身の私の爲めにも甚だ便利なれども百年の利害を察して全國の大局に眼を注ぐときは我々日本國民は今日尙ほ未だ純然たる西洋流の法律に慣れざるものと云はざるを得ず苟も之に慣れずとあれば法の良否に拘はらず必ず無害を保つ可らず我輩が私心を去て國の爲めに憂ふる所のものなり且又法律の寬嚴良否に論なく其法を議定して之を施行するは自國の主權にして苟も我本意にあらざるものは斷じて之を採らず獨立國の本色は唯この一點に在て存するのみ然るに今條約を改正して外人の内地雜居を許すに付き様々の法律を改正する其際に我要用の界を超過して我本意にあらざる部分にまでも變更新設するが如きありては實に容易ならざる國權の一大事にして今後談判の模様により萬々一も斯る大事の問題に會することもあらんには我輩は事の行掛りを

顧みず凡俗の譏譽を憚らず意を決して條約改正の根本より斷念するものなり蓋し條約改正論の由て起りし本旨は外國人をして其治外法權を棄てしめんとするものより外ならず然るに今これを棄てしむるが爲めに雜居を許し、之を許すが爲めに我國の主權たる法律を改正新設するに不如意の嘆あるが如きは得る所を以て失ふ所を償ふに足らざればなり、治外法權誠に心障りにして不愉快なりと雖ども其不愉快の在る所は國の一部分たるに過ぎず立法司法の不如意は全國に關するの大事なり其輕重言はずして明なる可し一國多難の際には外國の兵を領内の一部に屯在せしむることさへあれども以て其國の獨立權を害するに足らず唯他に貸す可らざるものは法律の權にして假令外國の法學士を聘し判事を雇ふも我主權の根本たる立法司法の全璧には外人をして一毫も觸るゝ所あらしむ可らざるなり

我條約改正の事も久しき談にして今程は如何に進みたるや固より人の知る可き限りにあらず其長日月を経る間には千種萬様の困難もある可し當局者の苦心想見る可しと雖ども是れは畢竟人の罪にあらず我國勢の然らしむるものなれば我輩は決して當局の人に向つて多を求る者にあらず若し萬一も困難の極に達して其餘波或は我國主權の邊に觸れんとするが如き場合もあらば斷じて改正の議を中止して治外法權の本座に立戻り徐々に事を謀らんこと冀望に堪はず國の運命は永し國の主權は重し之を徐々にするも晚からざる事なり（明治二十年六月二十四日）

註 此社説は治安を妨害するものとして政府より發行停止を命ぜられた。而して政府は間もなく諸法典の完備を待つて更に談判に及ぶべしと稱し自から條約改正を中止した。（編者）

内閣員の更迭

一昨日別配達及び端書郵便を以て府下并に地方の看客に報道し尙又本日の紙上にも記す如く伊藤總理大臣は其兼任宮内大臣の職を免ぜられて臨時外務大臣を兼ね黒田内閣顧問は農商務大臣に任じ土方農商務大臣は宮内大臣に轉任し井上外務大臣は則ち罷められて宮中顧問官と爲りたり竊に案ずるに伊藤伯が總理大臣舊の如くにして其外務大臣を兼るに臨時の二字を冠したるは餘り先例にも見慣れぬ文字にして是には何か意味のあることならん、或は外務大臣の職には他に候補者あれども何かの都合にて一時總理大臣が之れを兼て後に定まる所ある可しなどの義か其邊は固より我輩の知らざる所なれば先づ之を尋常普通の兼任として視るときは井上大臣の後を承るものなり抑も井上伯が外務を罷めたるは何れにも外交政略の云々に出たることならん而して此外交政略は専任こそ井上大臣なれども政略上大體の方向主義は豫て内閣の決定する所にして殊に伊藤伯は内閣の首座に居り常に其政略の事項を知り其手續事情を詳にするのみならず大切なる場合には十分に其意見を陳べ自から満足と認る所にて著々處分したるや疑ある可らず即ち外交政略に就て伊藤伯は其總理大臣たるの資格を以て十分なる責任を負ふ者なれば今日の世評は勿論、天下後世の視る所にも明治何年より伊藤内閣の政府に於て外交政略は云々の始末なりしと云ふ可きは當然の次第にして此點より見れば總理大臣の任は當局者たる外務大臣の責よりも重しと云ふ可し蓋し其地位重ければ其責任も亦重かる可きこと當然の數なればなり左れば伊藤伯が臨時外務大臣に兼任したるは之に由て大に外交政略の面目を一轉するにあらず今後の交際上多少に趣を改ることあるも大體の主義に於ては従前の方向に進歩して屹然動かす以て満足なる成跡を呈することならん如何となれば外交の事は是れまでも伊藤大臣の總理する所にして今後は尙更に親から之を手にし終始免かる可らざるの責任なればなり

黒田内閣顧問が農商務大臣に任じたるは顧問の技術特に農商殖産上の事務に適すると適せざるとは姑く擱き兎に角に内閣大臣の地位に在るからには大體の政務に就き自由自在に意見を陳るの路を得たるものなり我輩の曾て傳聞する所を以てすれば黒田伯は過般外國より歸朝以來内外の事勢を視察し現内閣の主義政略に對しては少しく同じからざる所もあるやに承知したれども今度内閣に入りたるは何れにも双方一致の成跡と見るの外なし而して其一致の次第如何は今日未だ知らざる所なれども何れにしても政治社會は分裂よりも和合の方こそ目出度ければ我輩は唯今後の實際を見んと欲する者なり

總理大臣にして宮内大臣を兼ねるは帝室と政府との關係に於て穩ならず帝室は神靈にして政治外の高處にある可し俗務を司どる政府と關係を密にするは帝室の神靈を俗了するに近しなど云ふ説は多年民間にも行はるゝ所にして前農商務大臣谷子などは最も熱心して論争したるやに風聞するほどの次第なれば今回土方子が純然たる宮内大臣に任じたるは輿論を満足せしむることならん

井上伯が外務大臣を罷められたるは其外交政略意の如くならずして自から辭職を決心したるが故なりと云ふ蓋し井上外務大臣は外交の專任とは云へども其大體の方向は常に内閣の定論に従ひ他の内閣員も常に外務大臣の政略に同意を表したることならんに一朝何か變動を生じて不如意の場合に立至りしことなる可し而して此變動の原因は如何なる所の處より生じ來りしものか固より知る可らずと雖も不如意は政治家の常なれば斯る時に臨んでは決然掛冠の外ある可らず即ち男子の事なり然るに今度は掛冠にあらずして宮中顧問官に轉じたり是れは政府の御會釋にて優待の實を示されたるものならんれども本人が一旦辭職と決心したる上は此顧問官に安んず可きや少しく疑なきを得ず我輩は人

の一身上に喙を容るゝを好まず去就勝手次第毫も之を是非するの意なしと雖ども世上に噂する伯の決心とは何れの邊にまで決したるものか唯實際に之を見んと欲するのみ(明治二十年九月十九日)

府縣治は人民の快樂に干渉す可らず

府縣治の事項は千種萬様特に近來に至りては其治法のよく行届きたりと評す可きか勸業學務衛生警察戶籍の事より山林道路家屋の事、人民の營業風俗の細事に至るまでも悉皆著手して帳簿上に整然たらざるものなきが如し抑も限りなき人事の繁多なるものを一括して之を帳簿に記し圖に製し又統計に示すが如きは至難のことにして其整然と稱するもの果して實際に整然たるや少しく疑なきを得ず或は實に整然たりとするも其これを整然たらしめたる爲めの公費并に人民の煩勞に比して果して利する所のあるか尙ほ疑なきを得ず此邊に就ては我輩聊か説ありと雖ども是れは他日の討議に譲り我輩が爰に府縣治に望む所ものは彼の民俗習慣を妨るなきの一事なり我輩の持論官邊の節儉を主張すと雖ども人民の生活は勉めて豊ならしめ其資産に少しにても猶豫あらんには自由自在に快樂を得せしめて由て以て活潑労働の機を開發せんと欲するものなり我國民の資産素より厚からず假令へこれに豪奢を促せばとて能く其催促に應ず可き者は僅々たる可しと雖ども其以下に下れば自から以下の快樂あることなれば府縣治は穎敏に之に注意して毫も干渉するなきこと我輩の特に冀望する所なり例へば各地方の民俗に必ず歲時の神事佛事等あらざるはなし之が爲めには例年の例として角力芝居を興行し又は素人の躍り狂言を催ほし又は老若男女打揃ふて某の神社佛閣に旅行參拜の舊慣もあり何れも其民間の快樂事にして亦是れ小民の豪奢とも名く可きものなれば一切これを其自由に任して妨る

府縣治は人民の快樂に干渉す可らず

所のものある可らず或は何々の祭禮に何々の慣行は危険なり又醜體を露はすに等し、何々の旅行参拜は無益にして徒に民財を浪費するなどとて之を説諭し又命令して禁じたることもある由なれども畢竟無益の干渉にして唯徒に民心を痛ましむるに過ぎざるのみ何々を醜體なりと云ふも唯その醜美を判断する人の眼に醜なるのみ必ずしも特別の醜に非ず之を喻へば日本從來の博突を見苦しとて之に代る西洋の骨牌を用ひて錢を賭するに異ならず等しく錢を賭するを宜しからずと云はゞ何れにても見苦しかるべきに獨り日本の博突を咎るは判者の眼に然く映するのみ或は日本從來の爆竹流鏑馬等を危険なりと云はゞ今の競馬は尙ほ之よりも危かるべし又何々の旅行参拜は無益に民財を費すと云ふも唯その判者の見る所に無益なるのみにして若し参拜者より見たらば判者が一夕の宴に何百何十圓を費して然かも其囊中の甚だ温ならざるが如きは之を無益と評して且氣の毒に思ふことならん左れば人間萬事利害地位を殊にする者が相互に其舉動を見れば危険醜體も甚だ多く無益の浪費も甚だ少なからず都て是等は國民智徳の進歩するに従て變化し又減少するものなれば府縣治に於ても須らく度量を大にして人民の運動を自由ならしめ苟も國の法律に戻らざる限りは危険醜體浪費とも勝手に任せて然る可きことなり或は斯く放任したらば民事の秩序を如何せんなどの説もあらんなれども其秩序なるものは所謂帳簿上の秩序なり圖面の秩序なり統計の秩序なり我輩の甚だ重きを置かざる所にして實は民事の外見を紊亂に放任して其根本を整然たらしめ帳簿圖面統計の如きは恰も草木の發生するが如く自然に整頓せんことを祈るものなり序ながら一例を示さんに本月二十一日記者は私用にて横濱に往來せしに此日は丁度川崎弘法大師の縁日として府下の老若男女汽車に乗るもの甚だ多し之が爲め帝國鐵道局のステーションにては臨時汽車を發して参詣人の便利を謀りたり府縣治に参る人などは此有様を見て如何の感を爲す可きや抑も川崎大師河原の弘法大師とは何もの

ぞ書生流に論じたらば數百年前の枯骨木片に過ぎず之に群集参拜する愚民こそ愚なるのみならず一日の勞働を空ふして多少に錢を費し身に厘毫の益なくして或は秋暑に犯され病を得る者もあらん或は酒に酔ふて醜體を顯はす者もあらん又或は群集の間、中著切に財袋を掠めらるゝ者もあらん一利なくして百害ありとて斷然参詣を禁ず可きや決して人事に行はる可らず其行はれざるは何ぞや大師の縁日は民俗習慣に重んずる所にして信者は之に由て其信心を満足せしめ不信者も亦これに伴ふて樂その中にあり即ち一年三百六十日の中幾回の快樂なればなり假令へ政府の力にても傍らより之を如何ともす可らず唯その自由に任すべきのみ左れば治者の力は如何なる場合に於ても法律の範圍内に在らん限りは決して人民の快樂に干渉す可らざるものにして鐵道局の如きは之を妨げざるのみか却て之に便利を假して参詣の快樂を助けたり各地方の治者も是等の事情を見たらば或は少しく發明することもあらんかと思ひ一言を附するものなり（明治二十年九月二十七日）

民間の文明をして却步せしむる勿れ

政治の主義の變化するは當局者の交代に従て餘義なき次第なれども其政變に伴ふて教育の趣を改め又隨て人氣風俗をも進退左右せんとするが如きは一國永遠の大計に於て甚だ憂ふ可き事なり蓋し之を改め之を進退左右せんとして果して發意者の意の如く行はれて永續するものなれば亦可ならんと雖ども人間世間の事は左様に参らず假令へ一時の機にて旨く行はれたりと見ゆるものにても何時しか人事自然の本色を現はして脇道に流るか又は逆に本に還る可きのみ想起せば明治十四五年の頃、當時の政變と共に大に人事の有様を變化せんとして其影響は忽ち教育上の形に現はれ西

洋流の文明進歩の眞最中に古學主義を持出し或は儒教と云ひ或は古典と云ひ甚だ騒々しき次第にして國中の諸學校にも英學などは先づ顔色を失ひ勉めて支那古代の經史類を獎勵し甚だしきは開港場の商法學校にも論語大學を主として英書を用るは少しく憚る所ある程の有様なりしは世人の普く記憶する所ならん當時我輩は此様子を見て不審に堪へず是れは何れにしても時勢の本色にあらず何時か一度は變化することならん其期限は明言し難しと雖ども餘りのことゆゑ決して長くはなかる可し三年と云ふ可き處を二年半とは如何など漫に竊に語り合ひしが漫語果して漫ならず彼の古學主義の流行も三年ならずして漸く却歩の色を呈し爾來今日に至る迄は古學の反動、文明開化の世の中と爲り僅に三四年前に世を憚りたる英學の如きも頓に流行を催ほして商法學校等は無論、小學校の末に至るまでも英語を用ひんとするの勢となり殊に今度の文明は其力を有形のものに及ぼして人間の衣食住に見る可きもの少なからず凡そ都鄙の上流社會に行はるゝ洋室、洋服、洋食、洋飲、洋宴、洋遊、洋歌、洋舞何れも皆開國以來未曾有の隆盛を極めたるもの如し我輩を以て此有様を評すれば悉皆賛成するにあらずして亦大に悦ぶ所なきを得ず其不賛成と申すは此文明開化の事を獨り官途に専らにして日本の金を浪費することなり毎度讀者に向て鄙言を呈する如く官邊は不生産者の集合にして其官費公費と名くるものは消費者の額の汗より生じたる金にあらざるが故に動もすれば容易に散財するの弊を免かれず是れは當局者に限りて特に其人の罪にあらず人情の自然當さに然る可き勢なれば古今の經驗に據りても官の要訣は唯節儉の一法あるのみ故に有形の文明開化は固より金を要することなれば官邊は其外見或は不文の譏を招くも唯勉めて浪費を避くる工風肝要なる可し之に反して人民の世界は有形無形ともに文明の進歩片時も中止す可らず文明の學問に子弟を教育して文明の智識見聞を開き尙ほ下て衣食住居の物、交際遊戯の風に至るまでも事に害なき限りは常

に日新の旨を忘れずして進歩駁々たらんことを願はしけれ即ち此種の文明進歩は官邊の輦に倣ふの進歩にあらずして人民世界の獨歩なれば之を名けて文明の獨立と云ふも可ならん従前は日本に於て唯文明の政府を見たり自今以後我輩は文明の日本國民を見んと欲するものなればなり

聞く所に據れば地方官は本月廿五日を期して出京し府縣治今後の針路に付き何か議する所もあるよし其事柄は我輩の知らざる所なれども様々なる其中に或は従前の治風に一層注意を加へ百事都て著實にし節儉にし内端にし控目にする等の事もあらば其事をば唯官の筋の部に限りて斷じて人民の私に立入るなからんこと我輩の特に冀望する所なり著實節儉等の教は實に今の官邊の爲め無二の金言なれども其餘音廣く民間に及ぶときは無識無説の耳には文明開化の退歩と響き如何なる變相を呈して古風逆に吹來るの奇事なきを保し難し前年古學主義の出現に續いて日新主義の再發その一進一退、人民は恰も官の筋の従者と爲りて運動したるは明白なる事實にして厭ふ可き次第なれば今回は何卒その例に倣はずして民間の文明日新は假令へ著實ならず節儉ならずと見ゆるものにも其まゝに放却して自然の歸する所に任せ有形無形兩様の道より日新の方向に進歩せしめんこと國の長計に於て祈る所なり(明治二十年九月廿八日)

官民調和論

時事新報は明治十五年の春初て發行したるものにして其政治に關して主義とする所は常に官民の調和論にあらざるはなし蓋し鎖國別天地の日本なれば誠に安氣にして自國內に時として政論の喧しきものあるも忍ぶ可らざるに非ずと雖ども既に國を開て外に對するの時勢と爲り顧みて内國を見れば喜ぶ可きものあり憂ふ可きものあり一喜一憂の其中

にも何は扱置き日本人と名のある者は相互に和して國を守らざる可らず、せめては昔の諸藩にて士族と領民と相分るも藩の爲とあれば士民共に力を盡したるが如き有様までには基礎を固めて今の日本國をむかしの一大藩として守らざる可らず、就ては日本國は獨り政府の日本にあらず亦獨り人民の日本にあらず相共に其利益を謀ることなれば政府は人民を疎外す可らず、人民も亦政府を怨望す可らず、政治も人事の一部分にして至極大切なことなれば之を好んで、巧なる者に任じて可なり、政治の外は都て人民の事なれば政府は之に干渉し妨げを爲す可らず、官民相互に敬して各その本分を盡す可し、即ち今の開國の時代に處して國光を維持するの大本なり、若しも然らずして封建時代に行はれたる士尊民卑の陋習を忘れずして轉じて官尊民卑の流弊と爲り官は益尊くして民は益卑く、次第に其地位を懸隔せしむるときは自然に其利害を殊にし官と民と漸く別乾坤の事相を呈して遂には一種隔意の塊を生じて解く可らざるに至る可し既に双方の意を隔て、互に身構へするときは其有様は恰も紗窓を隔て、物を見るが如く見えざるにはあらざれども其物の眞形に就ては多少に誤なきを得ず況んや其紗無色ならずして種々様々に染めたるものに於てをや窓外の美人時として夜叉の如くなる可し即ち恚心に暗鬼を生ずる者なり尙況んや民間には政治家なるもの甚だ少なからずして其中には維新の事業に與かりて大に力を盡したる人物の尙存するに於てをや今その人の地位こそ外に在れども其身の履歴と云ひ其人の心事と云ひ恰も政府部内の人にして俗言これを評すれば今の政府より見て切るに切られぬ因縁の人々なれば其政府外に在るは固より本人の樂しむ所にあらず又政府の得策にあらず然るに時勢の然らしむる所とは云ひながら官尊民卑の弊は人事の整齊するに従て却て甚だしきを加ふるが如くにして官邊の文物燦然たると共に人民はます／＼下界に萎縮し一方には政治家の各處に出沒して議論の喧しきものあり若しも斯る事の有様に任じて其ま

まに歲月を經過したらば官民の間柄は唯ます／＼苦々しき情を催すに至る可し、何とか手段を運らして之を調和し以て日本國の不幸を其未だ到らざるに豫防す可し云々の趣意は我輩が數年來片時も忘れずして物に觸れ事に當りて之を開陳し殆んど世間の人に厭はるゝ迄に至りて今日尙ほ止まざるは讀者の能く知る所ならん凡そ人間世界の憂患は其憂るの日に生ずるに非ずして憂を知らざるの時に當りて早く既に胚胎するものなり譬へば胃痛の發するは其發病の日に生ずるに非ずして數年前暴食暴飲會て病を知らざるの時に萌すものゝ如し故に胃痛の發するを見て之を治せんとするは事既に晚し如何なる醫藥も功を奏す可きにあらざれども唯良醫は其未だ發せざるに及んで攝生の法を授るのみ蓋し我輩が持論として官民調和説を喋々するも素より官の爲めにするに非ず民の爲めにするに非ず唯國の爲めに謀りて今日は會て憂患なきが如くに見ゆれども其無事健康の中に憂患の萌しの隱伏することはなきやと深く心配するが故のみ本來調和とは有形の如く無形の如く之を名狀すること甚だ易からず強ひて之を名狀せんとするも様々差支もあることなれば調和不調和の意味は讀者の心に既に解し得たるものとして扱時事新報が調和説を始めて唱へたるは五六年前の事なるに此五六年前と今日との時勢を兩様相對して新報の説は果して行はれて記者の榮を成したるか或は徒に筆を勞して寸功をも見ざりしかと尋ねらるれば誠に赤面の至なれども時事新報は唯徒に紙面に文字を並べて自から勞するのみならず讀者通讀の煩を爲したるに過ぎざるが如し然りと雖ども我輩亦日本人なれば苟も國の爲めに利益ならんと認る限りは聽者の耳を傾ると然らざるとに拘はらず其陳腐を厭はずして再三反覆せざるを得ず請ふ之を次に記して重ねて大方の教を乞はんとす(明治二十年十二月二十六日)

今後を如何せん

本月二十六日の紙上に官民調和論を記して半に至り其一半をば次號に譲りたるに丁度其時に保安條例の發布、續いて在府下の壯士と呼ばれる者の處分かたゞ政治界の様相如何なる可きや計り難きが故に先づ紙上の論説も中止して今日までに至りしことなれども右壯士の始末も大抵片付きたる様子にて其成跡より見れば政府の施政に妨となる者を遠ざけたるに過ぎず至極尤なる出來事にして水も次第に滯れば遂には溢れ、熱も段々に増せば遂には燃揚ることある可し其溢れんとし又燃揚らんとするものを防ぐの術は一時の力を用ゐるの外に手段ある可らず今の壯丁なる者が政治を喋々するは即ち此水火の如きものなれば政府が臨時の處分を施すは止むを得ざることにして或は此外に妙案なしと云ふも可ならん但し人間世界の事は其事の目に見ゆる日に生ずるに非ずして幾歲月の前に既に胚胎するの定則なれば今度の出來事も其未だ孕まざるの時に當て避孕の術はなかりしやと少しく残念には思へども思ふて甲斐なき老婆の愚痴論のみ兎に角に事ここに至れば如何なる智者にても他に方便ある可らず大政の進路に横たはるものは斷然これを拂ふこそ時に臨んでの處置なれ我輩は決して之を非難する者にあらざるなり劇痛の時にはモルヒネも服用せざる可らずモルヒネは毒藥なりなど稱して鎮痛の治療を怠るが如きは醫師の爲さざる所なればなり

扱壯士の始末は爰に一段落を終りたりとして今後の方向を如何す可きやと尋るに我輩は尙ほ官民の調和論を執て變ぜざる者なり抑も不調和の時節に處して調和の事を言ふは恰も仲裁論にして其論を行はれしめんとするには雙方に向て多少の猶豫を乞はざるを得ず雙方共に十分の議論を主張しては逆も際限なきことなれば忍ぶ可らざるを忍び、棄つ

可らざるを棄て、俗に云ふ歩合あひあひの地に至らしめんとして左右に説去り説來る其中には不幸にして其説の雙方の耳に逆ふて雙方より敵視せらるゝの奇談なきにあらず例へば先年も時事新報が何か政治上の事を論じ當時所謂民權論者の攻撃を受けて其議論最中又一方に政府の筋の忌諱に觸れて發行停止の譴責を被りたることあり斯の如きは固より新報の失言には相違なれども記者の精神の通ぜざる事實にして調和仲裁獨立論の難きを知るべし然りと雖も難きを知て黙するは不本意なり就て我輩の願を云へば今般一段落の後は政府も格別に寛大の度量を開き民間長者の地位に居る政治家も極めて心事を淡泊にして雙方の眼中政府の地位を見ずして唯日本帝國を目的に定め國の爲めには互に確執もなく隔意もなく政權が誰れに歸するも日本國人の手に在れば苦しからずとして眞に打解たる情交を開かんこと冀望に堪へざるなり其法様々なる可けれども今日俄に多人數會議など云へば或は差支もあらんが故に先づ政府の當路者を始め上流の地位に在る人々を一方として之に在野の紳士中最も政治に心を用ひて曾て其身に政治上の功勞もあり又實際の心得もある長者を會して一場の相談會を開くが如きも手段なる可し人生敵意の發生は相見ざるの間に在りと云ふ假令へ昔日は随分親しき間柄にても久しく交通を絶つときは何か互に面白からぬ情を催して其極度は遂に互に他の短を擧げて譏ることさへなきにあらず人情に免かれざることなれども一朝の偶然に會合すれば互に相見てもあらず蛇にもあらざるを發明して釋然たるの例は誠に少なからず故に今我政治家も其朝野を問はず假令へ平生の政敵にても兎に角に小集會を開き釋然相談するに於ては必ず存外の好結果ある可しと信ず我輩の評價その當否知る可らずと雖ども鄙見を以てするに今の政治家は外面の意見こそ合はざるが如くなれども一片の本心は則ち都て國に忠なる者なりと云はざるを得ず既に國に忠なり即ち雙方の集點なれば相互に密合して調和せざるの理由を見ず唯その相激するは

互に觸るゝの方法宜しきを得ずして刺しきに過るが故のみ木曾山の檜の暴風に吹かれて相觸るれば尙且火を發すと云ふ我輩の冀望する所は日本の政治家にして上流長者の地位に在る者が寛大の度量を以て相互に優待し其相觸れ相接するの法を圓滑にして油の如くなるの一事のみ（明治二十年十二月三十日）

軍事國防

外國との戦争必ずしも危事凶事ならず

兵は凶事戦は不祥たること古今に通じて變はる所なく無事太平ほど國の爲めに願はしきものはなし然れども時と場合とに由りては戦争も亦甚だ有益なるものにして寧ろ此方より求めてこれを爲すを要するの例なきにしもあらず果して然らば兵必ずしも凶事ならず戦必ずしも不祥ならざるなり我日本は太平洋中の一孤島にして古來大陸諸國との交通便利ならず數千百年の間島中の小天地に蟄居して得意自から樂み他人と相競ふの念を生ずるの機會を得ず北條の時代に支那兵九州に來寇し豊臣秀吉天下を取るに當て大兵を擧げて朝鮮に攻入る等一時は大に日本人が孤島に安眠するの習癖を破らんとするの模様もありしに惜いかな徳川三百年の治世再び日本人をして蟄居世間を見ざるの陋習を成さしめ世間を見ざるがゆゑに世間を知らず嘉永の開港日本の外にも國あり人ありとの事を聞くを得たりといへども利害切迫ならずして深く肺肝に銘せしむるに足らず爾來三十五年日月永からざるにあらず國家事なきにあらずといへども日本人一般の心は國內の事をのみ思ふに忙はしくして其眼界を遠く國外にまで擴むること能はず唯謹慎蟄伏の外に一策

なきものゝ如し外に對するの心既に甚だ温順なれば内に對するの心も互ひに暢和して互に相樂み親密敦厚全國到る處唯春風春水の洋々たるを見るのみならんかと思はるれども國情の實際は敢て然るにあらずして表面裏面その趣の同じからざるは蓋し人心未だ國外の事の重きを悟らず専ら國內の小事に離礙して遂に兄弟内に相反目するが如き痴相を呈するものにやあらん國の爲めに謀りて甚だ憂ふべき事と云はざるを得ざるなり斯る時勢に當て人心の一致を促し人心の遊惰姑息を醫し人心の小康に安んずるを矯め人心をして世界の廣きを思ふて大に自から奮起せしめんとするには國に外國との戦争起るを以て最も效力の迅速なる方法を得るものとす外國との戦争起りたりとあれば内に何様の苦情差縫れありとも最早夫等の小事を論ずべき時節に非ず何は兎もあれ人心一致して先づ國の爲めに心配奔走せざるを得ず誰か悠々花月を樂まん誰か悠々歌舞を觀ん地券公債證書を家に貯へて收入の一部分に衣食し子孫萬世の富貴なりと安心したる者も敵艦の近海に出沒する等の話を聞く度毎に不安の思ひに迫まられて奮起大に爲すあらんとするや必定なり開戦三四箇月やがて和睦休戦に至れば戦争の當時味方の勝敗如何に拘はらず戦後人心の向ふ所は専ら外國に在り専ら自國の富強を急ぐに在りて貿易に兵備に交際に力の及ぶ限りを盡して少しも油斷することなく始めて漸く當世の一文明國たる資格を備ふるに至るを得べし外國と戦争して間接に直接に大に自から利益を得たるの例を求むれば近く安南事件に關して支那佛蘭西の開戦あり此戦争中支那は常に佛蘭西に打負け敵の爲めに争地を奪はれ艦隊を打沈められ空しく戦争に奔走して利する所なかりしが如くなれども其實際に支那全國の蒙りたる利益は決して少なからず世人は此戦争の次第を見て思ひの外に支那の弱からずして佛蘭西の強からざるに驚き支那を尊敬すること前日に幾倍を加ふると共に支那人は又實地の經驗に由りて海陸軍備及び鐵道電信の必要を感じ一人の異論者なくして専らこれに力を盡

すを以て著々文明の方向に進歩して早くも今日に於て東洋第一等の海軍を得んとするの實勢あり今日の支那の威望を取てこれを三年前のものに比すれば其間雲泥の相違あるを認むるに至りたること豈驚くべき事相ならずや而して其これを然らしめたるものは何物なるやと問ふに唯佛蘭西と一戦を試みたるのみ若し支那にして今日更に一戦を外國に挑み或は大に勝て敵國の領地を奪ひ償金を取ることあるか或は大に負けて敵兵に北京に迫まれ城下の盟に土地金錢を失ふことあるか勝敗何れにしても爲めに支那全國の人心を奮起せしめて停滯不流の空氣を一洗し急に大に文明に進むの結果を得べきや疑を容れず支那の實例既に斯の如くなりとする時は日本も亦今の國情に於て外國と一戦するの利は必ず其害に幾倍するものあらんと監定して強ち不當の説にあらざるが如し戦争の不祥凶事たるは固より經世家の忘るべからざる所なりといへども唯其不祥凶事たるのみを思ふて百方これに遠ざからんことを勉め國の名譽利福を擧げて犠牲に供するとも外國との戦争だけは避けざるべからずとするが如きこともあらんには其戦争を避くるの損害は早くも戦争其物の害に幾倍する所あらんことを恐るゝなり戦争は必ずしも百毒百害の性質あるものにあらざるなり（明治二十年一月七日）

海防費の下賜

今回我天皇陛下の御手許より海防費金三十萬圓を下だし賜はりたるは之を西洋諸國の帝王が時々出資して軍備教育工藝等に充ると同一に見做すべからず何となれば彼の國々にては毎年政府より帝王に供する定額の甚だ豊なるのみならず大概は別に帝室の財産なるものありて歳入少なからざれども我國の帝室費は一年二百五十萬圓に足らず昨年

統計を見るに墺國帝室費は四百八十八萬二千圓、伊國王室費は三百八十九萬三千圓のみなれども英普兩國の王室には各巨額の財産ある其上に英の王室費は二百五十七萬六千圓、普は百四十七萬八千圓とあり又露國の如きは別に帝室費なきも其財産より入るもの年々凡そ千五百七十萬圓なりと云ふ我國の帝室にも亦財産なきにあざれども其歳入素より些少なれば陛下が是れまで西洋各國の帝王と同等の交際を開き給ひて互ひに吉凶禍福を慶弔せらるゝには既に日常の御料を節減して専ら一國體面の爲めに用ひられたる御事もあらんと竊に推察し奉る所なり然るに今回は尙その中より帝室費の十分一餘を海防費として下だし賜はりたるは古昔の仁君名士が寒夜に御衣を薄ふし凶年に御膳を減じたる杯の比にあらざるを以て官民共に聖意を感嘆すべきは勿論の事共なり

抑も今日の世界に國を立て、各國と同等の交際を張らんとするには和戰兩ながら海陸軍備に依頼するの外なきは世人の既に許して疑はざる所にして最早我輩の議論を要せずと雖ども目下我日本國の軍備を以て歐洲各國に比すれば之に及ばざること遠きのみならず近き支那の有様を見ても其優劣如何を疑はしむるは我輩が我國民と共に遺憾とする所なりしに忝くも陛下に於ては早くも此形勢を御洞察ありて日常の御料を節減せられたる其上にもこれを節減せられしことなれば官民共に亦其心掛なかるべからず凡そ國權の伸縮は陛下と國民と共に其利害を同ふするものにして軍備の振張は陛下の幸のみにあらず亦國民安堵の本なり其振はざるは陛下の不幸のみにあらず亦國民不安の基なれば陛下今回の下賜ある以上は官民も亦これに倣ふて海防費の献納固より當然にして政論の異同地位の懸隔などは此際に當りて喋々すべきにあらず官吏等が各々其俸給の幾分を献納して尙ほ餘財あらば更に多額を納む可きは勿論人民も亦餘財あれば之を献納すること徳義上の義務なりと雖ども然りと雖も我輩が今日民間の事情を視察するに數年來の不景氣に疲

弊を極め貧民の貧なる者は既に飢寒の苦界に沈みて尙ほ日に其數を増し、中等の農工商は次第に産を破りて下流に下り、上等無疵の富豪と稱する者にも金利の漸く下落するが爲めに恰も資産を減少したる姿となりて所得甚だ少なし斯る淋しき有様にて法律上の義務尙ほ且つ之を怠る者さへ少なからず能く奮て徳義の義務を負擔す可きや掛念に堪へざるなり然るに一方海防の事を見れば其事最も多端にして資本を要すること殆んど際限なしと云ふも可なり明治十八年十二月大に政府の組織を改革して成る丈け不急の政費を省くと稱したるも蓋し軍備擴張の爲めにありしが十九年度の歳計豫算表を見れば内閣及び諸省の定額は前數年より減少して海軍費は十七年度（十八年度は九個月を一年とするが故に比較すること難し）より増すこと凡そ百六十五萬二千圓、陸軍費の増加は百二十一萬二千圓なりし尙ほ其上に昨年六月政府は海軍公債條例を發布して向ふ三年間に公債千七百萬圓を募集し悉く之を海軍の費用に充ることを定めて同年既に五百萬圓を募集せしが今年亦六百四十八萬六千二百圓を募集したり斯の如く政府は専ら軍備の一方に注意して多年一日の如く曾て怠るなしと雖ども如何せん我軍政は今日恰も猶ほ創業の如きものにして隨て一事を整頓すれば隨て一事の急を訴へ其急に應じて遺憾なからしめんとするには軍省の定額固より少く公債の募集尙ほ目的を達するに足らず左れば我輩は國民の愛國心に訴へ身は在野の者ながら頻りに献納の一義を奨勵せんとすれども今の民間の疾苦假令へ國を愛するの心に富むも其心を満足せしむるの實物に貧なるを如何せん唯我國民の順良なる、苦しき中にも多少の義務は忘れざることならんれども幾千萬圓の献納は我輩の豫言する能はざる所のものなり左れば今政府が天皇陛下の聖意を體して果して軍備擴張の目的を達せんとするには別に大に決斷して諸項の政費を減じ其全力を軍費に充るの工風專一なる可しと信するなり（明治二十年四月四日）

唯節減あるのみ

凡そ今の軍國の務に於て國力を傾けて海陸軍を伸張するは已むを得ざるの勢に於て然るものなり試に歐洲中原の形勢を見るに諸項の政費中海陸軍費殆んど其一半を占めざるものなく彼の獨逸帝國の如き昨年度の歳計豫算は其總額七億五百八十八萬二千三百四十四マークにして海陸軍費は實に三億八千二百六十三萬六千三百三十二マークに上りたれば軍費は歳計總額二分の一以上を占むるの割合なるが如し然るに我國本年度の歳計豫算は歳入總額七千九百九十三萬六千八百七十圓にして海陸軍費は合計二千四百五萬二千五百一十一圓五十二錢一厘に過ぎざれば軍費は歳入總額の凡そ三分の一にも及ばず今の世界軍國の中に國して海陸軍備の急須なるは我國も歐洲中原の諸國も敢て相違する所なきのみか弱肉強食の今の世の中に在て四面環海、然かも軍備の不行届きなる我國に於て差詰め軍備の急須なるは歐洲中原の諸國にもおさく譲らざる程の次第なるに然るに海陸軍費の割合の不足なること此の如くなりとすれば如何にもして軍備擴張費を増さざる可らざれども目下我國民力の疲弊極りたる其際、諸項の政費を今日の儘にして更に軍備費を増徴せんとするは何分覺束なき事共なるが如し左ればにや我天皇陛下には夙に此に叡慮する所あらせられて此度は海防費中に宮禁の儲餘若干萬圓を下し賜はりたり我々臣民の分として苟も愛國心を存するものは争でか感奮興起せざらん孰れも聖意を奉戴して應分の誠を表すること必然ならんれども今の民間の疾苦、假令へ國を愛するの心に富むも其心を満足せしむるの實物に貧なるを如何せん唯我國民の順良なる苦しき中にも多少の義務は忘れざることならんれども幾千萬圓の献納は我輩の豫言する能はざる所のものなり左れば今政府が天皇陛下の聖意を擴げて果して大に軍備擴

張の目的を達せんとすれば獨り此度の献納金に依頼せずして別に大に決斷して軍備費の出所を求めざる可らず扱て此段に至りて我輩別に奇策あるに非ず、願ふ所は我政府が今の諸項の政費を減じて之を軍備費に轉用するの一點に在るのみ

政費節減の事は之を言ふこと易くして之を行ふこと甚だ難し明治十八年の末、大に政府の組織を改革して成る丈け不急の冗費を省くと稱したるも爾後の成績に於て政費は増すあるも減するなきの有様なるを見ても亦其實際を窺ふ可きなり云々の説は我輩の毎度耳にする所なれども然れども是は在來の政費を目安として其中より所謂冗費と稱するものを省かんとするが故に之を省くの難きを見るものならん凡そ政府の費用には幾分か急不急の差別なきに非ざれども費す所多ければ得る所も亦隨て多かる可きは金錢聚散の原則にして尋常一様に觀察すれば政府の費用に所謂冗費と稱するものは甚だ少なきことなる可し況して我政府の如き政費に餘裕を見るなどの事は殆んど夢想にも及ばざる程の次第なりと云へば諸項の政費中に所謂冗費の少なきは我輩の素より信する所にして目下我國民間の疲弊今日の如く甚しからざるに於ては我輩は今の政費を幾倍して大に文明の政を張ることをこそ願へ、之を節減するなどは思ひも寄らぬ次第なれども民間疲弊して税源枯渴するの其際に防海の急は焦眉に迫りて最早一日も猶豫す可らざるの今日、我輩の所見にては背に腹は代へられず、假令へ文明國の政費中に在て一廉の費目たる可きものにては大決斷を以て之を減縮して他の軍備費に充るの覺悟なかる可らずと信するなり扱て斯く覺悟を極めたる以上は第一著に先づ今の官吏の數を減じ其數に應じて次に各省の事務を減じ教育衛生土木等の事項を始めとして孰れも異常なる節減を加へ從來政府が民間の事業に干渉して年々歳々少なからざる保護金を散するなどの事は一切之を全廢し國庫の費用を以て大厦高樓

を建築し歌舞宴遊以て西方文明國人の輩に倣ふ杯の事も亦皆な之を割愛して質素勤儉、心なき都人士が其狀を見て霜後の寒禽、尾羽打ち枯らしたる有様なりなど評するも斷じて之を意とせざるこそ肝要なれ當局の人若し能く異常の忍耐力を振ふて一時流俗の囁を顧みず斷然節減の主義を實行したらば今の政府の政費中より更に幾百千萬圓の餘金を生ず可きや必然なれば今後幾年を期して此等の餘金を軍備費に供し國力を傾けて國防政略を遂行すること當世の急務なる可しと確信するものなり

抑も我輩が國防政略を以て當世の急務なりと主張するものは決して偶然の事に非ず今試に我國の形勢を見るに四面環海、大に防海策を講ぜざる可らざるの位置に在れども然れども其軍備は今日尙甚だ不完全にして堅牢なる軍艦甚だ少なく砲臺も未だ整頓せずして銃砲も十分の備なく之を要するに形勝と軍備と相伴はざるもの、如し今後若し一旦の變ありて不幸隙を隣國に生ずることもあらば如何せん軍艦俄に造る可らず或は急に之を造らんとするも軍費は俄に集る可きに非ず若し俄に之を集めんとすれば一國の經濟に激變を生じて民を塗炭に陥らしむるの恐なきを得ず現に明治十年西南の亂には費す所凡そ四千萬圓に過ぎざりし由なれども遂に彼の不換紙幣の濫發を促して比年來の不景氣を醸したるに非ずや西南の亂は内國一部の變動に過ぎざれども外國との戰爭に至りては其關係する所廣く且つ大にして不幸兵結んで解けざることもあれば其費用の大なること固より測り知る可らず此時に當りて俄に事を辨ぜんとしたらば忽ち經濟財政の變動を生じて毒を社會に流すこと或は兵の勝敗の比に非ざる可し左れば叡聖文武なる我天皇陛下が今回特に防海の要を明察せられて御手許金若干萬圓を下し賜はりたるも蓋し亦此れが爲めにして我々臣民たるものは誰れか聖意を感戴せざらん我輩は國民の愛國心に訴へて防海費中へ献金することを頻りに奨励するものなりと雖ども今

の防海の急須にして且つ其費用の大なるは多少の献金などの能く之を補ふ可き限りに非ざれば我輩は我政府の人が今
回陛下の思召を感戴するに付けても能く其聖意を擴げて別に大に諸項の政費を減じ其全力を防海政略に傾くるの覺悟
あらんことを切望するものなり（明治二十年四月五日）

献金者へ位階を授くるの説

民間疲弊して税源枯渴するの今日、國家海防の急は目前に迫りたるを以て叙聖文武なる我天皇陛下は夙に此に叡慮
する所あらせられて今回は特に御手許金若干萬圓を下し賜はりたり陛下の盛意の在る所、苟も日本國の人民たるもの
誰れか感激奮發せざらん朝野有志有金の者は追々聖意を奉戴して海防費中へ献金の義を出願する由なるが世上の噂に
ては右有志献金の者へは奇特の旨、思召ありて追て夫れ々の位階を賜はるやにも聞き及べり思召の程誠に有り難き
仕合にして我々臣民たるものは唯感泣の外なかる可きに然るに彼の漢儒者流の中には此風説を傳聞して忽ち例を支那
朝鮮などの昔しに取り動もすれば彼國に行はるゝ賣位賣官の故實に照して切に痛心し居るものもあるやに聞けり蓋し
今回の献金者へ夫れ々の位階を下し賜はるならんとの説は果して事實に相違なきや夫れさへ未だ慥かならず且其の叙
位の精神は陛下が献金者の篤志を嘉して之を標賞せらるゝの點に存することなりとも云へば不祥にも賣位などの文字
を口にすれば實以て恐れ入りたる次第なれども今假りに數百歩を譲りて賣位の事を今日に實行するの見込ありとせん
に我輩は別に何たる不都合ある可しとも思はれざるなり元來位は官に異なり、官は實權實責あるものにして萬一不肖
者之れに居れば下民其弊に堪えざるものある可しと雖ども位は人爲無形の榮譽にして有力なる實權の之れに伴ふもの

あることなし往昔は位田など唱へて位に附屬する多少の實物もありし由なれども今日の處にては瑣細なる法律上の特
許を有する位にして位は唯社交上に於ける一種の名譽たるに過ぎざれば通常人にして之れに居るも差したる弊害を生
ぜざるは今日社會一部分の人が此位を世襲するも其間に格別の差支なきを見て一斑を知る可きが故に世上有金の者
が政府急要の費途に向て若干の金圓を献納する其代りに之れに相當の位を授けたりとて別に不都合の廉なかる可きな
り或は又説を爲して位は國家に功勞ある者を標章するものなれば以て金に換ふ可らず云々と云ふものもあらんかなれ
ども功勞の部類は其數極めて多くして軍國の武士が塞旗擄將、一本槍先きの手柄もあらん、治世の能臣、立法定制、
民の福利を増すの效能もあらん、外國に使用して君命を辱めず時世に先て國難を防ぐなどの勲業は孰れも國家に對する
の功勞ならんと雖ども商工業に従事して大に國土の富源を開き身を利し國を利する其手柄は假令へ赫々として俗眼に
映することなきも亦是れ一廉の功勞にして深く理數を究むるときは此商工業上の勲功は或は復に文武の功の上に出づ
るやも知る可らず米國ニューヨーク府の豪商故ウワンダービルト氏言へることあり余は世間の義理張り寄附救郵等の
事を爲さず何となれば余の一事一業はニューヨーク府の繁昌を加へ一として米國人の便利を増さざるものなければな
りと亦以て富豪家が國家を益するの功勞如何を推知す可きなり勿論多くの富豪家の中には一旦の機に投じて俄に其身
代を起し俗に云ふ滙錢を集めたるものもあらんと雖ども人間社會政治軍陣等の事功とても孰れか投機業ならざらん兎
に角時を得て起りて大人と爲るものなれば其起る所以を問ふに暇あらず唯其目前の事業成功に對して之を賞揚せざる
を得ず左れば平常無事の時の論法を以てするも右等の富豪家には在朝文武の功臣と同じく叙位の沙汰ありて然る可き
筈なるに然るに今日國家海防の急あるに際して此富豪家等が應分の献納金を爲して國家の急務を賛成するに於ては之

れに對して位階授與の沙汰あること尤も千萬の事と云ふ可し窺かに按ずるに我國にては封建尙武の習慣今尙全く脱すること能はず一般の氣風、國の根本たる商工業を輕んじ亦隨て其向きの人物を蔑視するの趣あるが故に商工社會の功名榮譽は政治文學等の社會の功名榮譽と比肩するに由なく壯年敏達商工社會に入りて其技倆を顯はすときは天晴れ一個の紳士たる可き人物にても人間の弱點、社會の氣風に制せられて小首を傾けて商工の門に入らざるもの少なからず國の爲めに甚だ歎はしき次第なれば如何にもして商工業の位置を高めて此氣風を矯正せざる可らず達觀者の眼を以て見れば區々たる人爵などは眞に是れ小兒の戯に過ぎざる可しと雖ども今の凡俗社會にて頗る之を珍重すること幸なれ、今回の擧を機會として民間の商工業社會にも位階を給し商工社會の人の位置が凡眼に映じて高きを加へたるが如き觀を呈せしむること肝要ならん故に今我輩は其筋の者が從來民間商工社會を蔑視したるの念を斷ち今度海防費獻金者へ位階を授與するに就ては非常の英斷を以て思ひ切りて高等の位を授け正一位の商賣人、從二位の製造者などが續々社會に現出するやう周旋計畫せんことを希望するものなり（明治二十年四月十一日）

財政經濟

財政の回復到底望む可らず

政府文明の事業を取縮めて其費用を節減し以て民業を起すの資本を豊にするは財政回復の一法なれども此事唯言ふ可きのみに行はる可らざることならん或人の説に此事言ふ可くして行はる可らざるは誠に然りと雖ども唯今日に

行はれざるのみ明治二十三年には國會の設立もあるとの事なれば或は今の政府の現員の更迭することもあらん其時には政府の面目大に改まりて一切の慣行を破り始めて節減論も實際に行はる可しと云ふ者あれども我輩の所見にては此説を信ずるを得ず第一に明治二十三年と期すれども其二十三年に如何なる國會が現出す可きや果して政府の現員が退て新員が之に交代するなど云ふ花々しき事のあるべきや是れさへ甚だ疑はしき事なり、よしや新舊交代したりとするも其新員が能く節減論に従て之を斷行實施す可きや最も疑はしきことにして我輩の臆測を以てすれば却て其反對を見るの恐なきに非ず元來文明の諸國にて政府の運命は全く民心の向背に關し國中全般の人の望を得る者が政治の壇に上の習慣なれども我日本人民は土百姓素町人にして此輩の心を收攬したりとて之に依頼して政府の地位を固くするに足らず唯頼む可きは中等以上稍や知見を有して政治論などに喋々する壯年輩あるのみ即ち舊藩士族の流なり學者書生の流なり此流の輩が衆口喋々して此れを是とし其れを非とすれば是非の論漸く定まりて之に是視せらるゝ者は人望を得たる政黨にして安く、之に非視せらるゝ者は反對にして危し、故に日本國にて人望を得るとは廣く百姓町人の歡心を得るを云ふに非ず俗に所謂口やかましき人種の心を收攬することなり奇語を用れば人望にあらす書生望を得ると云ふも可ならん日本國民の心は書生に代表せられて本人は夢中に居る者なりと云ふも事實に相違なかる可し故に今天下の人望を得たりと稱して政府の地位に上り又其地位を固くせんとするに百姓町人に依頼するが如きは無益の沙汰なり家に巨萬の富あるも系圖に千百年の由緒あるも心事卑屈なる土百姓素町人は恐るゝにも足らず頼むにも足らず唯大切なるは士族學者書生の流にして此流を疎外せずして先づ其歡心を取り之に結合するの一事こそ肝要なれども不幸なるは此種族が相應に知見もありて心身の活潑なるにも拘らず其生計甚だ寒貧にして實業に就くの法を知らず生涯立身

の目的をば單に官途の一方に定め其俸給に衣食せんとするより外に何等の心匠もなく官に在れば得意、野に在れば不平にして一心一向に官途に熱中する者なれば之を満足せしめて其歡心を買はんとするには之に授くるに官途の地位を以てするの外に手段ある可らず例へば今の政府の如し常に其行政の滑にして反對する者の少きは本來反對す可き程の人物は早く既に籠絡せられて政府の中に在るが故なり故に政府の患は官員の多きに在りと云ふと雖も其實は政府の安全なるも亦官員の多きが故なりと云はざるを得ず若も今日無数の人物を免職して其地位を去らしめたらば忽ち無数の不平家を生じて其喧しきに堪えざるや必せり故に官員の多きは政府の患なれども一方より見れば政府は患に由て安しと云ふも可なり官吏の登用試験等に如何なる規則を設けて吏員を減少し費用を省かんとするも此事ばかりは決して實地に行はる可らず假令へ一時その實施の沙汰を聞くも僅に日月を經過すれば何時の間にか本の有様に復するのみならず却てますます人の多くして費の増すを見る可し蓋し人の罪に非ず政府の安全を維持するに止むを得ざるの勢なればなり之を喻へば人身の痔疾の如し痔は病氣に相違なしと雖も漫に之を癒すときは他の部分に病を發するを常とす痔患者は病に由て健康なり其趣相似たるを見る可し今の政府にして斯の如し然らば則ち之に交代せんと欲する者に於て何等の手段を用ふ可きや唯この寒貧生に約束するに他日の富貴を以てして果して志を得るに及んで之を新官途に登用するの外更に工風ある可らず政府の新陳交代百陳に代るに百新を以てするか尙ほ甚だしきは百を除いて百五十を加ふるの奇談もあるべし加之政治爰に新なれば事も亦新に興り新奇の文明駭々として進歩し一時政府の盛事を見る可きは必然の勢にして今より之を豫言するも大なる相違はなかる可し如何となれば官途熱心の輩が志を得て宿昔の志を實地に施す其有様は久しく禁盃を命ぜられし酒客が頓に酒泉の太守たるに等しければなり新官員の数は多くして新事業は

盛なり政府の歳出これを節減せんとするも得べからず歳出減す可らざれば歳入亦減すべからず民間に殖産の資本を残すが如きは到底望む可らざることならんのみ

以上是我輩の臆測なれども今日現政府の事情を察し又彼の政談者流の内實を視て其成行を卜するときは明治二十三年如何なる國會を設立して如何なる新政府を組織するも之に由て歳入を減少するなどは迎も望む可きことにあらず左れば我輩が今日の説として大に政府の歳入を減少して以て民業を盛にせんとするの冀望は昔に今日に行はれざるのみならず今後政府の更迭に際することあるも日本の時勢に於て到底その實施を見ること能はざる所のものならん誠に残念至極なれども即是れ國の運命なれば如何とす可らざるなり政府の文明事業は駭々として國力の竭き果るまでに進歩し國民の殖産は資本と共に涸れて空手坐食にまで廢滅し唯漸次に飢寒に迫るのみ心身屈強なる後進生にして豫め此時勢を察し現に其困難に陥らんとする者は如何の謀を爲す可きや政談なども随分面白かるべしと雖ども詰り衣食足りて然る後の沙汰にこそあれば我輩は先づ其一身一家の生計獨立を勸告するものなり(明治二十年二月九日)

産業貿易

商賣社會の約束は單に法律のみに據る可らず

商賣は錢づくなり苟も法律の咎めを被らずして錢を得るの道あれば如何なる義理を犯すも頓著するに及ばず遠慮なく利を營むべしとは敢て人の公けに言ふ所には非ざれども近來文明開化の半開、理窟の世の中に推移らんとする其際

商賣社會の約束は單に法律のみに據る可らず

には世人或は内心に獨り商賣の主義を解釋して所謂錢づくの方向に走る者あるか商賣の取引上往々見苦しきことなきにあらず其一二を擧れば今の商賣社會に口約束は甚だ效力なきものゝ如し本來商人の社會にて賣ると云ひ買ふと云ひ貸すと云ひ借ると云ふ其一言は誠に重きものにして一度び發言したる限りは假令へ如何なる利害損益の變あるも其言は食む可らず甘んじて損害の局に當るは即ち商賣の徳義、商人の依て以て身を立る所の大本にして在昔封建の世に武士の一言とて生命に易へても之を重んじたる者に異ならず前年英國にて在龍動日本の或る商人が荷物を日本に送るに常に海上保險會社に依頼するの例なりしが或る時例の如く荷物を積送り商用の都合にて會社に行くの暇を得ず途中圖らずも其社員に逢ひしこそ幸に此度の送荷は先度よりも多し何れ社に罷り出で、お頼み申す可しと云ひ放したる儘にして兩三日を怠る其中に豈圖らんや近海にて其船沈没の報知到來しければ南無三寶保險の事に付會社の人に話しはしたれども被保の約條手續せしにあらす斯くては此方に於て何とも申條はなけれども試に談じ見んとて會社に行て事の次第を述べけるに社の役員は片言の苦情を云はず約束の如く償はんとて先例に倍したる送荷の損害を悉皆拂ひ渡したるにぞ彼の日本商人は自家の損害を免かれたるを喜ぶと同時に英國商法の義烈を見て轉た心に愧ぢたりと云ふ以上は過般英國より歸來したる或人の物語りなるが我國の商人は之を聞いて如何の感を爲すや君等の取引には必ず證書を要し假令へ其證書あるも其證書に調印なければ用を爲さず假令へ調印するも證券印紙なきものは無効に屬し證書中の一字一句も争の種子となり唯苟も法庭に通用して落度なければ天下晴れての商法なりとて人情に忍ぶ可らず、義理に犯す可らざる事に至りても平氣なるが如きものはなきや我輩の甚だ疑ふ所なり優勝劣敗は人事の自然迂闊なるものが損害を被り伶俐なる者が自から利すること誠に然る可き數にして法律に不案内なれば其不案内は即ち其本人の損毛た

る可しと云ふ者もあらんれども凡そ世の中に商人の口約束に背くを愧ぢず約束の精神に頓著せずして唯法律上の證據のみに依頼せんとしたらば一切の商賣は忽ち廢止するの外ある可らず例へば品物を買ふて代價を拂へば受取證書なかるべからず然るに此受取證書と代金との受授は何れの方より先きにするや金を受取りて證書を渡さざるか又は證書を受取りて金を渡さざるときは瞬間に其一方は無證據の損害を被るものあるべし天下の奇談ならずや或は假令へ金を拂ふて受取證書を取るも人事繁多逐一その證書を深く家に藏む可きにもあらず一見これを反故にして在る所を知らざるに數日數月を経て代金を要請せられたらば如何せん法律論者は無證據なるが爲めに再び金を拂はしむるか如何となれば家の出納帳に代金拂の記入あるも其帳面も亦手製の帳面にて疑はしければなり又商人甲が熟談の上乙に資本金を貸して商業を営ましめ其貸金の證書には明治二十年十二月三十一日元利返済と記しあれども是れは證書面の事にして其實は毎歲末に之を書き替へ永く營業すべきは双方の黙約即ち精神の約束なるに二十年の歲末に至り證書面の如く元利を取上げて其まゝにしたらば乙の損害は如何なる可きや俗に是等の所業を名けて熱湯を飲ませると稱して商人諸君の中に其事例なきにあらず其證書面の文字を屹度當てにし利を營まんとならば地主が其貸地に借地人の建築を狙ひ済ましよ、家屋土藏の落成に至りて俄に地代を上ぐるか又は立退を命じたらば金を食ふには屈強の手段なる可し又政府が人民に秣場漁獵場等を貸渡すに年限あるもの多くして其年限の繼續願は例の通りに聞届ること恰も官民の黙約にして人民は殆んど拜借地拜借水とも覺えざる位に安んじて生業を營む所へ貸渡の年限は本年限り法律に於て然りと云はれたらば人民は一言の下に熱湯の苦痛ならん又礦法に借區は十五ヶ年の限なるに其礦山の模様次第にては巨萬の資本を放下して五十年百年の利を謀るものあり若しも政府が不圖したる出來心にて十五ヶ年の期限通りに之を取上げ

たれば如何せん借區人は法律上に一言もなくして大破産に至る可きや必せり又以上の談緒に就て云ふ可きは去年來世
上に噂する彼のブルスの一條なりブルスとは相場會所の事にして日本にて云へば株式取引所米商會所など、同様
の事を取扱ふものなり然るに世論云ふ今の日本の株式取引所米商會所の如き相場所は甚だ宜しからず西洋文明のブ
ルスに變ぜざる可らずと喋々する其有様は相場所に易るに相場所を以てするものにして牛肉は宜しからずビーフに
變ぜざる可らずと云ふに異ならずブルスの文字神靈なるに非ず唯耳新らしきのみ固より不文なる例の素町人共が會
合する相場所の事なれば商法の大主義を知らざるものも多からん宜しからざる習慣も行はるゝことならんれども是
れが所謂日本相場會所の本色にして其改良を謀るには次第に缺典を補ふて以て日本全體の文明と共に進歩するの外あ
る可らず故に假令へ今の相場所を止めて神靈なる文明のブルスにするも忽ち其神靈を失ひ依然たる舊素町人の會合
に變化してビーフ再び牛肉に復る可きや明なり唯この新舊交代の際に起る可き變動は舊株主共が官民の默約を當てに
して營業の繼續例の如くなる可しと信じ得々として其株式を所有したりしにブルスの一發熱鐵の湯の如く其家産を
鏝銷して烏有に歸せしめブルスの株は之に交代して新に利源を開き其新株式の騰貴するは舊相場所の株の如くな
る可きのみ誠に一時の騒動なれども是れも法律上と云へば一言もある可らず我輩は獨り日本の商法の堅固ならざるを
氣の毒に思ふの外なし

日本の商賣社會の不安心なること斯の如し錢づくなれば百事頓著するに及ばずと云ひ證書さへなければ口約束は無
效のものなりと云ひ熱湯を飲まするも法律の咎る所にあらざれば平氣なりと云ふが如き有様にては正路の商人何に依
頼して業を營む可きや實に不安心なりと云ふべしむかし封建鎖國の世なればイザ知らず今や萬國交通海外比隣の如し

此劇しき時節に當て何事か最も恐る可しと云ふに我輩が世相の先きの又その先きを想像すれば我國に既に乏しき其資
本金が故郷を去て外國に往くことはなかる可きやと特に掛念に堪えざるなり昔年米國の大家フランキンは自由の所
在是れ吾里と言ひしことありしが今この語を借用して若し人間の資本金に口あらしめなば當さに言ふ可し約束の堅き
所是れ吾里と、左れば日本國人も自國の資本を豊にして殖産の道を開き以て文明の進歩を謀るの意あらば總て商賣に
關する約束は其法律上に又精神上に陰にも陽にも堅く之を守り内外の人をして安んじて日本國の商賣に従事せしむる
の工風今日の急要なるべし(明治二十年二月十日)

日本の蠶絲家は支那の競争を忘るべからず

或人の説に養蠶製絲必ずしも日本の特有ならず西洋の諸國近來此業を盛んにして年々の産額次第に増加するは其土
地の風土氣候能く蠶兒に適合するの證據ならん又た人爲の工風を以て蠶兒の發育保全を促す手段は西洋人の長技にし
て學理を實際に應用したる飼養法の進歩に至りても實に驚くべきものあるは日本人の知悉する所なり此の如く天工人
爲兼ね備はりて將來ますます其業を鼓舞したらば西洋の生絲大に振作して今日の如く東洋の供給を仰がざるも不都合
なきの時節到來することなかるべきや近年佛蘭西伊太利その他歐羅巴の各國に於て非常に蠶絲業を奨励し今日の勢に
於て駁々進歩の實あるは日本に取り恐るべきの事相なりとて其理由を説く者あれども我輩が今日までの聞見を以て實
地を探究すれば絹織物の競争は兎も角も其材料たる生絲の生産供給に於ては日本の蠶業決して西洋の將來を憂慮する
に及ばざるものゝ如し高價の地面に桑を植えて高價の人夫を使役し、以て日本の如き百貨廉値なる邦土の生産に競争

せんとするは實際行はれ難き數にして此外に西洋の生絲が日本産に比して所詮及ばざるの點は光澤強力の二つに在り即ち日本先天の利益、造化の賜物にして人力器械力の如何ともすべからざるものなれば日本は永久其特澤に浴するを得べきのみならず尙ほその上にも日本の生絲には練減りの歩合尠き固有の性質あり歐洲産の金光絲きんこうしなど凡そ二割三分の減損あれども日本絲の練切ねりきりは多きは一割五六分又た少なくて通常八九分位なりとの事なれば日本絲の價或は少しく高しとするも市上に特權を占む可き處に其價格を聞けば却て廉なり需要なからんと欲すといへども得べからざるなり

前條の次第なるが故に伊佛その外西洋の諸國に於て如何に蠶絲業を奨勵するも日本の生絲に固有する特別の力を以て能く其競争に打勝つ可きは萬々疑なき算にして我養蠶家製絲家は心配なく其業に就て安全なりと雖も爰に恐るべき競争者は近く隣國の支那に在り即ち蠶業に適合せる東洋の風土氣候は支那日本共に同等にして厚薄あるなし、特に其邦土の廣くして生産ます／＼限りなきが上に賃錢低くして更に勞働を厭はざるの氣風に至りては日本國は支那に一著を輸せざるべからず且つ支那絲の品質は日本絲に及ばすとて其説久しく行はれ來りて日本人に諛なぐさりを呈したれども先年富岡製絲場の雇たりし外人某氏が近時清國上海の製絲場にて支那絲を試製したる經驗にては光澤と云ひ強力と云ひ充分なる出來にして殆んど日本絲を凌駕するの色ありと聞けり且つ支那絲が強力に富むことは獨り上海絲に止まらず一般皆然らざるはなく今日、米國の市場などにて日本絲がその大半の供給を占むるに關はらず更に支那絲の輸入あるは其強力甚だ勁く、縫絲用に適當なるが爲めなりといふ或は又た従前の説にすれば支那生絲は練減りの分量甚だ多くして其價格の廉を償ふに足らずとの故障もありしかねども近來我輩の聞く所にては支那生絲の練減りは其品質の悪

しき故にあらずして狡猾なる商人が態と混ぜ物をなすがためなれば、此弊を絶つに於ては支那絲の品質申分はあるべからずと云ふ日本に於ても先年は淺薄なる生絲商人が其荷物の中に襪襪紙屑の類を包込み又は絲質に石灰など振懸けて只管其貫目を重うし目前の利を圖るがため大切なる信用を落したる自國の經驗を以て推測すれば支那人も同様の淺薄手段にて品質不良の評判を立てられたるに相違なからんのみ之を名けて永遠無窮の缺典と云ふ可からず又た支那は大國の割合に其生絲の輸出額も非常なるものにて日本の三倍乃至四倍を下らされども製絲の事業は日本ほどに進まずして其坐繰手提の品種甚だ粗末なれば日本絲と同格にして論ずべからざるのみか器械製絲の如きも近年までは殆んど其沙汰を聞かず或は其荷造法の不完全なる、品位等級の不同一なる、諸般人工の改良皆後れたるが故に日本の生絲はこれに乗じて容易に信用を博取し得たることにて之を米國の市場に例せんに十年以前支那絲の需用は年に凡そ八九千俵にして日本の絲は八九十俵を超えず實に見る蔭もなかりしものが僅々十年の其間に日本絲を賣弘めて今日に至りては彼是れ一萬七八千俵に上りたるは全く改良に先鞭を著けたる結果なりと云ふ可し然るに近來は支那の製絲家も追々進歩の必要を感じて器械絲の産出年々に増加し從來惡物を混同したる等の弊も漸く除けて蠶絲の改良次第に緒に就かんとするは日本人の油斷し難き敵手といふべし要するに價格品質の二つに於ては日支兩國の生絲に左して優劣なしとするも今日まで日本の蠶絲家は幸にして改良の一事を怠らず以て西洋の市場に其專賣を占めたりしなれども支那人も亦長眠を貪らず將に改良に著手せんとするの形狀なれば日本人は早くこれに先んじて倍々その市場を弘めて兼て得意を維持するの覺悟今に及んで急務なりといはざる可らざるなり（明治二十年八月五日）

運輸交通

官有鐵道を人民に賣るの説

第一

鐵道は官有民有の二つ孰れを利とするやの議論に關しては西洋に於ても其說一ならず中には官有を主張するの人もあれども先づ事の大體に於て鐵道の如き運輸交通の商賣に屬する事業はその性質上、民有たるべき筈のものなりとの立論或は有力なるが如し第一、會社營業の體面より見るも官の手を離れて人民獨立に歸するは商賣の本色なり官府より民間の商賣に手出しするは謂はゞ人民の營利を妨害するの姿もあり旁々以て望ましからず次に社會の便益如何にといふに官有鐵道の民有に若かざることを明白の事實にして官邊の事業には兎角費用多きが爲めに隨て運賃の割合を高くし以て人民をして不便を感じしむることあり又た運賃云々の事は別にしても民間の事業なれば一種言ふ可らざる所に利便ありて此利便、時としては金錢に替へ難き場合もあるなり尤も一國の政府としては施政上の都合に由り私立鐵道會社に干渉すべきこと勿論の權利なりと雖ども去連これを以て政府自身が鐵道の營業を一手に握るも可なりとは論ず可らず唯時に所に處しては一時の權道政府自から鐵道を敷設して兼てその營業を爲すべき情實もあらんなれども是れは申さば國民幼稚にして自家の獨力文明の事物を採用する能はずと云ふ如き場合にのみ限るべき事にて其他には應用の成り難き議論と知るべし

今日にては日本國の人民も鐵道事業の何たるを知悉し政府の手を離れて私に其會社を起すまでの程度に進みたれども十餘年以前に在りては全く然らず太甚しきは鐵道を以て社會の危險物となしたる者さへ有りしほどの世の中に政府の英斷人民に率先して第一著に東京横濱間十八英里の鐵道を敷設し尋で神戸大津間、北海道手宮幌内間并に敦賀大垣間の鐵道を成功せしめたる其前後に在りては當時政府の外に復た誰人か此丈けの大工事を興す力のあるべき、政府の起業固に以て我輩の賛成する所なれども時勢の變遷に従ては自からその方策にも異同無かる可らず今日民間の私力、鐵道會社を引受けて充分營業の出來する見込もあらば官有鐵道をその儘に拂下げ全く人民の手に任ずるに於て一向差支への筋なかる可し目下の所にて官有の線路は右の四箇所の外に品川より赤羽、高崎より横川或は直江津より關山或は現在著手中なる東海道の鐵道ありといへども此等は暫く例外となし爰に東京横濱神戸大津手宮幌内三線路營業の割合を見るにその興業費金一千二百十四萬一千七百六十一圓に對してその收入益金

各年收益金

興業費に對する年利割

明治十五年

九〇〇、六五〇^円

七朱四厘

同 十六年

一、〇三一、九二五

八朱五厘

同 十七年

九五三、八五七

七朱八厘

三箇年間平均年利割七朱九厘

以上は第五統計年鑑に據りて調査したるものにして次に明治十八年以降の割合如何んを知らずと雖ども此平均割に比し大なる變更なきものとして可ならん其外敦賀大垣間の鐵道は明治十七年五月に本開業を行ひたるものゆゑ全線路營

官有鐵道を人民に賣るの説

業一周年度の収益を見ること叶はず又十八年以降の決算も同斷詳ならざれども其大體決して右の平均年利割より下るものとは思はれず次に此鐵道の興業費金は二百七十九萬四千九百四十二圓にして他の三線路との合計は金一千四百九十三萬六千七百餘圓、これに對して前記年七九厘の平均収益あるものとせば其年額少くも一百万圓を下る可らず明治十七年官府實際の収益金は當時敦賀大垣間の線路中途よりの開業なりしにも拘はらず尙ほ七十八萬八千餘圓の額に上れり今此の益金を實地一百万圓に届くものと定めて年五厘配當の株式にせば其價格は二千萬圓に達すべし即ち今日政府にて此の價格を以て以上の線路を拂下ぐるの議に決したらば人民は喜んでこれに應ぜんこと疑ひある可らず何となれば官府營業の割合にして尙ほ年五厘の利益あり之を私立會社の經濟法に歸するときは更に其利割を増すの工風亦容易なればなり

但し此勘定は全くの概算にして若し實際に拂下論の行はるゝ場合に至らば更に精密の調べを要するは勿論なれども事實政府が費したる興業費金一千五百萬圓の鐵道が今日に至りて二千萬圓の價格を現はさんとするは案外の結果にして差引五百萬圓の餘剰などは寧ろ思ひも寄らざる所なれども兎に角に此鐵道拂下論にして實際に不都合無きものとせば我輩は一日も早く其實行を熱望するものなり抑も東京横濱間の線路を第一とし其他のものは獨り北海道の鐵道を除き不相應に不廉の出來なれども是れと云ふも當時には日本人が未だ此業に慣れざる時の仕事なれば費用の高價に昇りたるは今更咎むべきにも非ず故に今日と爲りては工業と工費との割合如何は之を不問に附し唯收入金の利益を工費に對照して案外の好結果を祝す可きのみ斯かる芽出度き次第なれば政府は今民力の鐵道營業に適するを幸として早く拂下のことを決行し興業以來今日までの手際を全ふして其終を善くせんこと我輩の偏へに冀望する所なり

第二

前節の立言に従へば政府が先年一千五百萬圓の資本を以て敷設したる鐵道を今日その収益の高より割出して二千萬圓に賣る可しとの勘定なれども拂下の實際に於て如何なる可きや容易に定め難きことなれば先づ内端に積りて原價千五百萬圓とするも斷然賣却して得策なる可し如何となれば政府は既に人民に鐵道の見本を示したる其上に會計に於て毫も損する所のものあらざればなり扱拂下と決して其代價千五百萬圓の金を何事に用るやと云ふ人もあらんかなれども今の國庫は金の餘るに困るものに非ず近年政府は頻りに税源を求めて之に賦課し酒税を増し醬油税を課し菓子に烟草に賣藥に新税法の繁なるは素より其好む所にあらずと雖ども文明の世界に國して其文明を共にせんとするには文武の費用なかる可らず即ち其出處は國民の外ならざれば納税の負擔輕からざるも今日の方角に進む間は之に堪ること肝要なりとて我輩は常に政府の税法を賛成して間接に人民に向て其負擔を勸告したることにて既に過般發布の所得税は勿論海防費獻金の事に至るまでも苟も政府の歳入を増すものなれば傍より之を非せずして幫助の論説を呈したりと雖ども凡そ人間世間の説も議論も無益にして如何ともす可らざるものは實物の數なり今や我國の人民は日に其負擔を重くして殖産の資力を餘すもの少なし唯其性質順良なるが故に政府の命する所は決して之に違はずして毫も不平の聲なく力のあらん限りを盡して勉強する其趣は性質の優しき馬が荷物を負ふて體力の限りに走るが如し誠に愛す可き次第なれども國の經濟を永遠に見るときは成る可き丈け其負擔を軽くして民間に餘力を與へ次第々々に其殖産に生氣を催ふして國の富源を深くし以て他年の急要に供するの工風こそ大切なれ即ち今日人民の負擔を軽くすること一なれば五年の後に三を負はしめ十年の後に十を課するも左までの骨折とも思はざることならん詰り國の利益たること明白なる

數理なれば爰に政府に餘計の歳入を得たらば深く思慮を運らすにも及ばず簡単に夫れ丈の減税法を施して可ならんのみ固より一時に千五百萬圓を得たればとて今後毎年千五百萬圓の税を減す可らざるは言ふまでもなきことなれども政府には今日差向き費用の費目ある可し此費目に充る爲めにとて一時に金を集め又年々に收税の法を工風することもあらんなれば目下千五百萬の餘財あるこそ幸なれ之を利用して目下の急要を達し以て臨時の集金規則の收税を弛るは富國の長策として争ふ可らざるものなり例へば近來政府に海防の議あるよし實に一日も猶豫す可きにあらざれども差向き困るものは資本金にして我輩も其金策の一段に至ては唯當惑の外なし所得税の法新にして妙なりと雖ども我國開闢以來の新法にして人民が之に慣れざるのみならず政府の筋の吏人に於ても全く不案内のことなれば實際に收納の少なき其上に官民の間に誤解もあり行違ひも多くして之が爲めに無限の手續を煩はし表に現はれたる收税費に加ふるに無形無名の際に費す可き人民の手間を以てするときは一國の經濟上より見て最上無病の税源とも思はれず又彼の海防費献金の如きは是れぞ日本臣民の至情に訴ふるものにして東西南北より響の應ずるが如くに献納を出願する者あれば最も妙なれども我輩が毎度述べたる如く今の日本人民は國を愛するの心に富むと雖ども愛國の情を表するの實物に貧なるものなれば献金の高も或は我輩が漫に豫算して竊に悦びたる數よりも少なきことはなる可きやと今日に至りて聊か掛念なきにあらず人事不如意誠に堪え難き次第なれども一方に海防の要を想へば海外諸國の風潮日に其急劇を増して吾々日本人の爲めに特に猶豫を許さず之に應ずるには結局國財の用意なかる可らざるなり況んや文明の國事は單に海防のみに止まらずして千緒萬端の急あるに於てをや此時勢に當りて苟も國庫に入る可き資金あらば其高は千萬圓にても二千萬圓にても多少に拘はらず之を利用して國の急須に應ずること智者の事なる可し左れば政府は今日官有の

鐵道を人民に拂下げて其代金の所用に苦しまざるのみか文武政費の多端に際して國庫の收入は多々ます〜用法の繁き時節なれば斷じて之を實行せんこと我輩の冀望する所なり(明治二十年五月十七日及び十八日)

教育學術

教育の經濟

第一

子の教育は父母の私情に任じて他より之を干涉することなく其學資を私費にして公共の財を用ふ可らず抑も天下の事物は人氣の赴く所に從て盛衰するものにして國民一般に其事の大切なるを知るときは傍らより之を促す者なきも盛大に至らざるはなし在昔封建の時代に武術の盛なりしは天下の人心みな武を尙びたるが故なり支那朝鮮の士人が大概皆詩書を善くするは其國の習俗文を重んずるが故なり日本の武人支那朝鮮の文客必ずしも公共の學校に入り公共の資金に補助せられたる者に非ず唯だその時の風潮に推されて文武の道に達したるのみ又商賣の通則に於て需要能く供給を促すか供給能く需要を引起すかと云ふに新に物品の出來たるが爲めに之を好む人を生じたるの例は少なくして物品の供給は人の好嗜に應ずるを常とするが如し近くは去年以來東京市中に洋服裁縫店の増したるは非常の數なれども其増したるは近來都下に洋服を著る者多きが故なり即ち洋服の需要の増したるが故なり試みに此數多き洋服店をして四五年前に開業せしめんか之が爲め都下の人に洋服の好嗜を生ず可しと思はれず如何となれば洋服の供給は以て其著

用の念を引起すに足らざればなり

左れば今天下の學者を一種の商賣品と視做し如何すれば此商賣品の供給を増す可きやと云ふに唯だ日本國中に其需要の道を開くこと緊要なるのみ近年は我工商社會にても漸く學者の必要を感じて之を採用するの端緒を開きたるに付ては後進の學生は其様子を察して學業の方向を工商の實業に適せしめんとて身構する者少なからず人心の事機を見ること顯敏なりと云ふ可し今我政府にては如何なる學者を作らんとするに急なるか我輩これを知らずと雖ども其種類の何たるに論なく唯これを採用して地位を授くるの道を開く可きのみ法學士を欲するか官費を以て法律學校を設立維持せんよりも私立學校に卒業したる者か又は海外に學びたる者を用ふる方途に便利なる可し理學者の所望にても化學者の注文にても之を求めて到らざるものある可からず唯その所望注文次第にて學問の社會にては常に顯敏に其景氣を觀察して需要に應ぜんとすることなれば其需要のいよ／＼多きに從て供給も亦いよ／＼増加し毫も差支なき其趣きは正しく商賣の原則に違はず洋服著用の流行に促がされて洋服店の數を増し其數の増すに從て品物は注文次第に手に入り會て著用者をして不自由を覺へしめたることなきの事情に異ならず又或人の考へに今の私立學校の課程は低くして眞の學者を陶冶するに足らずなど云ふものあれども是れは唯だ目下の現狀を其まゝに見て人事の運動に心付かざる迂遠説のみ抑も今の私立學校に課程の低きは其校費足らざるが爲めなり、其校費の足らざるは學生に高き授業料を課す可からざればなり、其これを課す可からざるは何ぞや授業料の最も低くして課程の最も高き官立學校なるものあればなり故に今官立學校の制を廢して天下の子弟を私學に放ちたらば私立學校は必ず其授業料を増して校費を集め隨つて其學業の課程を高尙にして高尙なる學者を作ること決して難きにあらず今日の私立校は毫も公共の補助なきのみか東京

などにては従前學校の家屋税丈けをば免除したりしものを本年以降は之れをも許さずして私校の建物に税を課することと他一般の家屋に異ならず斯くまでに孤立無援の其艱難にも拘はらず尙ほ様々の手段に由りて存立するものなれば若しも其授業料を高くして校費を償ふの機會を得るに於ては私學校の維持は甚だ容易なる可し先年東京府下の王子に印刷局附屬の抄紙部なるものありて製紙を賣出し其價非常に廉にして之を買ふて用ふる新聞社などにては甚だ便利なりしかども本來工業商賣上にあるまじき低價にして斯かる品物が市上に現はれ出で、は人民私立の抄紙會社は迎も立行ききの道なしとて昨年中その次第を歎願して抄紙部の賣出しは中止となり爾來始めて私立抄紙會社の營業も利を見る場合に立直りたりと云ふ事柄こそ異なれども學校の官立と私立との關係も官設抄紙部の私設抄紙會社に於けるに同じ日本國の經濟を一家の家計として視るときは何事に論なく實際に妨げなき部分には費を省くこそ得策なれ國民の教育も私立學校に任じて國用を減ずるの計算を得たらば斷じて之に從はんこと我輩の冀望する所なり

第二

官立學校の制を廢して私立學校を盛んならしめ學生の授業料を高くして校費に充るときは國庫の費を省いて學事に妨げなしとの次第は前節に之を記して讀者も必ず異論なきことならん若しも異論あれば斯く授業料を高くしては日本國民の資力に及ぶ可からざるが故に自然に就學者の數を減じて遂には學問の衰微を致す可し又人情に於ても恰かも貧家の子弟を學問の外に排斥するの姿なれば是れ亦憐む可し云々の説なる可しと雖ども我輩の所見を以てすれば此異論に答辯すること決して難からず私立學校の授業料を高くすれば日本國民の資力に及ばずなど云ふは畢竟漠然たる推測にして事實の數を計へたる計算に非ず今日の實際に於て授業料を高くするとして凡そ何程にして足る可きや先づ學生

一名に付き一年五十圓乃至百圓の授業料を收入したれば私立校の學科を高尙にして十分なる業を授くるに足る可し子の教育を重んずる父母の身と爲りて考ふれば是れまで各地方より東京杯へ留學せしめたる學費大凡そ七八十圓より百圓なりしものが正しく倍數に上るまでのことにして其家の資力を盡すまでには尙ほ程遠き次第なれば之が爲めに就學者の數を減ずるなどの掛念は萬々ある可からず日本人貧なりと雖ども中等以上の良家にして愛子の教育に百圓以上百五十圓内外の金を費す可き者は無數なりと云ふも可なり殊に近年に至りて俄に學生を増したる其次第を尋るに維新後十數年の間は教育の區域を士族に限り他の平民は兎角學問を好まずして不慣れなる洋學などに至りては殆んど之を嫌忌する程の事情にて恰かも士族の子弟をして高尙の教育を専らにせしむるの勢ひなりしかども時勢の變遷進歩に従ひ近來は大に平民の眼を開き農工商の社會にて苟も資産ある者は其子弟の教育に心を用ひざるはなし前年は何れの學校生徒にても士族の中僅に平民の子を交へたるものが今は之に反して平民中に士族を交るの割合となり日本國中學生の増加は實に夥しきことなり教育の區域既に平民に達するときは學資の出處も甚だ容易にして復た心配するに足らず三五年來商況不景氣にして民間は甚だしき難澁と云ひながら其不景氣のいよ／＼甚だしきに従て學生の數はいよ／＼増加すること不思議なれ我平民社會の廣くして子を教ふるの資力に乏しからざるを知る可し人或は云く士族固より貧なり他の農家商家にても家計の不如意なる者は甚だ多し此種族の身となりて考ふれば今日までの教育にても既に已に大儀なりし處に今俄に倍數の學費と申しては迎も叶はずとて廢學し又就學の念を絶つ者もあらん誠に氣の毒なる次第なりとて愛憐の情を催ふす人もあるべし我輩とても同様に於て此種族に對し無情なるには非されども畢竟私の情にして天下を談するの言に非ず社會の全面に就て教育の利害を視るときは人々個々の私は之を思ふに違あらざるなり元來學

問教育も一種の商賣品にして其品格に上下の等差ある可きは誠に當然の數なれば家産豊にして父母の志篤き者が子の爲めに上等の教育を買ひ、資力少しく足らざる者は中等を買ひ、中等より下等その階級は段々限りある可からず之を實物に徴すれば富豪の子女は縮緬を著用して金玉を飾り中等以下は綿服より下りて終には其綿服にさへ不自由する者あり社會の今の組織に於て到底免かる可からざるの不均にして或は哲學流に論じたらば甚だ道理に背きたることならん我輩も其邊に就ては竊に説なきに非ずと雖ども左ればとて今この不均を宜しからずとして俄に人間社會の組織を改めんとするも人力の及ぶ可き限りにあらず然らば則ち人間貧富の不均に由りて厚薄の別あるものは衣服飲食のみに止まらず教育に於ても亦然りと觀念せざる可らず漫然たる世上の人は往々世態人情を知らずして強ひて貧家の子弟を擧げて之に高尚なる教育を授けんとす、無理に非ずして何ぞや教育も錢なり衣裳も錢なり貧子女に綺羅を著用せしむるの難きを知らば之に授くるに高き教育を以てするも亦無理に非ずや到底天下經濟の許さざる所にして我輩その可なるを知らず或は天稟俊英の才を抱きながら貧窶に湮没して朽果てんとする少年もあらん之を補助するは甚だ善しと雖ども唯これを私にす可きのみ如何なる場合に於ても公共の資本金を以て之を教育するが如きは我輩の感服せざる所なり假に爰に商賣工業の道に明にして天稟の才智は逞しけれども錢なき者あらんに公共は果して其者等に資本金を貸すの義務あるか之を貸し之を與へて果して公共に利する所ある可きや凡そ經濟主義の初步に通じたる者ならば否と答ふることならん如何となれば商賣工業は人々私の事なり若しも其人の才を見て助けんとらば之を私の相對にして可なり天下公共は人の私を助るの義務あらざればなり私の工業商賣は公共の助く可き限りに非ずとの理由既に明白なるに於ては貧家の子を教ふるに公共の資本を以てす可からざるの理由も亦明白ならざるを得ざるなり

國庫金又は地方費の如き公共の性質を帯びたる資本金を以て讀み書き以上高尚なる教育を助け貧家の子弟をして高尚なる學識を得せしむるは實に財を失ふのみならず其教育の成りたる上にて本人の心を苦しめ又隨つて天下の禍源を醸すの掛念なきに非ず凡そ人間社會の不都合は人の智力と其財産と相互に平均を失ふより甚だしきはなし無學無識にして富貴の地位に居り其金力權力を誤用して一身を害し又社會に禍するの不幸は往々人の注目する所にして之を憂ふる者多きにも拘はらず博學多識にして貧賤に居るの不幸も亦正しく之に同じと雖ども動もすれば人の注意を通るゝを常とす我輩の特に憾む所なり語に云く知字是れ憂患と蓋し人生文字を知り智識を研いて其身の憂き種子に爲る可き道理はなきに似たれども知字果して憂患と爲るは何ぞや他なし其知字者が身に得たる知識相應の地位を得ざるが故のみ故に知字は直に憂患の原因に非ずして其原因は貧乏に在りと云て始めて意味を成す可し今我國の有様を見るに小學の教育甚だ高きにもあらざれども尙ほ且つ之に出入する童子等が父母の知らざる文字を學び父母の解し難き議論を聽聞し自然に其の氣位を高くして其郷黨に土民の群を成すを樂しまず漸く成長して四方に飛出さんと欲すれども家に一錢の餘財もなく朝夕不平を呑んで父母と共に田圃に耕す者なきにあらず此少年の智識決して非常なるにあらず唯僅に學問の初歩を窺ふたるまでの者なれども初歩は初歩ながらにして苟も之に相應す可き財産あらざれば初歩相應の苦痛あるものと知る可し左れば之より以上に上りて中學大學の教育に業を成したる者の心事は其高きこと如何ばかりなる可きや假令へ空想の理論學に非ずして有形の物理を研究したる者にて之を他に比して恰かも精神の調子を殊にし茫々たる宇宙無數の人を見れば平均して己が眼下に在らざる者なし腹中萬卷の書、胸裏絶倫の策これを繰り出して泉の涌

くが如く彼の工業にこの器械を用ひ、此の商賣にその工風を施し、建築は云々、土工は云々、道德の主義は斯くの如くにして、社會の改良は何より著手し、法律を如何して政治の精神を何れの方向に定るなど千種萬様の學者先生が千緒萬端の新案を案じ扱之を心に得て之を實に施さんとすれども先生本來無一物、僅に公共の補助を得て教育だけは卒りたれども工業商賣以下の事業、固より自力の及ぶ可き限りにあらず左ればとて世上の景況を見れば所謂俗世界にして雅俗調子を殊にし此方より求めて往く可らず、先方より來て求る者もなし官途の如きは最も適當の地位なれども無限の學者に有限の椅子、最早や周旋も行届き難くして結局閑散無爲の境界に居らざるを得ず、閑に居て生計の道なし其肉體の苦痛のみか多年の教育に辛苦學び得たる知識見聞は内に鬱閉し錐穎會て囊を脱するを許されざる其精神の不平不愉快は更に肉體の苦痛よりも甚だしく煩悶鬱憂に堪ゆ可からざるなり然り而して此鬱憂や靜に内に鬱する其間は一人の苦痛に止まると雖ども發して外に現はるゝに於ては亦自から社會の憂たるを免かれず其事例は古今内外の歴史に見る可きもの甚だ多ければ我輩が特に爰に記さるるも讀者の自から想起す所ならん左れば此學者の流が上等の學問教育を被りたるが爲めに一身を苦しめ又隨つて社會の憂を爲すは其罪決して學問に在らず學問は則ち眞實有益有用の學問にして之を利用すれば其效能少なからざるものなれども唯その學問の深淺と本人の身の貧富との間に釣合を得ずして折角の學問も却て不幸の媒介を爲すものと云はざるを得ざるなり

右の立論果して大に違ふことなくば今公共の資本を費し高尚なる教育法を設くるは國民教育の得策にあらざる可し我日本開國の初めの如き國民未だ學問の何物たるを知らざる時代に在ては或は文明の木鐸として官立の學校も一時の權道なる可しと雖ども今や國民一般に學問の必要を知り私財を投じて子弟の爲めにせんとするの時運に際しては權

道は之を廢して經濟論の大義に基づき教育の階級は正しく貧富の差等を違へず、幸ひに學問の熱を催したる富人をして其欲する所に任じ錢を投じて高尚なる教育を買はしむるは策の得たるものなる可し無理に貧者を引上げて上等の教を授け目下に資本金を費して他年また其人物の始末に苦しむが如きは我輩の取らざる所なり又終りに一言す可きは吾輩の持論に於て官立學校の制は經濟の點に於ても教育の點に於ても感服せざる所なれども學校教育を外にし僅に數名若しくは數十名の大學者を養ふて高尚至極なる學理を研究せしめ其目的を極めて高くし其區域を極めて狭くし尋常の學問世界より幾等を擢んでたる特別の組織を設くるが爲に多少の國財を費すが如きは竊に贊成する所なり蓋し此種の事業は人民の私に企て及ばざる所にして千百年の長計に於ては一國の光明として缺く可からざるものなればなり但し其細目の論は之を他日に譲る（明治二十年七月十四日より同月十六日に互る）

耶蘇教會女學校の教育法

第一

往時我國封建の時代には婦人の位地一般に卑くして實際高等の教育を要せざりしが故に亦隨つて之を等閑に附し去りしことなれども維新以來世事の進歩に連れて世人も追々女子教育の大切なるを悟り女子師範學校を始め官公私立の學校續々として處々に出現したれども試みに其教育法如何と云へば俗に云ふ長し短しにて女學校の種類の甚だ多きにも拘はらず今の日本婦人の實際に適するもの殆んど稀なるものゝ如し左ればにや我國上中等の家にして學齡の女子を持つものは其教育を托するに相應なる學校なきに困り果て、目下英學流行の折柄、差向き耶蘇教會女學校の門に入れ

て英學の一科丈けも先づ相應に修業せしめんとの心算を以て其女子の教育を教會女學校に委任するやうの勢ひを成したれば該學校の増加すると同時に女生徒の數もますます／＼加はり今日の勢、耶蘇教會女學校は日本女子教育の一部分を負擔するの情狀を呈するに至りたり抑も今の教會學校を組織する宣教師諸氏は孰れも本國教會の命を奉じて來りて日本に弘法するものにして本來の目的は布教に在り、學校教育の如きは其一方便たるに過ぎざれども我輩の所見を以てすれば諸氏が其目的を達せんとする諸方便の中に就て學校教育ほど適切にして然かも有效なるものはなかる可しと信するなり蓋し今の日本婦人は多年習慣の馴致する所、戶外社會の事に對しては固より無權無力にして其意見の人心を動かすに足るものなきが如くなれども一家戸内の事に於ては其權力思ひの外に大にして知らず識らずの際男子も之れに支配せらるゝことなきに非ず今一家内に於ては飲食遊興等の事も總て其家内女性の嗜好に由りて定まり妻の信仰は能く其夫の心を移し子女の宗旨は大抵其母親の奉ずる所に傾くが如き所謂家風庭訓と稱するものは重もに婦人の意向に出づること古今の事實に相違なきが故に耶蘇宣教師諸氏が今新に日本に弘法せんとする其方便として日本女子教育の一部を負擔し先づ其女子の心を固ふして直ちに之を味方と爲し糧に敵に依て徐に男子の信心をも得ること蓋し最も布教略に適したるものにして利益少なき説法演説などに奔走するよりも餘程有效有力なる可きなり左れば宣教師諸氏の爲めに謀れば今後ますます／＼女子教育を擴張すること最も肝要の事にして我女子教育の爲めに謀るも誠に斯くあらんことをこそ願はしけれども今日耶蘇教會女學校の教育法たる智育德育共に甚だ不完全にして若し早く其組織を改良せざるときは其教育法と日本婦人實際の生活と正しく相背馳して宣教師諸氏の精神如何に拘はらず事の成跡に於ては所謂彼の人の子を賦ふが如きことなしとも云ふ可らず蓋し今の耶蘇教會女學校は英米諸國の宗教學校を殆んど其儘に

日本に移したるものにして其教授する所は西洋の語學音樂唱歌經典等を主とし日本婦人に切要なる日本の習字讀書作文等は殆んど之を度外視するが故に女子數年の勉學繼に教會學校を卒業するも今の日本の社會に出で、其學び得たる所を利用せんとするに當りては忽ち困難を感じざるを得ず巧に英文を綴り得るも日本手紙の書方は不案内なり西洋編物は纔に其端緒を得たれども未だ日本服の裁縫を知らず英詩の暗誦は感心なれども日本人中之を聞くの耳に乏しく唱歌聲美なるも家にピアノ、オルガンを備ふるもの稀なり女子十年の苦學其成就する所果して如何、徒らに其學問の不遇を嘆ずるが如き場合も多かる可し我輩の取らざる所なり然りと雖ども世人修業の目的は必ずしも其學の實用のみを期するものに非ず例へば現時英佛諸國の貴子女が拉典希臘の古文學を修むるが如き其目的は社會交際の間古言を語り古文を解して其教育の高尙なるを誇るに止まり今の金満家が金時計を閃めかして其富を示し昔しの薦ノ者が刺繡を露はして其美を誇りたると一般にして富貴の家に成長して何に不足なき貴子女達は是等學問上の榮華を競ふも亦自ら一興ならんと雖も上下貴賤の別なく天下の子女をして悉く斯かる教育を受けしめたらば今の日本の實際に於て大に其女子の生涯を誤るの恐なしと云ふ可からず凡そ教育なるものは其時世實際の需要に應ず可きものにして時世外れに飛び上りて高尙なるは教育法の宜きを得たるものに非ず目下英學流行の折柄、假令ひ婦女子の身分にても一應之を修めざる可からざること勿論なれども試みに此婦女子の爲めに謀りて其社會に出でたる時の境遇を案すれば英文學に加へて日本流の讀書習字裁縫等を相應に修め置くこと當人の爲めに最も肝要の事なるが故に宣教師諸氏も亦大に此邊に注意して慈惠の序に更に従來の智育法を一變し追て其向きの日本教師をも雇入れ英和折衷今の日本婦人の實際に適するやうの教育法を採用せんこと我輩の偏に懇望して已まざる所なり

第二

今の耶蘇教會女學校の智育法は其宜を得たるものに非ずとの次第は既に前號に陳述せしが今其德育の方法如何を觀察すれば更に之れより甚しきものあるが如し蓋し教會學校なるものは慈善惠卹の主意を以て設けたるものにして本來の計畫は貧賤の子女、教育の資に乏しきものを助けて之れに相當の學藝を授くるに在れば校舎の建築、教師の給料等を始め學校一切の費用は總て教會の手に持ち切り生徒の月謝月俸を廉にして貧家の子女の入學を便にするのみならず貧困にして此等の學費さへ辨ずる能はざるものあれば特別の憐憫を以て之を校費生と爲し衣服飲食筆墨紙等の一切を資給するものも少なからず即ち救濟學校の資格を備へたるものにして三五年前まで之れに入學するものは概ね貧民下等の子女のみなりしが前號にも陳述せし如く近來英學都鄙に流行して上中等の社會にても追々女子教育の必要を感じ來りたる其折柄、世間に其教育を托するの良學校なきに困じ差向き其女子を教會學校に委任するやうの勢を成したれば學校中に忽ち上流の種族を導き良家の貴女、貧困の賤女孰れも同校同室に寄宿して起居飲食を同うすることなれば其狀は鸞鳳梟棲を同うすると一般、あはれ富貴の家の子女も微陋寒賤の朋友に化せられて次第に惡風習に感染し果ては良家の子女にあるまじき行狀を呈することなきを得ず凡そ多人數聚りて其人數中に一種の風習を成すときは世間一般の目より視て甚だ不妙なる風態にても之を耻とせざるのみならず斯かる風態を裝はざれば或は却て其仲間の者に擯斥せらるゝ程の情實を生ずることなり昔時の漢學書生なるものが裾其脛を蔽はざる短袴を著け晴天白晝高き日和下駄を穿きて月落烏啼を行吟する其風態は常人の眼に映じて甚だ殺風景なるにも拘はらず當時書生の仲間には於ては大に之を得意とせしが如きも又其一例にして教會學校、數多の女生徒を寄宿せしめ貴賤同室其女生徒等が自然に一種の風

習を成すに任せたらば果して女子温良の淑徳を傷くるの恐れなきか如何我輩の甚だ懸念する所なり又教會學校は道德堅固なる宣教師諸氏の管理する所なれば講堂徳育の教もなきに非ざれども諸氏の日々講述する所は重もに天神崇拜の一義にして家門實地の徳行説に就ては常に闕如たるものゝ如し例へば神徳廣大にして之を賛美禮拜せざる可からざるを説き又彼の耶蘇基督が自から磔せられて衆生の罪業を救ひたるの功德等を説くことは甚だ詳細なるが如くなれども今日の實際に於て女子は如何に父母に事へて夫婦長幼の關係は如何にするや日本風の家内にては西洋の家風を導くに何程までの斟酌を要す可きや此等實際の徳行に關しては案外教授の不行届きなる向きもあるが故に今の耶蘇教會女學校中に寄宿する女生徒は固より日本古流の徳教を知らず左ればとて西洋貴婦人の品行をも知らず寄宿舎中自然に一種の品行を醸造して生物識りに其學を誇り自から女丈夫を任じて動もすれば儕輩を凌ぎ衣紋髪飾總べて世間並みの流行に外れて自から交際社會の外に標置し要するに温和良淑の美德を缺くの觀あるが如し我輩の痛惜して措かざる所なり右の如く耶蘇教會女學校の徳育は今日の處にて甚だ不充分なるが如くなれども其不充分なるの故を以て今の耶蘇宣教師諸氏の非才薄徳なるに歸せんとするは實に誤認の甚だしきものなり宣教師諸氏は其本國の教會が數多の僧侶中に就て特に品行方正にして布教に熱心なるを見込みて遙々派出弘法の命を寄せたるものなれば其道德堅固にして起居動作衆人の儀表と爲すに足ること我輩が讀者と共に篤信する所にして其一身の品行に於ては固より感服の外なけれども海外人の悲しさには教育上未だ日本の事情に通ぜざるの箇條も多く且つ其教會學校に日本の貴女子の入學し來りたるは殆んど豫想外の事なれば事端匆卒にして未だ之を整頓するに暇あらざる等の情實もありて其徳育上の事に於ても亦未だ我輩を満足する能はざるものならん果して然らば耶蘇宣教師諸氏は今後大に其學校教育を改良せざる可らざるこ

と勿論にして其改良法の種々様々ある中に女子の貴賤を論ぜず之を同校舎内に寄宿せしめざる事及び徳育の方法を工夫してブラクチカル モラルチー即ち實地向きの徳行を教授する事等凡そ此邊の改良法は最も先づ注意す可きものなる可し竊かに按ずるに女子の教育、中に就て其徳育は講堂内の講義を以て耳より之を教授すること甚だ六ヶ敷きものにして其教授第一の捷徑は先進老練の者が後進生の目前に於て之を實行して眼より之を教示するに在るなり左れば今後宣教師諸氏が日本の富貴の家の女子を教育するには温良篤實なる諸氏の私宅か又は特別の校舎にて一家に就き五人乃至十人位の生徒を引受け宣教師夫妻家族が起居動作一切の言行に關して自から實物の手本と爲り斯くて實見の上より漸次に之を感化するに若かさる可し今日の勢、耶蘇教會女學校は日本女子教育の一部分を負擔するの勢を成したるに就ては其教育法の適否は關係する所甚だ大なり因て我輩は今其所見の一端を陳じて敢て世上學者の注意を促さんと欲するなり(明治二十年七月二十九日及び三十日)

社會交際

日本の華族

回顧すれば去る明治十七年七月の事なり國の元老を優遇する爲め政府新たに五爵の制を設けて同時華族の榮爵を賜はりたる者三十三名なりしが本年本月に至り又々授爵の事有りて其榮を得たるもの五十一名前後を通計すれば合せて八十四人にして孰れも王政維新の當時より引續き今日に至る迄國家柱石の功臣ならざる無し蓋し王侯將相に種子無し

と申す喻への通り此等諸功臣の門地を尋ねたらば封建の昔し孰れも皆寒貧の士人にして帝室より見下ろせば陪臣の又陪臣に外ならず所謂匹夫匹婦の伍に列したるものならんと雖ども國家に盡したる偉大の功業は埋没す可らず文明の時勢に際會して今は高臺雲上の貴族に擧げられ子々孫々その爵を世襲にして永く光榮を失する事あらざるは帝室の御恩、實に優渥と申すべきなり左れば此の新華族の人々は身を寒貧に起したるの因縁有りて世故人情、幾多の活世界を踏み盡し酸甘嘗めざる無きの苦勞人にして之れを三百年間徳川の太平に養はれて大名の家に生々死々したる今の舊華族に較べてその働きに雲泥の相違ある可きは固より論を俟たず今日の舊華族はその以前大名たり又公卿たるに論なく自から一團の種族を相成して世俗民情と懸離れ社會に對して實際の勞力無く、又その無き儘にして敢て自から怪まざる有様なれば我輩は之れを遺憾に思ひ會て説を作て謂らく此貴族が折角の地位權要に立ちながら社會の人事に與らざるは獨り其の種族の自身の爲めに残念なるのみならず日本全體の利益の爲めにも亦た惜しむ可し其財産と云ひ地位と云ひ帝室に對しては藩屏となり人民に對しては上下調和の力を添え或は外國人に接しても日本上流の交遊社會は斯く有るものなりとの模範を示すに足る可し即ち國家無二の重寶にして之れを利用すれば其利益無限なりと雖ども如何にせん器ありて人足らず、昔しの大名公卿の末流をして今の繁雜なる文明事物の衝に當らしめんとするは恰も大家の若旦那を店頭繁務の丁稚小僧に逐ひ使はんとするが如く所詮行はれ難き話ならんとして時に又絶念もしたる事あり然るに今回に至りて俄に八十餘名の新華族を増したる上に此等の人は既に社會上流屈指の人物にして政治に交際に歴々力ある者のみなれば其新鮮快活の空氣を以て千百年來華族の舊乾坤に充滿したる一種の停滯を洗らひ盡して大に日本貴族の面目を變更せん事我輩これを今日に所望して已まざる者なり

但し帝室にて八十餘名の功臣を華族に擧げられたるは既往の功勳を賞するが爲めに敢てこれを以て舊華族部内の空氣を新鮮にせんとするの旨趣にもあらざる可けれども新舊相接して新なる方に活潑の元氣多しとすれば以て其舊なる方の不活潑を補ふ可きは理の當然に似たり即ち我輩が新華族に望する由縁なりと雖ども爰に實際に於て我輩の心配と申すは新華族が其新鮮の空氣を以て舊華族を洗ふに先だち己れまづ其特色を失して漸く舊華族の舊風に化せらるゝなどの奇相はなかる可きやと掛念に堪へざるなり英國などにも國皇陛下の特命にて國に勳功ある朝野の人物に貴族の爵を授くること代々の慣例にて今のウキトリヤ女帝の代に入りても昨千八百八十六年迄に新貴族に列せられたる者凡そ二百六十人の多きに達し就中近年に至りて受爵者の數を増し去る八十五年には二十一人、八十六年には十四人の新貴族を作りたる由なり又前代の君主の中に最も多數の新貴族を作りたるはゼオジ三世にして其一代中の受爵者四百五十餘人に過ぎたりと云へり斯くの如く代々又年々、英國の貴族社會には新規の分子、外部より入來して舊貴族に刺衝を與ふるの姿あるに似たれ共舊來の天地自から別種の空氣を保存して其勢力最も強く新參の客は外部新鮮の元素を輸入するに追なくして早く既に舊天地の空氣に全身を化せらるゝが故に貴族社會の内幕は依然として變動無く、物換り星移り昔しヘンリー二世の代、貴族の封典ありし其始めより八百年の星霜に垂んとすれ共貴族の本質は相變らず八百年前の古へを守りて世の文明と與共に推移らざるは不可思議の事なりとして民間の通稱貴族の社會を目して奇洞と稱し其仲間の中に一種の習風を存し世に懸け隔りて外部より窺ひ知る能はざるの乾坤なりとて之れに冷評を加ふる者も有りしと聞けり蓋し英國の貴族は歐洲中に於ても最も能く世事に通じて交際社會の中心となり王室と人民の間に緩和の功を顯はし或は又政治の局面に當りて國利民福を進むるの功績尠からざるは世に隠れ無き事實なれ共尙ほ

尋常の社會と別居して一種の古色を帯び新貴族これに加はりて其新色を失ふを免れずと云ふ左れば日本の舊華族は英國の貴族に比してその働きの及ばざること誰人も知るの事實なれども今や幸ひに新華族その列に加はり尋常社會新鮮の元素を輸入して刺衝の望みあるべきの時運に際し大に華族間の氣習を一洗し得たらば甚だ以て妙ならんと云ふと雖も我輩は暫らく此の希望を第二段に差措き新華族の人々丈けも相變らず政治上に社會上に故の元氣を喪はずして世故人情をも忘却せず兼て帝室に藩屏して萬一たりとも英國新貴族の亞流たらざらんことを今日に切願するなり（明治二十年五月二十八日）

雜說

年初の一言學者士君子に呈す

明治の初年五箇條の御誓文中に人心をして倦まざらしむ可し云々の語あり當時或る識者の言に凡そ世に人心をして倦まざらしむる程困難なるものはなけれども人の心を集め亦隨て其力を集めて事の全く成るを期するは人心をして事に對して倦まざらしむるの外ある可らず即ち維新の善後策として此一語の關係最も輕からざる所以にして學者士君子具瞻の位地に立て人心鼓舞の任に當るものは謹んで此一言の聖意を服膺せざる可らず云々とは申されにき、大なる哉此言、爾後物換り星移り今はハヤ明治二十年、俗に云ふ二昔ふたむかししを過ぎ去りたる今日、前に照らし後を推して窺かに時世を考察すれば此言のますく時に適切なるを覺ふるなり蓋し世の學者士君子經世經國の任に當るものは相共に時

勢を作り又時勢の趨く所を示して前途十分なる希望を世人に與へ其をして所謂馬前豆囊の位地に立たしめざる可らず然り而して今の時世自から其事なきに非ず即ち向ふ三四年間に彼の國會を設け亞細亞博覽會を開く等の事は全國士農工商の身に取りて豆囊の目前に掛りたるが如く其心事を推進するの一動機と爲ること疑ひを容れずと雖ども事の頗る切迫して學者士君子の仕向け次第、廣大に又直接に大に人心を刺激す可きものは彼の内地雜居の事なり但し世事の得失利害は學者士君子活眼あるものに非ざれば之を看破すること難きが故に學者士君子が漠然として世事に注意せず人あり若し内地雜居の事を問へば笑而不答心自閑の流儀をキメ込みたらば滔々たる世間の凡庸人如何で其利害得失を辨ぜん蠢爾として日又一日を經過し時來て俄に狼狽するや必然なりと雖ども世の學者士君子にして人心鼓舞の任に當り西洋人の未だ内地に雜居せざる前に先づ西洋の良風俗を導き社會を改良し人心を改造し世に云ふ内地雜居の準備を爲すことに盡力せんとすれば力を爲すこと易くして然かも其力を施す場所少なからざるべし凡そ人として毀譽の評を畏れざる者なしと雖ども一家内同胞の間柄にては互に相對酌して其評も亦苛刻ならず之を聞て痛痒を感じるの度亦甚だ輕けれども隣人の毀譽とあれば一寸した事までも心頭に掛かるは總べて世の人情にして其毀譽を避けんとして事物の改良を謀るは勢の自然とも申す可し現に昨年中條約改正完結すれば遠からずして内地雜居の沙汰ある可し云々との評判ありてより社會改良と云へること都鄙一般の問題と爲り演劇改良と云ひ家屋改良と云ひ衣服食物改良と云ひ其他何々改良と稱するもの枚擧するに暇あらず而して其改良論者の主意とする所を聞けば今や内地雜居の時期も迫り外國人も追て内地に入來せんとするに際し何々の改良を爲さざれば他日批評を招ぐこと必然なれば今に及んで之を改良して國辱を免るゝの工夫なかる可らず云々の箇條を交へざるものなし外國人に笑はるゝと云へば隣人の毀譽を畏るゝの

人情として如何なる持重頑固の人も之れに抵抗すること能はず覺束なくも同意を表して改良論者の驥尾に尾せざるを得ず昔人の語に鬼面を蒙て小兒を嚇すと云ふことあり今の日本人固より小兒に非ずと雖ども其外國人を憚りて之を畏るゝの情に於ては小兒の鬼面を恐るゝに類するものあるが如くなれば今の改良論者が社會改良の事を謀りて先づ世の持重頑固連を屈服するに外國人の鬼面を以てするは誠に無毒にして有效なる策と云ふ可し或る人頃日内地雜居の事を論じて内地雜居其事は固より日本の開明を促がすことならんかなれども前途に内地雜居の事あるを以て其準備の爲めに前々より社會を改良するの利益は或は雜居其事の利益にも減ぜざる可し云々と陳ぜしが或は然らんかと思はるゝなり昨年之の景況既に如此し今年に入りては前途もますます短縮して世人の其利害を感ずるの度も亦ますます緊急を加ふ可きが故に學者士君子たるものは奮て此人心の動機に乗ぜざる可らず之に乗じて之を鼓舞し内地雜居の其前に之を利用して社會改良の功を立てざる可らず而して今日の時世之を立つること難きに非ず故に今廣く内外の事情を見て全局上より考察するときは世事の難險、人情の波瀾、學者士君子國家に志しあるものは之れに處して意の如くならざるもの十の八九ならんと雖ども社會改良の一點より我日本國を見渡せば前に内地雜居の事もありて人心の動機正に進動の方に向ひ居る最中なれば之を鼓舞し之を奨励する方法如何に因て天下の人をして嬉々然として倦むことを知らず前途に如錦の春を望むの想ひあらしむるを得べし是れ我輩が今年の年初に於て世の學者士君子に希望する所なり（明治二十年一月三日）

内地に學校を設立すると外國に移住するを助ると其利不利如何

頃日或る華族某氏が其舊藩地に中學校を設立せんとて我社友へ相談を掛けられ社友より意見を述べたる書翰あり記して本日の社説に代ふ

過般拜顔の節御話にも伺ひ又其後華翰拜誦御舊領地へ學校設立の御計畫誠に近來の盛事舊藩士族は勿論舊領民一般その德澤に浴することならん小生に於ても蔭ながら欣喜に堪えざる次第には候得共來書中その費用の一點に至り少しく思慮を要する事かと存じ失敬を顧みず平生の御懇意に任せて愚意申陳候今回思召立の學校は舊御城下の地に新設その新築は先づ中學校の用に充るものにして凡そ百名を容るゝの計畫、講堂寢室食堂等の建物凡そ三百坪地方の物價下落の時節なれば建築費四千五百圓との豫算にて建物丈けは出來可申候得共中學校の體裁を成すには書籍器械類も一通りは備付け候ことにて其代價も二千圓以下にては行届申間敷令ひ内端に積りて千五百圓とするも建築費と合して六千圓は缺く可らざる金員にして扱開業の其後は教師の給料を始として書籍器械の仕續建物の修繕その他諸雜費合して毎年千八百圓乃至二千圓は必要なるべし是は従前各府縣立の師範學校中學校等の校費を生徒の數に平均して一人五十四五圓に當り百名の學校なれば五千四百圓たる可きものを私立なるが故に凡そ其三分一に見込み千八百乃至二千圓と計算したるものにして是れより以下に節減は出來申間敷候得ば今般學校設立に付き創業の入費六千圓の外に毎年の補助凡そ二千圓は御手元より御惠與の事に可有之隨分輕からざる御出費と存候就ては今此金額を他に轉用して利益の道は如何と愚考するに米國移住の事を思出し候に付左に其大意を申述候略御承知も可有御座太平洋の彼岸北亞米利加洲は新聞の國柄にして地味の豐饒なるは世界無比と稱し且その地を得るの法も甚だ容易にして北米合衆國杯にては未墾の山林原野を政府より買ふに其價凡そ日本の一反歩に付き五十錢より以下にして以上なるものは少なし移住民の内地に學校を設立すると外國に移住するを助ると其利不利如何

勞働を以て之を開墾して穀物又は葡萄などを收納し又は其地に生茂りたる雜木を伐て薪料に賣出す等利益も少なからず且彼の國は日本と違ひ土地に課する租税とは至て軽く殆ど作り取り同様の譯けなれば移住民の爲めには甚だ都合宜しく故に歐洲各國中殊に英國のアイランド及び獨逸の人民等は毎年渡米するもの幾萬の數にして律儀に勞働さへすれば五年十年の内には家を成すのみか儼然たる豪農たる者も少なからざるよし左れば日本より移住するも其利益は既に明白なれども都て何事にて不慣なる新事業には意外の金を費すの常なれば夫れ是れの事までも豫算して爰に移住を思立つには先づ御舊藩士または御舊領民中筋骨屈強身持健なる者三十名を撰び之に二百圓づゝの資金を貸附せらるれば其合計六千圓なり拜借人は二百圓の内五十圓を以て衣服身の廻り要用の手道具を調へ又五十圓は横濱より桑港までの船賃に拂ひ凡そ十六日にて著港その時尙ほ百圓金あり之を用意の貯金として當分は他人の農業を助る等その勞働を以て衣食する其中には先方の様子も分り追々場所を見立て、地面を買取り三十名の一社中農業一偏に勉強致すに於ては衣食に不自由なきのみか毎年多少の餘財を積て各獨立の地位を成すこと決して難からず即ち移住の創業なるものにして其業既に緒に就きたる尙その上に御手元には毎年學校の補助に用意せられたる二千圓金あるが故に第二年の移住も十名は容易なるのみならず二度目の者は恰も先方に東道の主人を得て渡航就業の費用も初度の如くならざる可ければ三度目四度目より後は半金にて足り或は四半金たゞの航海入用のみにて目的を達する場合にも至るべし斯くの如くにして五年六年を試る中には最初貸與したる資金は次第に返納することとなり重ねて之を轉用して移住の資に供するときは際限なく其人を増し其地を開き遂には北米の一地方に日本の部落を成し儼然たる一國の基を立るに至るべし而して其榮譽の歸する所は尊家にして御家名萬歳の其上に開拓したる土地の幾部分も最初の約束次第にて御所

有可相成名實兩全の一策かと愚考致し候

抑も今回學校設立の御企も日本國の爲めより外ならず學校は人智を開くの具にして移住は人を富ますの手段なり智惠も富貴も共に人生に必要なれども今の日本國は經濟窮迫の時節にして其緩急如何を問へば智に餘りありて飢寒に窮するよりも寧ろ智ならざるも衣食に不自由なきこそ願はしけれ況して外國の移住、人を愚にするものにあらず異郷に居て異事に逢ひ一苦一樂皆人生の能力を發達するの方便にして恰も人事の活學校に就學するものなれば其功德或は讀書推理の教育學校に優ることもある可きに於てをや御熟考の上御取捨是祈のみ拜具（明治二十年一月十一日）

時はれ黄金

我國民の殖産は尙ほ未だ大に進歩せずして政府の筋の文明は大に面目を改め内治に外交に復た舊時の日本國に非ず文明を買ふには錢を要し政府の歳出も容易ならぬことにて隨て民間には殖産の資本に窮し商賣社會の信用漸く薄くして金融都鄙に閉塞し全國の財政次第に困難なりとの次第は毎度我輩の講論したる所なるが今直接の金錢を外にしても茲に又殖産のために憂ふ可きものありと申すは文明に不案内なる人民が徒に時を費すことなり政府の内治次第に緒に就きて次第に美を致すに従ひ政令規則都て人民との關係は次第に繁多にして之を取扱ふ官吏の數も亦増加せざるを得ず即ち施政の整然たるものにして之を昔年の幕府政治などに比すれば天淵の差も嘗ならず我輩は今の政令の能く行届きて細大洩らすなきを見て聊か國の爲めに誇る者なりむかし幕府の使節が米國に使したるとき日本政府の歳入は何程なるやと問はれて其返答に當惑したることさへありしと云ふ今日は統計年鑑の一冊以て千百の質問に答ふる可し

前後僅に三十年の其日月に日本内治の整頓して文明の風に變化したるは内外に著しき事實なれども唯如何せん其文明に不案内なる人民が政府の進歩に伴はんとして無益に時を費すの不幸あるのみ我輩は一方に文明の進歩を見て國の體面の爲めに之を喜び又一方には人民の多事、時を失ふを見て國の殖産の爲に之を憂へ一喜一憂正に相半する者あり例へば戸籍の事なり、徴兵の事なり、收税の事なり、法律の事なり何れも官民直接の關係にして其事いよ／＼整頓すればいよ／＼綿密を致して人民は復た舊時の如く漠然たるを得ず尙ほ此外に警察と云ひ統計と云ひ教育と云ひ衛生と云ひ又勸業と云ひ人民は毎に視察せられ諮問せられ督責せられ説諭せられ公廳に呼出されて答るあり公文に對して書面を差出すあり轉籍の願、寄留の届、外國に行けば旅行券、外國人を雇へば其願書説明書等都て成規の明瞭ならざるはなし、徴兵の現員は一名の入用なれども全國兵の法なれば検査を受ける者は十餘名にして抽籤の其日までは之を心頭に掛けて油断す可らず扱ひよ／＼抽籤當役の其時には十と一との分け目にて心配も亦少なからず事に慣れぬ田舎などにては親戚父老が壯丁を見送り一夜も二夜も場所に止宿して籤に當るも飲食し當らざるも亦飲食するが如き何の爲めの飲食なるや解す可らず文明の眼より見れば捧腹に堪えざる程の次第なれども田舎漢の痴情これを如何ともす可らず唯その費したる時と飲食の價は詰り國の經濟の損亡たる可きのみ又東京などにて税を納るに何月何日何時との沙汰に應じて役所に至れば時として納税者の群集市を成し其日に納るを得ざることもありて又翌一日を費さざるを得ず收税吏の數と收税の時刻とに限りありて納税者は一時に集まるが故に左もある可きことなり東京のみならず各地方共に國稅地方税様々の收税に就ては官民共に其手數に勞することありと云ふ、又人民の戸籍は轉籍寄留等都て郡區役所に明なれども是れは府縣廳の調査にして警察の方には自から又警察上の調査を要し人民は毎度之に答へざるを得ず又物産統

計の調査に米麥の收得は勿論雜穀野菜、山野に獵したる獸類の數、河海に漁したる魚介の多寡に至るまでも其筋に問はるればこれを明瞭に答へざるを得ず、就學年齢尙ほ學校に入らざる者の父兄は其理由を辨ぜざるを得ず傳染病の届書は無論、種痘怠る可らず、毒物喰ふ可らず、住居清潔ならざる可らず、空氣流通せざる可らず、地面卑濕なる可らず、下水疏通せざる可らず、是等の諸件何れも皆文明の事なれども文明に不案内なる人民等は頓智甚だ鈍くして容易に了解すること能はず了解遅ければ爲めに時を費して官吏も甚だ堪え難しと云ふ又死生旅行轉居等に付き役所に差出す書面は其事柄次第にて同様の文を幾枚にも認めざるを得ず是れも不案内なる人民なれば動もすれば字畫を間違へ文を誤ること多くして毎度認め替へざるを得ず常に死生旅行等のみならず人力車一挺所有するにも其檢印を乞ふには願書を認め願の通り檢印を受け車籍こゝに定まりたる後に其車主が例へば日本橋區より京橋區に引越すときは人力車の轉籍を願はざるを得ず又去年の冬公債證書の利子を日本銀行にて渡すことになりたる時銀行より所有人へ印鑑を促し區役所の公證を要するとの事にて所有人は印鑑を作り公證願の願書を添えて區役所に出願し願の通り公證を得て之を銀行へ差出したり、全體東京府の公債證書所有人は是れまで府廳に印鑑を差出し置き幾年も滞りなく利子を請取りしことなれば府廳には其印鑑の正しきものあること無論にして素人考には其印鑑を其まゝ日本銀行に渡したれば便利ならんと思へども府廳は府廳にて別に印鑑の入用あること、見え新に日本銀行に印鑑を促されたるは人民に取りて凡そ三日ばかりの時間を掛けたり但し是れにて日本銀行の帳簿は大に整頓したることならんれば事を鄭重にして美を致したるものと云はざるを得ず又或人が過日外國に留學するに付旅券を願ふとき區役所と東京府と外務省と三箇所に當てたる其書面を美濃紙に凡そ十枚ばかり認め法の如く區役所に差出したるその内の一通には今度外國へ留學に參

るは何學修業の爲め何國何州何の誰の學校に入學し成業歸朝の後は何事を爲すの目的なり又學費は自費にて凡そ一箇月何圓の見込にて何年間の用意何千何百何十何圓父兄何某の手許に所有致し先方入用の都度何銀行に爲替差送る積り其他不時入用あれば是れも送金致す可し右の通り相違無之候也と記したるものあり扱これを區役所に受理して東京府に廻はし數日を経て府廳より呼出し罷出れば外務省への添書を授けられ之を外務省に持參すれば追て呼出すべしとて其日は歸り又兩三日にして省の呼出しに應じて出頭始めて旅券を得たり其間區役所に幾度か通ひ次で東京府に又外務省に凡そ五六度の奔走にて皆濟なりしと云ふ畢竟人民は文明の成規に不案内なるが爲め出願の手續を知らず願書の文言を知らずして餘計の勞を取り政府の筋にては外國行に不體裁の者ありては國の體面にも關し又その本人の身の難儀にもならんと誠に優しき政略にて念に念を入るゝことならん何と申條もなき次第なれども一片の旅券も之を受取るまでは餘程の時を費すことゝ知る可し

右等の事情を案するに我日本政府は都て文明の歩を進るものなれども不案内なる人民が之と進歩を共にするを得ずして徒に時を費すの實を見る可し時是れ黄金なりとは文明の諺なれば日本人民は文明不案内の爲めに徒に黄金を費す者と云ふも可ならん左なきだに日本の殖産は資本の乏しきが爲めに振はざる尙その上に可惜黄金を徒に費すとは誠に氣の毒なることにこそあれ官民の間何とか好き工風はなきや敢て之を大方の識者に質す（明治二十年二月十七日）

漫に驚駭慌惶する勿れ

世の先達の士が言を立るや必ず凡俗を驚かさざるはなし今の尋常一様の利器として用る所の電信汽船汽車の如きも

其初め利用を説きしときには架空の説として凡俗に笑はれたることならんアダム スミスが經濟論を首唱したるときにも當時の俗書生は世上を慌惶せしむるの巧言なりとて駁したることならん世界萬國同一轍の事情にして怪しむに足らざることなれども唯其凡俗世界が新奇の言を耳にして之に驚駭慌惶する時日の長短を視て以て其國勢進歩の遲速を卜す可きのみ竊に我日本の國歩如何を案するに人心の活潑なる新事奇言の世に現はれたるときには敢て驚かさざるに非ずと雖ども其驚くや暫時にして正に反し去年の新は今年の新にあらず昨日の奇は今日の奇にあらず暫時に其新奇に慣れて進んで之を利用して平氣なるが如きは蓋し亦我國人固有の美質とも稱す可きものならん開國の初めに敵の如く視たる夷狄ども、識者先達の言論説論に由りて今日無二の親友と爲りしが如きは姑く擱き五六年前日本の教育に儒教主義とて大に和漢古學の回復を催し單に古學者流が蘇生したるのみならず常に西洋文明の説を唱へて新聞紙など業にするものまでも新を脱して古に復り頻りに老儒の風を裝ふて古言を吐き古語を語り當時流行の政黨には帝政黨など云ふ一種古風の仲間を結ぶなど一時は大に凡俗世界の名聲を博したるが如くなりしかども我輩は淺見ながら其非を知り儒教主義は日本に維持す可きものにあらず三四年内には必ず復た衰勢に陥る可しと敢て奇言を吐きしことありしに奇言幸にして奇ならず今日は儒教主義も其跡を收めて教育は西洋の文明流に返り都鄙殘る隈なく英語の世の中とはなれり其外に枚擧すれば前年の鐵道論も奇なり養蠶論も奇なり婦人論の如きは最も奇にして故老平凡の流は之に驚駭慌惶したることならんと雖ども鐵道養蠶は今日天下第一の流行となり如何なる凡俗も其利を語らざるはなく又彼の風俗改良など稱して専ら婦人交際の事に注意するも近來の出來事にして漸く改良して漸く之を怪しむ者少なきが如し婦人論今日に在ては奇ならざるを知る可し畢竟我國人の性質に於て事の新奇に驚かず假令驚けばとて暫くにして利益の眞面目

に注意し利を見て之に移るの速なるは我輩が日本國人として竊に諸外國人にも誇る所のものなり就て案ずるに東京日日新聞記者が折々我時事新報の立論を駁し其駁論の常文句は新報は奇言を吐き實際に行はれざる事を論じて以て世間を慌惶せしむるものなりと云はざるはなし我輩はあまり他の新聞記者と併立して議論するを好まざれば日々新聞などが平日何を申すも此方より態と之に取合ひしことは唯の一度もなしと雖ども苟くも時事新報が云々と挑み掛けて言へば此方がまさか開かぬ眞似する譯けにも參らず過日我新報紙上に(二月九日)財政の回復到底望む可らずと題して一社説を記したるに日々新聞記者は之を駁し二日ばかりの筆勞を執りたれども是れと申す論點もなく時事新報はあられもせぬことを書き立て、世を慌惶せしむるものなりと云ふに過ぎず即ち之を解釋して歸する所を尋ねれば時事新報は財政の回復難しと云ひ日々新聞は易しと云ふものなれども是れは今日何ほど論じても水掛論なれば我輩は數年の後を期して共に其如何を見んと欲するものなり成る程日々新聞記者はよく物に驚く人なれば我輩の常談も奇言に聞えて驚駭慌惶狼狽せられたることならんなれども全體の日本社會の人は存外に穎敏にして悟ること速かなれば日々記者の慌惶する中に社會は既に悟ることもあらん財政回復の難きは我輩の最も憂る所にして及ばずながら其回復法を講ずる最中なれば日々記者も速く慌惶の目を醒まして尙その上に及ばずながらも社會と共に回復の法を研究致されたきものなり(明治二十年二月十八日)

相馬家事件に就ての所感

近日相馬家の事件に就ては世上取りくくの噂あり冷淡に之を評するときは一場の活劇、シエークスピヤ復た出ると

雖ども簡程までに珍らしき趣向はヨモ案出せられまじと思はるゝ程の事にして當局者の身に取りては固より由々しき大事なれども然れども是れは斯れ相馬家一家内の事なれば官の筋より表向きに手を下して其是非曲直を定むると申す程の譯柄にも非ず勿論事の裁判沙汰に關する部分は法官の裁定を仰ぐに至る向きもあらんかなれども其他世間一般の人に向て是非曲直の裁定を乞はんとする部分丈は双方共に新聞紙上に論議して輿論に問ふこそ當局者の本意なる可し畢竟新聞紙が世の耳目を以て自から任じ社會に有益なる所以のものは此等の用を爲すがためなれば右等の場合には新聞社も亦進んで事の詳細を記述して洩らすなきを以て本意とすることなり斯くて之を記述するの際に私意を以て事實を枉げ或は一方の説のみを擧げて他の説を容れざるなどの偏頗ありては甚だ以て相濟まざる儀なれども公明正大に双方の言ふ所を記するに於ては假令へ一方の説が相手方の不利と爲るやうの場合にても其不利と爲る説を掲げたる新聞社は讒謗の罪を犯したるものと云ふ可らず抑も讒謗と云へるは場合に因て幾様にも解釋を下す可き字義なれども實際上に於ては重にも私身攻撃の事に關し某氏は花柳街に入て是れ〱の品行を働きたりとか誰れは何某より賄賂を貰ひたりとか凡そ此邊の事に涉るもの多きが如し此等の事は當人の一身に取りては非常の不名譽を招くにも拘はらず新聞紙が之を世間に披露したりとて爲めに世人を益することもなく且つ此等の事柄に對して當人がワザ〱辨駁すれば却て世の嘲笑を買ふが如き世情に妨げられ之を辨すること易からずして殘念ながら遂に冤罪を蒙る場合なきにあらず斯かる事柄は新聞社の記載するを憚る所にして意地悪く之を記載すれば讒謗の罪を蒙ること固より當然なりと雖ども今般相馬家の事件の如きは一家内の事とは云へ之を世人に知らしむるの價あるものにして彼の醜行賄賂等とは事違ひ、當局者に於て充分に其事實を辨明するの便もあり新聞社は固有の職分に於て假令へ一時當局者の迷惑するあるも

忍んで之を世上に報知するの責任あるが故に此責任を盡くすは讒謗の範圍外に在るものと知る可し某省參事官某氏の説にも從來日本の讒謗律は如何に適用されたるやを問はず日本の新聞社が右様の事件を忌憚なく記載したる廉を以て今後此讒謗律に訴ふることは叶はざるべし讒謗律の精神は此種の所言を罰するに在らざること斷じて明なりと申せり右の理由は相馬家事件の爲めにのみ喋々するには非ざれども文明國の新聞紙は凡そ右様の事件に對して右様の決心を存すること當然なりと存じ序でながら斯くは一言致し置くものなり

尙序でに附言すべきは癡狂者入檻の際の注意なり西洋諸國にては遺産讓受の際などに一方の窺視者が他の相続人を癡狂者なりと言ひふらし醫師に囑して眞の癡狂者なりとの診断書を作らしめ斯くて無理に入檻させ置く其中に遂に眞の癡狂病に陥るの事例少なからず弊害の容易ならざるものと云ふ可し現に數年前英國にウエルデン夫人の出來事ありたり抑も此ウエルデン夫人と申すは可なりの財産もあり何に不足なき身分ながら平常奇行ある婦人にして其一例を擧ぐれば夥多の乞食を其屋敷に集めて物を與へ乞食を相手に婦人自から意見を演説して聞かせたることさへありて俗に云ふ飛上りの女なりしかば爰に一人の窺視者を生じ此婦人を癡狂者なりと言ひふらし或る醫師の診察を経て遂に之を入檻させたるに婦人は辛うじて虎口を免かれ其癡狂者に非ざる旨を辨明して遂に裁判沙汰と爲り有名なる醫者の立合診察を経てウエルデン夫人は癡狂人ならずとの裁判を得、窺視者及び誤診の醫師は嚴罰を蒙りたることあり此事件ありしより以來英國にては癡狂者入檻の法を嚴にし若し入檻を出願するものあれば有名なる醫師が立合診察の上いよいよ之を癡狂病と認むるを待て其入檻を許すこととなりウエルデン夫人は圖らずも癡狂者取扱法の歴史上一大功績を立てたりと云ふ我國にても其向きの人は此等の事例に思ひ當りて今後癡狂者の取扱法上に尙一層の改正ありたらば後

來幾多の不都合を防ぐことゝもならんか(明治二十年三月三日)

癡狂者取扱の改良

昔し〜封建の時代には大名屋敷に毎度お家の騒動と稱するものありて腹黒き奸臣共が奥女中何の局と心を合せ醫者の何庵に申付けて内々毒藥を調合せしめまんまと鶴千代君を無きものにして他の若君を守り立てんとするなどは毎度珍らしからぬ事共にして時としては大町人福徳屋の店中にも悪番頭の何八が主人の本妻の小悴を放埒に誘ひ主人何右衛門が以ての外に立腹するを窺ひ其妾のお何と一味して妾腹の子を世嗣ぎにせんと所謂廢嫡の陰謀を運らすなどの談さへなきに非ず往時人智の開けざる世の中にては奸臣の奸謀も簡單にして毒漢の毒氣も淡泊なれば今の文明世界の人の眼より見れば其策略の拙劣なる茶番狂言の筋書には非ずやと漫に抱腹する位にして彼のお家の騒動と云ひ又はお店の廢嫡と云ふが如き馬鹿〜しき狂言は今の活劇場に出づ可しと思はれざれども世事の文明に進むに隨て人間の奸智はます〜緻密濃厚に赴くのみか人の財産を得んとするの念も亦ます〜發達するが故に押領者窺視者たるもの及び其顧問軍師たる者の策略は次第に複雑陰險を加へて文明人の緻密なる眼力にても之を看破すること能はざるに至るものなり即ち其策略の一とも云ふ可きは過日も事の序に一寸本紙上に記したるが如く彼の遺産讓受の際などに一方の窺視者が他の相続人を癡狂者なりと言ひふらし醫師に囑して眞の癡狂者なりとの診断書を作らしめ斯くて無理に入檻させ置く其中に遂に眞の癡狂者に陥らしむること即ち是なり凡そ文明世界の人は孰れも皆な拜金宗の信者にして此拜金の念に加ふるに他の奸惡の念を以てするものは事の是非曲直、必ずしも問はず之れに啗はましむるに利を以

てすれば其恩人の爲めに奔走し又言論せざるもの甚だ稀なり英國人の諺に凡そ世間の智識才能人望輿論美人の類は金錢を以て買ふこと能はざるものなし金錢を以て買ふこと能はざるものは唯金錢に飽きたる人のみなりと云ふことあれども所謂金錢に飽きたるものは世間誠に稀有にして滔々たる横目の民は孰れも金錢上の餓鬼たるを免れざるが故に苟も金錢を投じて我が用を爲さしめんとすれば熱世界の人民を率て心の儘に我願使に供すること敢て六ヶ敷事に非ざるべし左ればにや歐洲諸國にては彼の醫師又は其他の者が窺視者の依囑賄賂を受けて人を癲狂に誣ふるの弊あるを慨し英國を始め其他歐陸の方にては癲狂者取扱法を嚴密にするが如くなれども今日に至るまで未だ其弊を一掃する能はざる由なり勿論醫學士先生の流は其心事も高尚にして世上に對する名譽心自尊心も亦頗る重々しければ之れに所謂金轉を啣くはましむることは固より容易ならざれども人間の神經は至て微弱なるものにして感覺鋭敏なる婦人女子の如きは傍より促して一時之を癲狂病に陥らしむること敢て六ヶ敷からざるものなれば窺視者はワザと其相手方の本人を虐待するか或は其神經を激動するやうの工夫を運らして人造癲狂病を起さしめ斯くて醫師の診察を経て一時果して癲狂病者なりと認定せられ之を病院に送るに至れば窺視者は直に其監護人を抱き込み醫師が一週間に一度位巡廻する其前日には窃かに其癲狂者を虐待してますく之を逆上せしめ傍より絶えず其狂氣を煽動して本復の途を斷たしむることありと云ふ歐洲諸國癲狂者取扱法の嚴正なるにも拘はらず往々右の如き弊害あるを以て慈仁博愛の君子は力を奮て之を矯正せんことを謀り近頃卒去したる英國のシャフテスベリー卿の如き生前最も癲狂者取扱法の改良に盡力したることあり蓋し我日本國の風俗の敦厚純朴なる、社會の制度の不完全なるに比しては彼の窺視者が人の家産を睥睨する場合少なきが如くなれども文明の進歩するに隨て金錢上の餓鬼はますます増加し其枯腸を潤さんとして種々の術數を試む

る其中に或は人を癲狂に誣ふるが如きことも萬々一其必無を期す可らざれば當局者も此等の事に思ひ當りて今後我癲狂者取扱法を改良すること我輩の今日に切望する所なり斯くて之を改良するには癲狂病院中の取締等に於ても大に注意せざる可らざれども差當り我輩の所望は東京府下にて癲狂者入檻を出願する時は大學醫學部邊の醫者が時日を隔て數回立合診察の上之を認可すること、爲し又各地方にては其地方官公立病院醫師の診察を経ること、なすの一事に在るなり癲狂者入檻の事は世間に餘り多からざる場合なれども此癲狂者中に萬々一も彼の人造癲狂病者がありたらんには人權にも財産權にも關係して國の文明史に一大汚點を滴らすことなれば我輩は當局者が今日に當て夫れくの改良法を講じ小事なりとして之を輕視せざらんこと切に企望する所なり（明治二十年三月九日）

頌徳の祝宴

府下銀行集會所委員即ち京濱銀行者諸氏は本日をして大藏大臣松方伯の爲めに頌徳の盛宴を鹿鳴館に張り内閣諸大臣を始め朝野の貴顯紳士を饗し松方大臣へは特に紀念の物を贈りて以て其徳を永遠に表するの趣向なり蓋し此盛會の本旨は數年來我日本國通貨の制度甚だ困難なりしかども大藏大臣の治財略その宜に適して今日既に銀紙同一の價に歸し之が爲めに全國民業大に便利を得て隨て殖産の繁榮期して違はず日本財政の整齊萬々歳なりとの祝意を呈するものなりと云ふ誠に目出度き次第にして我輩も國民の爲めに之れを祝して止まずと雖も之を祝すると共に祝の字の字義を辨じて本日の祝宴の事實をして後來に堅固ならしめんと欲するものなり抑も人間世界の祝儀の中にて旅行したる人の歸宅を祝し近火に類焼を免かれたるを祝するが如きは旅中の無事、火災中の僥倖を祝するものにして過去の祝儀なれ

ども年始の祝儀婚禮の祝儀の如きは其現在の有様を歡ぶに兼て又將來を祝するものなり新年目出度く又當年も相替らずとは送舊迎新一月一日四海同風萬民鼓腹、天下太平にして家内安全なる當日現在の有様を祝して本年も舊の如く無事平安に三百六十日を送る可しとて將來を祝するの意ならん婚禮の祝儀も亦斯の如し不思議の良縁を結んで三々九度も首尾能く相濟みたる其現在を祝するのみならず婚席の祝辭に都て幾久しくの語を用ひるは婚後も幾久しく夫婦和睦まじくして偕老同穴高砂の老夫婦の如くなるこそ目出たけれとの祝意ならん左れば祝儀の意味には過去現在未來の別あること人事に明白にして扱今回銀行者諸氏の催ふしたる大藏大臣頌徳の祝宴は數年來紙幣の濫發にて困難したるものが今日は紙幣も銀貨も同一の價に歸したる現在の有様を祝するのみにあらず其同一に歸したるが爲めに民業大に便利を得、日本全國の殖産幾久しく繁昌して日に月に榮え行く我財政の目出たさよとて將來の吉左右を祝するものならん誠に目出度き次第にして我輩は我國民と共に其繁昌して榮え行く日に逢はんことを冀望すれども今日は尙ほ未だ其日にあらず之を待て待ち長きことは一月一日に居て二月三月の到來を即日待つが如し回顧すれば明治十七年の十二月朝鮮京城に變亂を生じ當時在京城の日本兵は王命に應じて宮闕を守り居たるに支那兵先づ我に發砲して一場の紛擾を惹き起したりしかば遂に日清兩國の談判と爲り翌年四月時の宮内卿伊藤伯は全權大使として支那の全權大臣李鴻章氏と天津に會議したる末凡そ三箇條の約款を整へ別に李氏より中國の兵官等一時情急に已むを得ずして争鬪すと雖ども究に未だ小心に事を將ふ能はず應に本大臣より文を行り戒飭すべし云々又當日實に某營の某兵ありて街に上り事を滋し日民を殺掠せしこと確として見證あれば定めて中國の軍法に照して嚴に従ひ拏辦すべし云々の照會文を得て歸朝したれば其向きの時人は大使が國威を辱かしめず平和と名譽とを擔ひ得て歸りたるを稱嘆し平和の宴と稱するものを

開て大使を招請したることありしが蓋し當時世人の意は大使の首尾よく歸朝したるを祝すると同時に其談判の結果の未來に現はれて永く兩國の平和を保つは勿論、日本の國威はいよ／＼ますます／＼重きを致して他の侮りを容れず彼の京城にて亂暴したる支那兵の如きも其亂暴の事實さへ確に見證あれば必ず本國の軍法に照らして處刑せらるゝことならん當時將官たりし袁世凱なども何時か相當の處分に逢ふて結局に至らんとて其祝意は重もに未來の日月に屬したるものにして即ち今日も正に其祝意を表したる日月中の一日として祝る可きものなり左れば銀行者諸氏が本日頌徳の祝宴も其祝意の在る所を尋れば現在の財政甚だ妙にして銀紙同一價とのみ簡單なるものには非ずして諸氏の眼を以て視れば民業の便宜宜しきこと一方ならず此方向に任せて波瀾さへなければ將來の財政は確に目途を得たり殖産富國の進歩屹度請合なりと胸算を得たる上の祝儀なれば祝する者も祝せらるゝ者も一寸席上の愉快のみにあらず今後民業の進歩如何に就ては随分その責も重くして心配なることならん我輩は唯今日の祝宴の幾久しく空しからざらんことを心配して祈るものなり（明治二十年五月五日）

祭禮の賑ひに商家の氣轉を促す

東京市中にて祭禮の大なる者は山王日枝神社と神田明神なり本年は山王の大祭にして神輿は昨日の午後本社を發し麴町四ツ谷の兩區を巡行し昨夜は麴町一泊にて本日は芝京橋日本橋の三區を渡御し明十七日は更に日本橋區内の残りを行行して漸く歸社の筈なり左れば宮元なる麴町區は申すに及ばず各町各區孰れも花車屋臺を挽出し軒提燈は屋を連ねて萬戸歡樂の色を顯はす其模様如何んは現に東京府下の人が實踐し又目撃しつゝある所なり殊に本年は氏子町内

の申合能く届きて非常の奮發一層の賑ひを附けんとの景氣なる由誠に芽出度き次第にしてこれが爲め人事の交際を滑にし人も我も貧富の懸隔を忘れて洋然太平の楽しみに酔ふの功德は實に尋常に非ざるべきなり昔し東京に於て火事を稱して江戸の花と云ひたる事あり即ち江戸の賑ひは火事に在りと申す意味にして火事が繁華の基なりとは一應解し難きの説なれ共熟々物の實際を顧みるに此俗言能く人事を寫して誤らざる者と謂ふ可し即ち火事なるものは金持の金を損して貧乏人に施與するの働きなれ共日常社會の法則は究屈なる者ゆゑ平生は金持も金を出さず貧乏人も施しを受けず貧富の相違不平の種子にて漸く世の中の圓滑を害せんとする處を火事と云ふ偶然の出來事にて貧人は仕事に有就あつき期せずして不平を忘るゝも亦太平の一徳たるなり祭禮の事もこれに均しく花車を曳き屋臺を出す其賑ひの中に蒿の人の人足の類は例の揃ひの衣裳にて町内を練り歩き、出入りの小者は主家の饗應神酒赤飯の賜ものを得べし、丁稚小僧は三日の休暇を給はりてお三雇人終年唯一の樂事に會す、其人を忘れ我れを忘れて黙然たるは怪しむに足らざるなり我輩嘗て謂へる言あり世間に火事祭禮の沙汰俄かに亡くなりたらば其年に限りて火附盜賊の横行を見ること多かるべしと或は物の道理を言ひ過ごしたるの議論なるやも知る可からずと雖ども兎に角に祭禮の一事が貧富懸隔の念慮を人の腦頭より奪ひ去て人事の交際を圓滑にする働きは決して蔽ふべきに非ざるなり此他尙ほ我國にて申さば新年の祝賀、西洋ならば十二月のクリスマスなど云ふ孰れも同様の效果あるものにして人はその繁文虚禮を笑はんかなれども我輩の意見は全く反對なり是れと云ひ彼れと云ひ皆經世の點に於て古來の習慣を重んずるの極めて利益ある事信じて疑ふ可からざるなり

右の情實なるが故に本年山王祭禮の盛大なる實況を見聞して我輩は満足の思ひを爲したれども爰に事の序に商賣上

の氣轉を以て此祭禮の繁華を助けて同時に利を獲るの工風亦商人に取て必要な所以を申述べし前申す如く祭禮の功德は金持の金を殺いで貧乏人に施すものなりと云ふものゝ是れは全く一方面の議論にして他の方面より之を窺へば金持が世間に對してその地位安心を固むる方便これに若く者は有る可からず即ち金を出して安心を買ふの一策なれ共これは暫らくこゝに論ぜず只専ら商賣氣轉の一點に就て論ずるに今回の祭禮の如き時こそ倔強なれ之を利用して名を賣り人に知らるゝの工風甚だ以て容易ならん試みに其考案の一二を申さんならば凡そ營業種類の何たるに論なく各自其商店限りの花車を作りて曳出すも可ならん呉服屋ならば呉服太物に商標を附したる飾物、酒屋醬油屋ならば其樽に本店の本銘を附けて屋臺に載せ、馬車人力車屋なれば製造品を其まゝ曳出し、牛屋ならば牛の肥へたるものを牽き、馬喰ならば馬の逞しきものに乗し、傘屋は雨傘日傘を廣ろげ、提燈屋は大小の提燈を千なり瓢に作る等その邊は各自の工風に任せて千種萬様いと面白き思ひ付きもある可し外見は甚だ華美にして内實は別段の費用を要する事にあらず祭禮の當日は人々見物に餘念なくして心氣揚々たるの際なれば耳目を眩惑する華美の盛觀を假りて廣告の利器と爲し以て祭禮の賑ひを助く一舉して兩ながら得るの新案、商家の心得に於て大切なるべし或人嘗て米國に遊び某都府にて七月四日の大祭に會し市中の賑ひを見物の際に倔強偉大非常なる種牛に極めて派手なる衣裳を飾らせ徐々に往來を牽き廻らし居たるを見て甚だ不審に絶えず其次第を牛飼に尋ねたるに牛飼の曰く此牛が先生の目に附きたるまでにて某の望みは既に満足なり其上に先生がこの疑問を發せらるゝこそ尙々以て本望なれと或人乃ち西洋人が大祭の賑ひを利し廣告の機會に用ひたるを悟りて大に感服したりと云ふ知らず東京の商人には此牛飼の頓智あるや無きや山王の祭禮後にも祭禮は甚だ多し我輩は其如何を見んと欲するものなり(明治二十年六月十六日)

地方有志者の間に答ふ

頃日或る地方の有志者とでも云ふ可き兩三名が或人の添書を持參し福澤先生に面會して頻りに田舎の因循姑息を歎き何とかして人氣を振ひ興し風俗を改良せん云々とて平生の不滿を鳴らして先生の考案を乞ひけるに其時先生の答へたる旨の大意を傍より筆記したるものあれば之を左に記して本日の社説に代ふ

先刻より承はれば田舎の地方は兎角古來の仕來りに戀々して新に文明の事を起すものなし東京などは雲泥の相違にして左りとは行末頼母しからぬ次第なれば田舎の事情固より東京に企て及ぶ可きにもあらざれども田舎は田舎相應に風俗を改良致して文明の方向に進みたしとの御話し一通りは分り候得共その風俗と云ひ文明と云ふ言葉は誠に漠然たる文字なれば先づ其意味を糺すこと肝要なる可し貴意の在る所を窺ふに今度東京へ御出で都下の官民衣食住の私より外に在ては子女の教育、學校の風俗、紳士貴婦人の交際法、その衣裳の流行、その宴會集會の模様、風月の遊、花柳の戲、歌舞管絃の行樂等を御覽ありて扱は東京の風俗は文明なり我田舎こそ粗野なれ叶ふことならば一步にても東京風に近づきたきものなりとの御所望なるが如し左りとは老生の考へに於て最も不服なりと申す其次第を述べんに貴意に想像せらるゝ文明開化の條々は悉皆金を費す事にして其中の一箇條として直に資産を作るの道にあらず東京は日本國の中央、地方に生ずる財を集めて之を消費するの地にして其繁華は唯費すの一方に在るのみ今これを實物に證せん一年三百六十日汽船帆船の東京灣に入るものは其數幾千百なるに其入るものは荷船にして出るものは空船なるを見ても東京は物を作る地にあらずして物を費すの場所たるを知る可し即ち地方にて物産を賣り其代金の幾部分を東京

に送り東京人は其集りたる金を次第に授受して其間に利を得ること多き者が銘々に内國外國の物を買ふて以て榮華を耀かすの組織なり左れば地方の人が此經濟の組織運轉法を知らずして直に東京の風を學ばんとするが如きは大きな心得違ひにして到底學ぶ可からざることを學ばんとするの輕舉と申す可きのみ本來文明開化とは甚だ廣き意味にして人生の榮華を耀すも固より其意味の中なれども榮華は文明の花にして此花を見んとするには先づ其樹の根を養ふこと肝要なりとす而して其根とは何ぞや人民の殖産即ち是れなり其殖産の一段に至りて各方の田舎地方に近年如何なる新殖産の道を生じたるや先刻も承はれば從前の如く米麥の外に差したる物産もなく養蠶とても不慣の事にし未だ利を見るに至らず尙ほ其上にも全國一般の不景氣にて小前の者共に稼の道は盡き果て日傭の賃錢とて倔強の男にて八錢より十錢、女なれば三四錢に過ぎずと云ふが如き難澁なる次第にて一方には正租地方税町村費等の諸役を合すれば其荷物も随分輕からずとの事なり即ち殖産の根本なき有様にあらずや斯かる淋しき有様に居ながら東京の榮華を見て之を文明開化と名け地方の人民をして漸く其風に倣はしめんとするは各方の志こそ殊勝なれども老生を以て見れば失禮ながら無辜の地方人に禍するものと云はざるを得ず今日の財政の有様にては東京の文明榮華さへ永久す可き性質のものに非ずと識者の竊に論ずる所なるに況して衰頹既に甚だしき地方に於てをや風俗改良などは思ひも寄らぬ事にして末に走るの甚だしきものと云ふの外なし若しも改良とならば其改良の力を殖産の方向に施し假令へ今の苦しき中にも一歩づゝ歩を進めて人民の衣食を足すの工風こそ專一なれ衣食既に足りて漸く餘りあるに至れば教育なり交際なり遊宴快樂の事なり他の催促を待たずして自然に發生するは人事の定則に於て争ふ可からざる約束なり何ぞ各方の獎勵を要せんや如何となれば殖産は文明の根本にして榮華は其花なればなり樹木の根本を培養して宜しきを得るときは春

花を見るなからんと欲するも得べからざればなり故に今日地方の有志者として東京の繁昌榮華を目撃するも採て以て地方に施す可きものは一箇條としてある可からず若しも強ひて之を施さんとすれば其人民をします／＼殖産の道を忘れしめます／＼其根を枯らして遂には挽回す可からざるの極に陥ることある可し都下の風俗は地方の毒なり晉に學ぶ可からざるのみならず慎んで其傳染を避く可きものなり云々（明治二十年七月二日）

新聞屋の懲罰

世人の便利を達して其報酬を利用するもの之を商賣と云ふ例へば米を賣り酒を賣り、賣る者は錢の利を得て買ふ者は其所望の用を達す即ち雙方の利益にして以て社會の秩序を成すものなり若しも今日一町一村に於て俄に米屋を廢し酒屋を閉すことあらば其米屋酒屋が利を失ふのみならず同時に町村の人民も亦俄に不便を感じることならん凡そ人にして以前に便利なりしものが俄に不便に陥るの不幸は取りも直さず錢を失ふたるの不幸に異ならず故に町村に久しく開業したる米屋酒屋が頓に閉店するは近傍の人をして一時多少の損亡を蒙らしむるものと云ふも可なり尙ほ此理由を明白にせんか今日日本郵船會社が不意に廢業したれば如何、無數の船客荷主は其定期航海の日限を計へ小なるは一身の旅行、大なるは商賣品の運送等を豫算して身構したるにも拘らず會社廢業の爲めに百事齟齬して如何ばかりの害を致す可きや晉に一時の不便不自由のみならず長く回復す可からざるほどの大損亡を被る者もある可し

左れば人間社會の商賣營業は單に當局者の身を利するのみに非らず身を利するの傍に又他人を利するものなれば全く自利々他の主義に基くものとして扱我輩が爰に言はんと欲するは彼の新聞紙發行停止の事なりそも／＼新聞紙發行

の事たるや天下の輿論を寫すと云ひ識者の思想を現はすと云ひ其功能は様々なれども商賣一方の點より之を見れば誠に珍らしからぬ營業にして其目的は唯利益に在るのみ、世人の所望に應じて刊行の紙を賣り其紙代印刷費并に建物業械等に下したる資本金の利子その外一切の諸費を計算して賣上げ代金と差引し餘るものを利益として會社の組織なれば社員に分配し一箇人の私有なれば働く人々の給料を拂ふて其餘を主人の所得とするものなり斯くて新聞紙を買ふ者は何の爲めにするやと尋れば新聞屋へ附合ひの義理として錢を進上するにあらず一箇月に五十錢なり八十錢なり代金を拂へば其代金支けに何か利する所あればなり其趣きは一回金を投じて浴衣地一反を買ひ十圓金を奮發して小袖一領を新調するものに異ならず浴衣小袖は身を覆ひ姿を装ふの快樂を得せしめ新聞紙は之を讀んで種々様々の事を知るの利益あり而して其快樂利益は正に一圓十圓に直し五十錢八十錢に當り如何にも相當の處に位して商賣の大義に戻ることなきが故に若しも一朝の事故に際して反物賣る呉服屋か又新聞紙賣る新聞屋が俄に閉店するときは呉服屋新聞屋の不利は云ふまでもなく其賣物を買ふ人々の不便も亦少なからざるを知る可し殊に新聞紙上の廣告の如きは多くは商業に關して商機一刻千金の前後を争ひ多少の錢を拂ふて新聞屋に依頼し一日を後れたりとて千百の苦情を聞くほどに劇しき商賣なれば決して等閑に附す可きものに非ざるなり

然るに其新聞記者が誤て罪を犯し政府の筋に治安を妨害し又は風俗を壞亂するものと認めらるゝときは直ちに發行を停止せられて新聞屋は其商賣を休まざるを得ず扱商賣休みとなりて新聞屋の内輪の事情如何と云ふに賣物を賣らずして元方の損亡は勿論、印刷の職工、活字拾ひの子供、配達夫、集金人等何十名の貧民は即日より業に離れて路頭に迷ひ都鄙賣捌の諸店又その先き／＼の配達者等も同様一時の難澁は容易ならざることなれども是等は何かの因縁にて

最初より斯る犯罪新聞に使役せられ又關係したることなれば其身の宿業としてあきらむるも爰に誠に氣の毒なるは新聞屋の得意先きなり其人數は幾千又幾萬にして何れも錢を拂ふて刊行の紙を買ひ又廣告を依頼して代金相當の便利を達し利益を得んとしたる者が頓に新聞屋の閉店に逢ひ心算の齟齬して失望するのみならず何れ不日更に閉店とは聞けども何週間の閉店やら其日限さへ分明ならずして夫れ是れと思案する其間に實際の不便利を被る其有様は年來遠近の用を達したる米屋酒屋呉服屋等が出し抜けに商賣を休みて得意先きの迷惑たるに異ならず新聞屋犯罪の禍ひその波及する所廣しと云ふ可し

抑も發行停止の罰は新聞屋の罪を罰するものにして之を懲らして後を警しむるの精神ならん如何にも其精神に違はず何れの新聞屋にても停止に逢ふて懲りざるものなしと雖ども其これに懲るゝ所の正味を商賣上より云へば錢の損亡より外ならず即ち幾日幾週間の商賣留めに何百何千圓の收入を失ふことなり故に新聞商賣の勘定にては何日間の停止を命ぜらるゝも何百圓の金を臨時に拂ふも其苦痛は正しく同様にして之に懲るゝ恐怖の深淺も正しく同様ならざるを得ず左れば停止の法律に特別の深意あれば夫れまでのことにして敢て我輩の喙を容る可き限りにあらざれども若しも然らずして唯新聞屋を懲らすまでの精神ならば停止の法律は是れまでの通りにして扱これを命じられたるときに金を以て其罪を購ふの便法はなかる可きや然るときは新聞屋の苦痛は停止に異ならずと雖ども其苦痛の達する部分を新聞屋の元方のみ限りて之れに關係の貧民等を苦しむるにあらず得意先きの看客又廣告依頼人等をして不便利を覺えしむるにもあらず政府懲罰の趣意は達して公共に損害なし全く無稽の策にもあらざるが如く我輩今日に在ては新聞紙條例の根本を是非するに非ず唯その範圍内に居て便法を冀望するのみ(明治二十年七月六日)

節 儉 論

第一

我輩が過日政略と題し三日間(本月十五日より同十七日まで)の時事新報に掲載して其末段に質素儉約の必要を論じ官途の俸給を減じて一般に素朴の風を奨勵するは公私兩様の利益なりとの次第を記したりしが人或は之を悅ばずして謂へらく文明には自から文明の體裁あるものなり今我日本は國を開て外國交際の列に入り朝野共に外交を重んずるの時節なれば復た舊時の粗野を以て自から居る可からず人生粗野ならざらんと欲すれば相應の費用なかる可からず殊に上等の官吏の如きは直に外國人に接することさへ稀ならざることなれば假令へ私の生計をば薄くするも外に對するの體面は之を張らざるを得ず左れば今日の俸給既に已に不足を告るの折柄、如何して之を減殺す可きや又これより下りて中等以下の官に至りては決して豊なるものにあらず甚だしきは僅に官途に衣食して餘る所なきか若しくは不足するの生計なる可し若しも之を節減せんとらば取りも直さず之を官途に置いて苦しむるに異ならず何れも實際に行はる可き方策に非ずと云ふ者あり隨分老練の言にして一寸理由あるに似たれども此説たるや唯今日の事物の成行の中に居て殆んど前後の思想なき俗論なれば未だ以て人を感服せしむるに足らざるものなり申すも残念なる次第なれども我日本國は近時僅かに西洋文明の事情を知りたるのみにして未だ之を利用したるものに非ず文明の工業未だ起らず、文明の商賣未だ行はれず、之を要するに開國以來文明の新工風を以て文明の新利益を起し新舊差引して實に國を富ましたるものとは甚だ少なく唯進歩の中に在るのみにして未だ富國の實を見るの場合に至らざるものなり國未だ富まざ

れば其富まざるに處するも亦道理至極の事にして之を名けて一國の分限と云ふの外なし左れば今外國の交際を開いて其交際固より大切なり之を等閑に附す可からざるは當然の事なれども費用の一點に至りては何は投置き先づ國の分限に謀らざるを得ず即ち我輩が特に主張する節儉論の根據にして特に讀者の注意を促がす所のものなり今の官途に俸給を減じたらば或は上等官吏などが外人に接するの際に外見の淋しき場合もある可し我輩とても傍より觀て殘念に堪へず當局者の身には一層の苦痛なる可しと雖ども即ち人生忍耐力の應さに存す可き處にして情を抑へ氣を剛くし男子の腸を鐵にして此苦痛に抵抗せざる可からず既に鐵腸と安心の法を得たる上は交際の外見に關して眼中復た外人なし客を饗するに八珍の味もなかる可し交を求るに歌舞管絃の盛もなかる可し毫も憂ふるに足らず唯禮を厚くし情を濃にし以て他の歡心を失はざらんことを勉む可きのみ且つ事の大眼目は實素儉約の一點に在りとは申しながら左ればとて舊日本武士の武骨率直を張て外客を壓倒せんなど云ふにあらす我力のあらん限りは文明の風に近づき率直の精神中に文明の禮儀を重んじて運動することなれば交際上毫も不都合なきのみならず却て無限の味あるを發明す可し或人曾て云へることあり南瓜の味噌汁に麥飯を食て以て文明開化の事を行ふ可し元祿武士の精神に西洋碩學の經濟理論を附して始めて文明の男兒たる可しと是れは青年の學生を誠しめたる奇語にして直に取て以て今日の外人交際に適用す可きにあらすと雖ども言外の意味は自から窺ひ得て取るに足るものある可し人に交るの要は己れを虚ふるに在り即ち磊落の舉動にして時に大に利ありと雖ども一方より其弊を云へば虚己の甚だしき只管新様を學ばんとして所謂虎を畫いて駒に類するの恐れなきに非ず斯くの如きは即ち錢を費して得る所なきものにして我輩の最も取らざる所なり

左れば官途の俸給を減すれば外人に對するの外見を失ふ云々の論は我輩の主義を動かすに足らず外交尚ほ且つ斯く

の如し況んや内國に處するに於てをや同國同胞の兄弟共に貧富を與にし共に苦樂を喜憂す可し復た誰れに向て外見外聞を取繕はんとするか殆んど無用の沙汰にこそあれ出るに車馬の壯麗なるを要せず居るに大厦高樓なきも可なり尋常一様我國、中等以上の生計を立つるに今の俸給及び臨時費の高を大に減却するも決して不自由なく又見苦しきこともなかる可し蓋し人の生計を華美なりと云ひ又見苦しと云ふも畢竟するに相對の考へに出るものにして其實は苟くも衣食足るの以上は粗にも限りなく美にも限りなきことなれば世間一般殊に官途一様に質素の風を成すに於ては其今日に在て見苦しと思ひしものも決して見苦しからざるの事際を見出すことならん其實證を得んとならば今の官途の人々が試みに自から既往の生活を回想して分明なる可し十數年來その官途の地位は同様なるも其生活は大に變化して高尚に進みたることならん故に既往の衣食住居を想像に畫きて其まゝ今日に用ひんとしたらば必ず見苦しきことならん然らば即ち今日に見苦しうして既往に見苦しからざりし其物は將來に於て復た見苦しからざるの日ある可きや道理の明白なるものにして唯時の風潮に存するのみ而して官海の風潮は専ら上等官吏の向ふ所に流行するものなれば我輩は爰に其風潮の製造を促すものなり

第二

官途の出身も亦是れ一種の商賣營業なりとは近時の人の常に言ふ所にして我輩も隨分この言に同意を表すと雖ども其同意する所は唯中等以下の小吏に於て仕官を營業と心得然る可しと云ふまでにして苟くも其以上の政治家と名くる人物に至りては仕官を商賣にするよりも寧ろ之を好事ちやうじにせんことを祈るものなり抑も一國の政事を論じて銘々に見込みを定め平生その主義とする所を實地に施して其成跡如何を見るは恰も人生の一快樂事にして畢生多少の辛甘を嘗め

て此快樂を得んとする者これを純然たる政治家とは申すなり故に政治家の政府に立つは初めより利益の爲めに非ざるは勿論十中の八九は却て自家の財産を持出すか然らざれば爲めに借財を負ふを常とす其趣は人間百般の物數奇に身を勞し財を費すものに異ならず左れば西洋諸國にても身を起して政治家たらんと欲する者は曾て自身の働を以て金を得たる者か父母の遺産を所有する者か又は偶然に富豪家の助力を受ける者等に限り決して無力貧乏人の身に叶ふ可き事非ざるが如し其官に在る間は固より定限の俸給ありと雖ども彼の國々の事情は總て華美にして日本などの如き質素にあらざれば随つて其政治社會の交際又自家の生計にも費用多くして迎も俸給の收入などを以て償ふ可きに非ず云はゞ俸給は唯名義のみにして其實は自家の財産を投じて政治と名くる一種の好事に快樂を買ふ者と評して可ならん扱する事情にして其政治社會の運動如何と尋るに各政黨の人々が互に地位を争ひ主義を張るの有様は頗る劇しくして時としては狡猾陰險にはあらずやと疑はしき場合もあるほどのことなれども其政黨員が政變に際して新陳交代するときには一種云ふ可らざるの邊に淡泊の意味あるが如し蓋し是れには種々様々の原因あることなれども其在職の俸給を物のかずとせざるの氣風も亦與りて大に力ありと云はざるを得ず如何となれば彼の輩は本來自家の資力を以て政治の地位に立ち其地位の功名を樂しむのみにして其所得を利するにあらず僅々たる俸給の得失は素より以て其生計を輕重するに足らざるが故に一身の進退を決するに臨み心に關するものは唯其政治社會に對する榮辱如何の一點に在るのみなればなり左れば我日本國に於ても自今以後、上等官吏即ち政治家を遇するに俸給を薄くして在職中その給金に依頼するの念を絶たしむるは政費を省くのみならず官途の進退を活潑にして自から士人の風を高尙に導くの一助たる可し斯くの如くしたならば或は貧書生の出身の爲めには甚だ迷惑などの不平もあらんかなれども本來文明の政治なるものは國中の

富んで才徳ある人物が功名を成さんが爲めに私財を投じて玩ぶ所の地位なれば貧書生輩も斯かる面白き好事に耽らんとならば何かの方便に依て金を作るか若しくは其才徳の拔群なるが爲めに俗に所謂金主の付くを待つ可きのみ我輩は國事に關して貧書生の迷惑を顧るに違あらざるなり竊に案するに現今在朝の上等官吏并に在野の政治家は既に多少の私産を貯へて今の俸給に依頼せず又依頼せんとするの要なき因果して然らば甚だ妙なれども一年の官俸を一年に費して來年は又た來年の収入を目的にして以て政治の地位に居り又これに進まんとするが如きは我輩の甚だ感服せざる所なり此一條に就ても我輩の主張する質素儉約の説は無難の主義ならずや人の私産は存外に少なきものなり世間の評する所にて誰れは百萬圓の身代ならんと云はるゝ者は實際十萬圓に過ぎず二十萬圓ならんと評すれば内實四五萬に過ぎざるを常とす今の政治家の身代も世の中には取りぐの評論あれども實際は存外に淋しきものならんれば俸給を減すると同時に思切たる儉約を行はんこと冀望に堪へざるなり

又政治家が在職の官俸に依頼せざることは必ずしも西洋の文明國のみに限らず近く我日本の封建時代に於て幕府を始め諸藩に於て重役なる者は大抵皆門閥高祿の人物にして此人々が或は老職又は奉行等を拜命すればとて其威權こそ平生に殊なれども錢穀の一點に至りては所得甚だ少なきのみならず在役中は交際廣くして家計も自然に膨脹するが爲めに入相償はず三代重役を勤めて家に大借金を生じたるが如き談は誠に珍らしからぬことなり蓋し封建の士族は世祿に依て生活するものなれば其役儀を勤るは唯功名の爲めのみ云はゞ本人の好事に出でたることなれば利益の點に於ては至極淡泊なるの常にして時として身の進退を決するなどの場合には男兒らしき舉動して往々人意をして壯快ならしむるものあり、趣こそ殊なれども西洋諸國の政治家が私産に富んで進退の活潑なると日本の封建の士人が世祿に依

頼して政治の地位を輕んずると其事相は同一なりと云て可ならん左れば我輩が我官途に節儉を勸め官吏の俸給を薄くして各その私産に生活せしめ利益の點より見れば政治の地位も亦愛しむに足らざるものとするの説は西洋にも日本にも事例明白にして嘗に經濟上の利益のみならず兼て又政治社會の風習を高尙に進むるの一策なる可し

第三

質素儉約の主義は今の日本の政治社會の爲め又政治家の自身の爲めにも甚だ適當にして利益なりとの次第は前節に之を記して讀者の既に了解せられたることならん今その以下の俗吏に至りて之を如何せんや其俸給を減じて更に儉約を命ず可きや小吏の月給は大抵百圓以下極めて少なきは十圓左右のものもあり尙ほ此上に節減せんとは實際に如何と人の難する所なれども自から説なきにあらず蓋し我輩の説を以てすれば月給の多少に論なく先づ大に其人員を減ず可し之れを第一著の處分とす凡そ今日の官途に官吏の多きに過るとは唯民間の評論のみにあらず現に政府に在る人の常に言ふ所にして其言に従へば一部一局中に官吏の多きが爲め其割合に事務は撻取らずして却て遲滯を致すほどなりと云ふ元來政務は精神に屬する文事にして有形の力役に非ず力役ならば人數を増して力を加ふる割合に従ひ事を成すこと速かなる可けれども無形の文事は却て人の多きに妨げらるゝの道理なれば前言は必ず事實に相違なきことなる可し左れば今俗吏の數を沙汰するには先づ政務の簡條を省く可き度合にまで省き盡して其繁閑の豫算を定め乃ち人員の沙汰に著手して現員の半に減じ三分一に減じいよゝ事務に差支を生ずるに至りて止む可きのみ斯る場合には官吏職務の時間を今より長くするも可ならん暑中休暇の如きもむかしの日本國の氣候にてむかしの日本國の人類と思へば時宜に由り廢止せらるゝも左まで苦しきことにはなかる可し大凡そ此邊の意氣込にて減員の一方に力を用ひたらば諸官省

廳寂として聲なく事務の取扱には少しも差支なきの成跡を見ることならん之を第一著の手始めとして扱その俸給の割合は如何せんと云ふに是れは全く商賣上の主義に従ひ賣る者は常に價の高きを主張し買ふ者は常に低きを命じ雙方の要用に迫まりて適宜の場合に居合ふ可きのみ上等政治家の政府に入るは本人の好事に出る者多きが故に其俸給は割合の外に低くして可なりと雖ども政治上の思想もなく唯俸給を目的にして仕官する者なれば之を採用する政府の方に於ても成る丈け其給金を少なくせんことを勉め此金高にては此人物を得ること難し此人なくしては此事務に差支を生ず然らば即ち奮發して若干の金を出さんと云ひ出仕の本人も亦官途の仕事の繁閑を視察し我が技倆を以てこの位に勤むれば民間に事を爲して凡そ何ほどの收入ある可し之を官途の所得に比して云々とて利あれば進み不利なれば退く可きのみ純然たる商賣の主義に従ふものと云ふ可し斯くの如くして今日の月給の割合よりも増す可きや減す可きやと尋ぬるに我輩の豫算にては必ず大に減じて國庫の支出を少なくす可き見込なりと申す其次第は従前我官途の出身には曾て商賣上の考へを交へたることなく都鄙無数の士人が熱心奔走して官を求る其有様は饑饉に飢えたる者が食を求るの状に異ならず之を得る者は恰かも僥倖にして本人の得色は無論、父母妻子悦び、親戚朋友祝し、冥加至極難有仕合なりと抔舞の最中萬々一も之に反對して免職等の不幸に逢ふときは一門の愁傷落膽恰かも父母に喪するが如し抑も人間世に職業の種類は甚だ少なからず其中に就き官途と名くる職を得て心身の勞役相應に報酬を取ることなれば此職業にのみ限りて冥加至極を感じるの道理はある可からず或は田舎の戸長などが二三圓の月給を得て出入相償はざるも官員の地位を得意にして欣々たるものなきにあらずれども是れは田舎漢の老愚のみ苟くも後進の士人にして少しく時勢を辨する以上は官途の虚名を悦んで錢の貴きに易る者あるを聞かず然るに此輩が仕官の心願を達して其滿悦の非常なる

は何ぞや官の仕事の易くして其報酬の厚きが故なりと判断せざるを得ず即ち仕官の身を賣物にすれば其物の性質に照らして買値の高きが故なり而して其實價と賣買の價との差は何程なるやと尋ねれば彼の出身の僥倖を得て冥加至極と唱へ免職失路の身と爲りて落膽の非常なる其喜憂の度を見て正に標準と爲すべきものならん世の中には人に賣る品物も多く人に使はるゝ人物も多しと雖ども其花主を得たるが爲めに躍る者もなく之を失ふたるが爲めに泣く者もなし然るに官途の商賣に限りて其花主の得失に斯かる非常の喜憂を催ほすとは其商賣の常に異なること明に證す可きにあらずや故に今この官途の商賣をも商法の本則に従ひ人物を採用するに賣方と買方と雙方より思ふまゝの價を申し出して雙方をして自由に進退せしむることに爲したれば買方は必ず弱氣を催ほして今の俸給の割合より尙ほ幾割を減ずるも品物の供給に不足なきは我輩の敢て保證する所なり

官員の數を沙汰し其俸給の割合を節減し官途一般に儉約の旨を奨勵して國庫の支出を省き以て國民の負擔を軽くせんとするは此一編の眼目にして上等の政治家は本來官俸に依頼して生活す可きものにあざれば減俸も固より妨あることなく以下の俗吏を處分するには商賣の主義に従て其給金を殺ぐの工風ある可しとの次第を陳べたれども所謂上等官の中にも半ば政治の志を伸さんとし半ば俸給の利を利して官に居るもの多かる可きがゆゑに此流の人に對しては毫も會釋するに及ばず之を遇すること俗吏の如くして差支なかる可し先づ其俸給を削りて之に甘んぜざる者は官を去る可し其中には平生資産に豊にして特に政治を楽しみ眞實の物數奇よりして政治社會に止まらんとする者もある可ければ日本の政府は此流の人に任じて可なり若し或は俸給の薄きが爲めに官に近づく者なくして事實に差支を生ずるの場合もあらば其時に臨んで更に増俸するも晩からざることなり何等の情實事情あればとて今の文明世界に國を立て國民

の富實、國權の擴張を專一とする其最中に、省いて省く可きの政費を省かざるの理由あらんや朝野に論なく社會の表面に立て他の先達たる者は大に自から省る所なる可らざるなり（明治二十年八月十八日より同月二十二日に亙る）

【參照】 此說の冒頭に記せる「政略」と題する三篇の社説は「福澤全集」第八卷にあり。（編者）

洋字にて日本新聞紙を發行すべし

我國に於て始めて洋書を読みしは今を距ること凡そ百二十年の前に在り爾來幕府の末年に至るまで洋學は總て世間の忌む所となり之を學ぶの法も甚だ不自由なりしかども當時の志士特に醫學者流は此間に處して志を屈げず竊かに彼の學術を修めて世を利せんとしたる其辛苦は如何ばかりなる可きや鎖國の世に居ながらも外情を知るが爲めに心身を苦しめたる者と云ふ可し今は昔と事變はり上下相勵まして洋學盛んに行はれ教るに人あり讀むに書あり修業の便利不足なき時勢なれば人々先を争ふて學に就き直に横文の書を學ぶに非ざれば自から譯書を講じ或は奮ふて遠く海外に渡る等その趣を見るに外情を知るの方便いよ／＼備はりて之を知らんと欲するの熱心いよ／＼熱きものと云ふ可し之に反して西洋人の日本の事情に就き其見聞甚だ冷淡なるが如し彼の國發兌の地理書中日本の記事なきに非ざれども滔々たる文明社會の一般に於ては日本の亞細亞極東に位するを知らず其獨立不羈の一國たるを知らず甚だしきは都會上流の人物にして未だ日本の名も知らず偶ま之を知れば支那帝國の一部なりと誤り認る者さへなきに非ず去れば此頃日耳曼の或る地方にて日本に鐵道の有無を争論したりとの傳聞も強ち無根の説には非ざるべし蓋し西洋は文明先進の國にして後進の日本より之を見れば雙方相對して都會と田舎との關係に彷彿たるものありと云ふも可ならん都鄙文野を

洋字にて日本新聞紙を發行すべし

異にすれば田舎漢は都下の文物を知らんとするに切なれども都人士は田舎の事に頓著せずして總て冷淡なるを常とす其然る所以は何ぞや都人士にして田舎に學ぶ可きものあらざればなり今西洋人の富強文物を以て日本國を見れば學ぶ可きものなく羨む可きものなし假令へ是れありと言ふ者あるも其言は高尚なる學者論にして彼の凡俗の人情を動かすに足らざるが故に滔々たる文明の俗世界に於て日本國の事情を度外に措き輕々に看過して其實を知らざるも勢に於て如何ともす可らざるものなり我が知らざるものを輕んずるは人情の自然にして其情發して一國全體の輿論となる可きが故に西洋諸國の人が漫に我日本を輕侮するは日本國の輕きに非ず其實は日本を知らざるの罪と云ふ可きのみ左れば今日吾々が日本國人たるの分を以てすれば西洋の事情を知るに兼て又彼れをして我れを知らしむるの要を忘る可らず是れ即ち吾輩が讀者と共に講究せんと欲する所のものなり

學識高くして品行賤しからざる上流の士人が西洋に遊び資産豊にして商機に敏なる商人が彼の國に往來し我郵便汽船商賣船の航路を彼の諸港に通じ或は軍艦を出して世界中の海を巡航せしむる等何れも有形の物を利用して我國の光を輝かすの方便なれば我輩の常に勸告獎勵する所なれども今こゝに我日本人が横字新聞紙を發兌して文明國人の眼に日本國の事情を明にするは最も容易なる方便にして其效力必ず大なる可しと我輩の信する所なり是れは十數年前既に世の識者の發意なりしが如何せん當時は我國に横文書く人物も乏しくして事止みしかども今や西洋の文學は著しく進歩して記者を得ること難からず今日發起して明日著手す可し甚だ易きに似たれども茲に道に横たはるの困難は資本の一事なり元來新聞紙發兌の業は内國にて日本文字のものを刊行して日本國人に賣捌くにしても看客の數少なくて會計上やゝもすれば出入相償はざること多し左れば今横字の新聞紙を發行するは其賣捌の場所を海外に求め日本の事に冷

淡なる外人を引誘して之を讀ましめ日を積み月を重ねて漸く發賣の數を増さんとすることにして其事の緩漫なる間に會計上の困難を致す可きは豫算に明白なる所なれば誰れか此會計の困難に當る可きや甚だ當惑なる次第にして即ち今日世に横字新聞の起らざる其故障は單に此會計の一點に在るのみ或は例の如く政府の筋にてなど云ふ説もあらんなれども今の日本政府の様にて竊に新聞紙に助力するも唯その新聞社の會計に都合好きのみにして紙中の論説は却て之が爲めに無力のものとなり金主たる政府の益を爲さざるのみか其記者も共に面目を失ふに過ぎず世人の普く知る所なり然らば即ち政府を外にして資本主を求るに必ずしも其望なきに非ず日本國人富まずと雖ども國の爲めに私財を投ずるの義心あるは我輩の平生知る所にして既に過般も海防費献納と云へば意外の處より續々出願する者さへ少なからず日本國中富んで志あるものゝ存するは此一事にても知る可きなれば此流の人が西洋文明の人をして我日本の國情を知らしむるの必要を發明したれば横字新聞紙の發行その會計の豫算困難なるも亦望みなきに非ざるなり(明治二十年八月二十九日)

人民の豪奢は寧ろ之を勸む可し

高尚なる學者の論は姑く擱き尋常の凡俗世界に於ては百人は百人誰れも名利を好まざる者なし名とは何ぞや世間に何某と姓名を知られ其面をも見覺えられて崇め尊まるゝことなり而して其尊まるゝや或は智識學問の働に由り或は徳義品行の力に由ると雖ども就中俗世界に通用して功能の著しきは金の右に出るものなし金あれば以て一家の生活を豊にし又進んで豪奢快樂無用の散財をも逞ふして自在ならざるはなく詰り一人の私に似たれども其の豪奢快樂を以て却

て世間に名を成して尊敬せらるゝを常とす何某は大夏高樓に居り肥馬輕車に乗り花鳥風月の行樂、一擲千金を事ともせずして錢を見ること土芥の如しと云へば世間の人は曾て其の錢を惠まれたることなく其行樂を與にしたることなきにも拘はらず唯漠然としてその何某を崇め尊まざるはなし即ち何某は自分の金を以て自分の快樂を盡しながら之に由りて世に名を成すものなれば其名は恰も無代價の名にして誠に謂れなき次第なれども人間世界の風俗に於て然りとすれば之を争ふ可きにもあらず況んや富豪の磊落なる者が世の爲め人の爲めに金を愛しまざるに於てをや其名聲は一朝にして天下に轟く可きのみ左れば凡俗浮世の名は金を以て得らる可きものにして其金を用るに人の爲めにすると自ら爲めにするに論なく唯能く財を散ずる者にして能く名を成すこと、知る可し然るに今その金を得るの道は如何と尋れば經濟論の主義に於て唯勉強と節儉と二法あるのみなりと云ふ然らば則ち豪奢散財能く名を成す可しと雖ども全く經濟の主義に反して利を得るの道にあらず利を得んとすれば名を成す可らず、名を成さんとすれば利を取る可らず誠に兩立し難き談にして人間世界の分別に迷ふ岐路なるが如し

然りと雖ども天の俗世界を造るや頗る巧にして俗人に授るに名利二様の慾心を以てして孰れにも偏するを得せしめず滿天下の人をして終歲勉強して質素儉約ならしめんか無數の守錢奴は唯活きて呼吸するのみ工業も興らず商賣も行はれず況んや行樂遊宴等の事に於てをや四邊寂として寒食の如くなる可し或は之に反し唯人生をして樂しましめんか逸居安樂酒食管絃に耽り四時の春に歌舞して悠々たる其間に物を費すのみにして物を作るものとはなく久しからずして人間界は消滅に歸す可しと雖ども天意決して然らず人生一身の心を二様に運動せしめ其一心に利益の慾を逞ふするの傍らに又豪奢の念を起さしめ其慾念の強弱正に平均して孰れにも偏するを得ず豪奢散財能く名望を收む可しと雖

ども集めざるの財は散ずるに由なし財を集めんとするには勉めざる可らずとて是に於てか始めて勉強の道を開く可し財を集るは山に上るが如く財を散ずるは山を下るが如し熱界無數の人をして能く此山を上下せしむるは造化の巧妙ならんのみ之を人生獨立の經濟法とは申すなり

左れば我輩の主唱する節儉論は唯方今の官途社會に向て勸告するのみにして爾餘の人民一般に對しては寧ろ豪奢を勸めざるを得ず官途の經濟は其入に苦勞少なくして其出を爲すこと甚だ難からざるが故に自から制して慎しむの外なしと雖ども人民は則ち之に異なり一圓の金一錢の錢と雖ども片々皆是れ自身の汗より出でたるものなれば何ほど之に豪奢を勸るも自家の經濟の許さざる限りは漫に従ふ者ある可らず故に我輩が口を放て民間の散財を促がし其生活の度を高くして其快樂を逞ふせんことを勸るは唯その快樂の狀を見て悦ぶのみに非ず快樂は即ち勉強の刺衝即ち殖産富國の基なりとてますゝ其盛なるを祈るものなり（明治二十年九月二十六日）

公共墓地の制を廢して之を寺院に托すべし

東京には朱引内外の區別ありて朱引内には死體を埋葬するを許さず別に青山、谷中等をトして公共の墓地に供へ死者あれば人々隨意に之に地を劃し代價を拂ふて其地を買ひ地券様ものを所持して其私有墓地となすを得ることなり殷富熱鬧なる東京のことなれば衛生其他種々の事情に照らして其法甚だ便利なるに似たれ共我輩を以て之を見れば大に懸念に堪へざるものあり抑も従前の慣行に従へば墓地は大抵皆寺院の傍に附屬して恰も寺の私有に歸し檀家に死者あれば此墓地に埋葬するは勿論のことなれども其時に當りて特に地代を要せず時としては多少の金を寺に納ることあ

るも或は手数料と云ひ又は掃除料、回向料等の名義にて決して地所賣渡しの代價に非ざるは明白なり既に埋葬し終れば夫れより後は毎年正月、盂蘭盆又は春秋の彼岸等に志の米錢を納む即ち其一部分は墓地の掃除費にも充ることにて之を付届けと云ふ扱この仕組にすれば毎年毎月新墓の増加するに従ひ墓地は忽ち充滿す可きに似たれども實際に於て決して然らず例へば檀家三百軒の寺に三百坪の墓地を私有し幾百年間幾百千の死者を埋れども曾て地所の不足を感じたることなきは何ぞや蓋し人間世界の變は無窮無量にして昨日の富豪も今日は路頭に迷ふの人と爲りて寺の付届けさへ意の如くならざるに至る者あり或は遠隔の地に移住し去る者もあり又或は不孝の子孫にして先祖の靈を思はざる者もありて孤墳寥々人の訪ふなきに至ること少からず之を無縁の墓と云ふ無縁の墓は三五年乃至十年の後に至りて順次に之を取拂ひ更に新に來る者の墓地に供すること古來寺院の慣行にして之を怪しむ者もなし又咎る者もなし或る老僧の言に人生の榮枯盛衰にも亦た自ら命數ありて封建世祿の武家は兎も角も尋常一般の商人等に就て見るときは大抵十五年乃至二十年内外を限りに或は榮え或は衰ふるの平均にして榮ゆる時は墳墓も有縁なれども衰ふる時は無縁となり無縁漸く取拂はれて有縁又更に現はれ新陳代謝終始循環するが故に限りある寺院の境内も猶且つ狭小を告げずして永く後年に持續するを得るものなりとぞ埋葬の都合斯くも宜しきを得るは實に人事の妙機とも云ふべし左れば近來世間の盛衰其變化殊に繁劇なれば此理を推して埋葬上猶更新陳交代を必要とすべき筈なるに顧みて今の公共墓地は如何と尋ねれば前陳の如く銘々隨意に地を劃して其私有墓地となすを得ることなれば土地の所有權は既に其人に在りて他人の得て喙を容るゝ所に非ず左ればとて其所有主たる者が一朝何かの事情によりて家計不如意の身となるより墳墓も漸く無縁となり果ては荒烟蔓草の中に埋むと雖も土地私有の權利は依然として猶ほ彼に在るが故に誰れとても心に後日

の故障を懼れて敢て之を取拂ふ者なく古墳空しく幾坪の地を占領して人間盛衰の妙機も曾て奇功を奏し得ざるの實を見る可し夫れ有縁の新墓限りなく増加して無縁の古墳除く時なくんば一年公共墓地の廣さを増すのみにして其際限なきは數に於て争ふ可らず斯る組織にして今後百年を経たらば東京負郭の地は悉皆墓地に變じ滿目無數の古墳累々として其間稀に有縁の墓を見るが如き慘憺至極の風景を呈することならん我輩の竊に配慮する所なり

依て思ふに今の公共墓地の缺點たる第一に新陳交代の流用を許さざるに在ることなれば現時東京に幾十百の寺院あるこそ幸なれ我輩は之に此公共墓地の管理一切を委任せんと欲するものなり即ち在來幾萬坪の墓地を分割して均しく之を各宗の寺院に配當して恰も私有の權利を授け墳墓の處分を一任して今日の如く人毎に墓地を私有するを得ざらしめんとするの方案なり寺院の權利既に斯の如くなれば其墓地に死者を埋めんとする者は相當の錢を出して其管理の勞費に酬むざる可らず是亦今日の所謂地代と言はずして例の回向料若くば掃除料と稱す可し斯の如くすれば今後眞宗何寺の門徒は自から其寺管轄の墓地に葬り禪宗何々院の檀家も亦斯の如くし淨土宗も法華宗も各その寺院支配の地に檀家の墓を集めて之を處するの法は數百年來の例に従ふを得べし甚だ都合好き始末ならん聞く所に據れば近日東京諸宗の寺院より各其委員を撰み寺院境内の墓地を従前の制に回復せんとて府廳に出願するの協議調ひたる由既に此程の時事新報にも掲載せしが我輩は未だ其計畫の詳細を知らざれば茲に之を議するに由なしと雖も唯公共墓地の他年供給に當惑するの日あるを慮り敢て鄙見を陳するのみ(明治二十年十月二十七日)

漫言

白象人魂を返上す

八犬傳の八房は敵の首を喰ひ取りたる軍功に由り約束の如く里見家の姫君を申し受け深山の奥に伴ふたりと云ふ、之に似寄りの物語りはむかしく印度の國の合戦に白象が大王の命に應じ百萬の敵を鼻に巻いて退治したるにぞ大王の靨感斜ならずして褒美の品は望み次第とありければ此白象は敢て王家の公主を所望するなどの意はなけれども常に其獸類として人間の下風に立つを残念に思ふ折柄長くも寵命を蒙りしことなれば小象天威に藉りて幸に敵を攘ひし寸功、褒賞などは望みの外の事なれども敢て聖恩の渥きに狂れ平生の志願を吐露すれば何卒人間の魂を象の身に入れさせ給へとの所望に大王は最と易きことなりとて目を瞑して拍手一喝すれば白象は忽ち人間の心に入替はりて其氣位は少しも人に異ならず扱心ばかりが人間となりて周囲の人間界を見渡せば綺羅錦繡を着飾りて寝るに夜具のふうわりしたるあり食事に料理の濃なるあり花の朝に戯れ月の夕に遊ぶ其快樂は誠に羨ましき次第なれども人心獸體たる白象には其人間界の交際に入ること甚だ易からず第一その身の四足なるは不都合なりとて立たんとすれども體量の重き二本の後足を以て自から支ふ可らず是れは餘儀なき次第なれども如何にも人間として見苦るしきは裸體の一條にして兎に角に單衣一枚にてもと思へども之れを仕立屋へ談すれば天竺木綿十反にて足らず犢鼻褌一筋にても腰の周圍を巻立るに越中にして尙ほ人並の十倍、三丈は入用なりと云ふ迎も象家の經濟に叶ふ可きことにあらず況んや衣裳の色合縞柄を擇び靴帽子等の流行に従ふに於てをや尙ほ況んや家を作り諸道具を買ひ夜具蒲團より鍋釜膳碗等一通り必要の品を人並にせんとするに於てをや一として意の如くなるものなくして到底人間界の交際は出来難けれども左ればとて舊社會の象類を見れば畜生にして交はる可らず進んで人に近づく可らず、退いて畜生と群を成す可らず、今は白象も自から困じ果て大王の許に歎願し折角拜領したる人間の魂を返上して舊の象に立戻り生來慣れたる裸體四足にて木蔭に起居し草を喰ひ水を飲んで始めて安樂世界に歸りたりと云ふ

以上は印度の物語りにて或は世の人の知る所ならんが漫言翁は此物語りよりして今の日本の文明世界を見渡せば少しく思當ることあり我日本國人は嘉永の開國に由りて文明開化の魂を入れられ近年に至りて歐米の文明世界を見れば其體裁誠に美にして彼の文明人は居るに石室の巍々たるあり、出づるに馬車の爛々たるあり金衣玉食、遊宴踏舞、紳士貴婦人悠々として相娯しむ其有様は心の底の苦痛こそ見へねども外面の姿は極樂世界にして羨ましきに堪へず我れも人なり彼れも人なり何ぞ彼れに後れを取らんやとの意氣込にて近來俄かに勇氣を生じ紳士の洋服は申すまでもなく貴女も洋服ボンネット、流行の釦、流行の靴、ダイヤモンドの正眞、一粒の價千金より偽似の安もの何圓なるを耀かし夜會踏舞學校の通學、何々の集會、一夕何百圓を費すの宴會あれば、一人前何圓づゝの遊戯あり、滔々たる天下、都會も田舎も文明の風に吹き卷かれて其外見も甚だ宜し漫翁も之れを賛成して止まずと雖ども抑も文明開化と申すは至てお直段の高きものにて日本國人の金箱を拜見致せば少々掛念の筋あきにあらず米を賣り麥を賣り芋を賣りたる其代價は誠に高の知れたる金子にて之れを掻き集めたりとて何ほどのものある可きや百石の米を十町歩の田地より收穫して其代金はダイヤモンド一粒を買ふに足らず千石の麥萬俵の芋これを金にすれば一夕の文明會に費し去る可

し去りとは行くすえ淋しき事にこそあれ寺岡平右衛門會て云へることあり飲んだ酒なら酔はねばならぬと今漫翁は此句調を借用して云はく文明開化美なりと雖ども買ふたものなら拂はにやならぬ、拂ふ金なら減らねばならぬ、減つての上の御分別は事既に後れたりと左れば其時に至りて文明の魂返上などの騒ぎを爲さんより今日唯今より金箱に相談して我身に叶ふ丈けの文明に止まり無難の分別然る可きものなり（明治二十年六月十五日）

蛸 會 社

海中にも折々は饑饉の災到來して龍宮の救助も間に合はず貧魚の飢へて斃るゝことあれども此饑饉年に際して獨り災ひを免かるゝものは蛸の入道なりと云ふ其次第を聞くに蛸が足に任せて餌食を求め最早百計を盡したる上は乃ち自から其足に喙を附け月に一本喰ひ年に三本喰ひ遂には八本を喰ひ盡して入道の首ばかり残りても尚ほ餘命を保つよし誠に不思議なる生活にして西洋人が蛸を海の妖怪と稱するも是等の故ならん然りと雖ども漫言子の所見にて斯る不思議は獨り海の蛸のみならずして陸上にも甚だ多し近年都鄙に妖怪あり名を會社と云ふ資本金は八萬圓もあり十六萬圓もあり大なるは八十萬圓もあり何々の事業奇妙と稱して乃ち株金の募集に著手すれば金に持餘したる田舎大盡か若しくは無一錢の賣連中が之を聞き傳へて會社の門前市を成し先づ株金十分一を即金に拂込み跡は三箇月目に十分の二づゝ次第に拂ひ込む其中に會社の事業の擧ることゴムの輕氣球の如くにして儲けるとも儲けるとも開業以來僅に半期にして既に何分の純益、一年にして二割三割の利あり論より證據利益配當致さんとて現金の耳を揃へて颯々と渡すにぞ株主の満足この上もある可らず役員の方法に和するに賣逃げ連の太鼓を以てして株券の騰貴嵩山よりも高く扱その

頂上に登り詰めたる時こそあれ會社の内幕一旦の風に吹かれて内證を現はすに於ては營業本來一事なし曩きの配當は唯是れ拂込みの資本金を少々づゝ返したるまでの事なり八萬圓の株金に對し半期に四千圓を拂ふて年一割の利益と稱し一年目に一萬圓、二年目に一萬五千圓を渡して一割五分二割と觸れ込み其實は八萬の資本中既に三萬圓を拂戻して残りの五萬圓は烟の如くに飛散しながら尚ほ稱して何々會社で御座ると名乗るは蛸の入道が自から足を喰ひ滅したるものに異ならず憐む可し田舎の大盡、君の信心したる會社は君をして君の足を喰はしめたるのみ妖怪何ぞ海に限らんや都鄙の蛸會社こそ却て恐ろしけれ（明治二十年六月二十日）

糞車人力車利害を殊にす

日將さに西に没せんとして天尙ほ紅なり糞桶を車に載せ轟々曳き來りて查公に見咎られ「其方は何處の者じや」「へい葛西で御座います」「名は何と申す」「田子平と申します」「日没前糞桶の運動は許さぬぞ控へ居れ」「いえ日没前では御座いません唯今は眞暗の夜で御座います夫れゆゑ此通り提燈を付けて居ますと車の先きに一寸ぶらさげたる提燈を指させば查公は笑ひ狐の嫁入りじやあるめいし晝日中提燈を付ける者があるものか其處動くなと叱られてそのまゝ止まる中に第二の田子平來りて又同様に止められ第二第三糞車群を成す其中に日も亦暮れて一時に放免、數輛前後列を成し臭氣糞々として行く、入違ひに向ふより來るものは人力車、ごめんさいごめんさいの聲もろともに驅抜けんとする所を咎められヤイ待て車、其方は何處の者じや」「へい神田」「名は「飛八と申します」「取締規則を心得て居るか第三十五條に夜中燈火なくして疾驅す可らずとあり提燈は如何いたした」「これは「まだ晝で御座います此通りに明るいで

は御座いませんか「馬鹿ア云へ是れア宵月の光りだ、西の方を見ろ、糞桶の出たとき日はかくれて今は夜だ、早く提燈を付けるとの命に従ひ飛八、燈を點じて行く漫言子この實況を目撃し喟然として嘆じて曰く嗚呼人間世界の奇妙なる、田子平飛八等しく是れ車を曳く者なるに一日の暮るゝを待遠ふしく思ひ一は夜に入るの早きを悲しむ其故は他なし雙方相互に利害を殊にすればなり蓋し數年前までは田子も飛も共に春の日の長きを喜び共に夏の夜の短きに眠がりし者が今は則ち然らず色々の言種を設けて日没の界を胡麻化さんとす利害の影響大なりと云ふ可し查公の勤めも亦繁なりと云ふ可し（明治二十年六月二十三日）

人身の接續法

凡そ人間世界に間違の起るは利害情感を異にするが故なり其利害情感を異にするは其人を異にするが故なり、故に此間違を無くして世の中を丸く治めんとするには人と人とをして一身同體ならしむるに若くはなし漫言子これを思ふこと久し、婚姻は二人の人を一身同體にするの方便なれどもたゞ僅に男と女とを合するのみにして男子をして男子を娶らしむるの法は古來いまだ之を講じたるものあるを聞かず、先づ以て六ヶ敷ことならん依て今こゝに生理學を案ずるに双物三味の喧嘩騒動に際して身體をチョイ／＼と切り落されたる者が混雜に取紛れ頸の肉を拾ふて踵の疵を塞ぎ、踵の切片を取て頸に付け、痲が頸の邊にひゞわれて足の踵は鬚だらけなど申すは毎度軍談にも聽聞したることなり又禿頭の皮を利刀にて削り生きたる兎の毛皮を張付けば癒著して人間の毛と爲る可し醫術に珍らしからぬことなり（是れはほんとう）又佛蘭西の或る動物學士は老鼠の尾を切り少き鼠の尾に取替へて之に接ぎ其少鼠が次第に老すると

きは又その尾を取て他の少鼠に植替へ斯の如く二代も三代もして鼠こそ死し去れども尾の壽命をば萬々歳に持續するの法を發明したりと云ふ（是れもほんとう）左れば動物の接續法は植物に異ならざること明に見る可し近來佛蘭西人は尙ほ一步を進めて人の首を植替へ又は二人の身體を頭頸の真中より股にかけて眞ツ二つに兩斷し左右四箇の半身を二箇づゝ接續して新に二人を作るの法を案じたれども是ればかりは今日まで尙ほいまだ出來ざるよし蓋し其出來ざる由縁を聞くに接續法は容易なれども何分にも其手術を施すに當りて首を切り又身體を兩斷すれば直に命が無くなるゆゑ接續法を施す可らず若しも其切られた首なり又半身なり暫くの間、命が續けば譯けもなき手術なりと云ふ漫言子この報道を聞き、圖らずも妙案を得たるに付き早速佛蘭西に申し送りて右の接續手術を實施せんと欲する其次第は漫言子の家藏に一振の寶刀あり銘を村正と云ふ是れはむかし平井權八の腰にしたるものにして權八が或る夜江戸の淺草藏前にて職人體の者に行逢ひ戯に眞向より切り下げて兩斷したれども切られたる職人は少しも之を知らず三町ばかり鼻唄を唄ひながら歩行して自分の家に歸り内に這入るとき誤て敷居に躓き其身二つに分れたる故事に由り其刀を名けて三町鼻唄の銘劍と申し佛人などの曾て知らざる所のものなり故に右の人身接續法の手術を施すに此銘劍を用ひて人の身體を兩斷するときはその命の絶へざる間に悠々として接續の法を終り自由自在に新人物を造る可し例へば上杉輝虎と武田晴信とを兩斷して接續すれば輝信晴虎てふ二名の新英雄を生じて甲越の間も丸く治りしことならん之を今日に施すときは詞訟の原告被告を接續し、金錢の債主負債主を接續し、下戸と上戸と、餅屋と酒屋と、收稅者と納稅者と、新聞記者と新聞閱讀者と、老人と壯年と、嫁と姑と、金持と貧乏人と、坊主と神主と、馬子と舟子と、棺屋と藥屋と、一切の人をして其利害情感を一様ならしめ天下の滑かにして人事の丸く抄取ことは氷の上に球を轉すが如くなる可し

何んと目出度き次第ならずや何れ此手術がいよ／＼實效を奏するものと確定したる上は尙ほ御吹聴可申それまでの間に様々の接續物を御考へ置相成り度き事に候也（明治二十年七月一日）

麥藁が丁度よかんべい

近來文明のお嬢さん達が毛絲のお細工ものに熱心せられ學校に通ふてはニツチング女教師を雇ふてはニツチング扱その出来上りたるものは何に／＼と尋るに肩掛け領巻き手袋頭巾より靴下の足袋に過ぎず毛絲の小賣の高きこと之を買ふて物を作れば其物の價は既製の舶來品を買ふ方が餘ッぽど安い位にてお嬢さんの手間は丸損でまだおつりが出るとは随分氣の引けたお慰みと申す可し本年一月の貿易表に毛織絲組絲の類一箇月の輸入高一萬二千七百九十四圓とあり一箇年にしては十五萬餘圓なり畢竟この金圓は全國のお嬢さん達が指先の働きを達者にする稽古料なりと云ふの外なし抑も唯今の如く毛絲細工の流行する其本を尋ぬるに西洋諸國にて衣服の仕立は大抵仕立屋に任せる風俗なるが故に我國へ渡來の女教師連中にも日本の婦人の如く衣裳の仕立の出来る者としては百人の中に一人もなく婦人の藝と云へばたゞ編みものより外ならずソコで其教授にも針もつ術は次ぎにして編みもの専門と出掛け其傳授を傳へ又傳へて編みものは文明の仕事なりとして通用したることなり漫言子も敢てこの手業を非難するにあらず子供指の訓練には至極の業とは思へども左りとて日本の婦人は成長して衣裳を仕立ねばならぬ譯けなれば雜巾をさしたり襪袋を縫ふたりする針仕事の仕込みも甚だ大切なる其上に況して雜巾襪袋の事には費少なくて毛絲のお直段は甚だ安からざるに於てをや漫言子の如きしみつたれば先づ以て雜巾の方に賛成を表するものなり先日或る田舎の老爺に面會の節その孫娘

に毛絲は如何と話したれば老爺は甚だ悦ばず、ナニ毛絲の編みものと、田舎にそんな錢はござらない、吾家の孫なんぞにや麥藁細工が丁度よかんべいと云ひしは全く老爺が一時の發言なれども此麥藁の細工は年來我兒女子の弄ぶ所にして其品柄も奇麗なる上に價は無代價も同様なれば例のしみつたれの漫言子は田舎の老爺に徒黨して都會のお嬢さん達にも編みものとならば麥藁か木綿絲の方をお勧め申すものなり（明治二十年七月四日）

高輪の小便獨佛の境界

我國開港の初めには内國の人心兎角穩ならず外國人も亦我事情を知らずして喧しき事を申し動もすれば針ほどの原因よりして棒のやうな困難を引出したること多し中に就いて一奇談は舊幕府の末年の事なり府下高輪の東禪寺が英吉利の公使館にてありしが或る日公使館の小使か又は出入の人足か何にしても一人の下郎が東禪寺の境内、高輪の大通りに面する地界に立ち、内より往來の方を向いて立小便を飛ばす眞最中政府の役人の通り掛り無禮ものめと言ひも敢へず引捕へんとするを下郎は振りはなして館内に逃込む、役人の從者は之を追驅て引戻さんとする中に館内より何か一名の外國人が出で來りて扱て一場の議論と爲り日本の役人の方にては白晝立ながら小便するは第一醜體の上に官吏の通行をも憚らざるは無禮の罪、赦す可からずと云へば公使館の方にては則ち云く此下郎は當館の用を達する者にして即ち雇人なり此者が小便したるは事實に相違なしと雖ども其小便は公使館内にてしたる小便なり萬國公法に於て公使館は本國に異ならず東禪寺の地、日本の江戸に在りと云ふも正しく大英國女皇陛下の領地として視る可し大英國の領地に大英國の雇人が小便すればとて日本の役人に於て喙を容るゝの權はある可からずと論ずれども彼の役人の從

者も中々これに承服せず公使館内にて英國の法律の行はるゝは固より心得居る所なれども過刻の男は大日本の都府なる高輪の街道に小便したるゆゑ日本の罪人なり日本の法律に従はざる可からずと云へば否な高輪の街道に於て小便は致さぬ、小便の身を離れたるは大英國にして其小便が何處に流れ行くも此方の關する所にあらずと云ふを打消し是れは怪しからぬ申條なる哉大英國の小便が大日本國に流れ来りしにあらず彼の小便は飛ばしたるものにして之を發砲に喩へんか大砲の所在こそ英國ならんれども彈丸は即ち日本國を飛行したり其責に任する者は發砲者に非ずして誰ぞや小便の本人は日本の法律に對して免かる可からず云々とて雙方ともに負けず劣らず盛に議論したれども根が下郎の小便より起りしことなれば固より公使館員上流の耳に入る可きにもあらず日本の方にてても政府の筋に達するにもあらずして詰る處は雙方笑つて相分れたり云ふ

以上は廿餘年前の一奇談にして頓と之を忘れ居たりしが過日新聞紙を見れば獨逸と佛蘭西の境にて佛の警察員スネーベルと云ふ人が獨逸人に捕へられ其捕へられたる處は獨佛の境界を超えて獨領に入ること一丈八九尺即ち三間ばかりの地なり若しも是れが三間ばかり西の方に寄りて佛蘭西領なれば獨逸の仕打は無禮至極なり或は其三間と申すは偽りにして慥に證人もありと佛人が云へば獨逸人は之を打消し否な／＼獨領に入ること一丈八尺、間違ひなき事にして此方にも證據ありとて其相争ふ有様は昔年我國に起りし高輪街道の小便論に彷彿たり佛蘭西も獨逸も方何百里の大國なるに其國境に尺寸の東西を論じて國權の輕重を争ふとは扱々窮窟なる御附合なる哉人間世界の窮窟なるものに永久したる例を見ず何れ一度は破裂に及ぶ事ならんが吾／＼は遠方ながら恐怖に堪へず忠告は嗚呼がましかれども獨佛の人民もこゝの處はグット勘辨して雙方共に積年の言募りを一笑に附すること彼の小便論の如くすることには參らぬか

敢て御相談致すものなり（明治二十年七月八日）

シールン酒の製造

化學老先生磊落善く語る門前市の如く來客常に多し先生毎度ながら質問仕りますすが近來洋紙の製造も追々進歩いたして紙質に蘘を用ひ又木材を用ひると申すことで御座りますが、なんと鹿兒島縣の芭蕉秋田縣の欸冬の葉をそつくり其まゝ紙に漉き返すことは出来ずまいか又紅菊の花から紅をとり米の白水を以て酢を作るなどの工夫はありますまいかと質問いまだ終はらず又一人は、先生私は丹礬と申す秘薬を用ひて鐵を銅にすることを發明いたしましたと云へば又一人は蛇が蛸になり山の芋が鰻になるを見た云ふ者あり先生は素より人を愛して其五月蠅きを厭はされども斯る駄客の出入に毎日朝から晩まで茶烟草盆また菓子などの面倒に家人の内々少しく不平の色ありければ先生は屹度思案して僕を舶來屋に遣り二十五錢ばかりにてジン（下品の火酒）を一瓶買求め之に水を和すること一升餘り、砂糖を適宜に加へて甘味を持たせ又その上に茴香薄荷など少々調合して香氣甚だ宜けれども色がまだ面白からずとて砂糖の黒燒を掻き交茶褐色と爲りて一種無類の銘酒を得たり固より有害物とては一品もなくして無毒至極のものなれば乃ち之を試るに味苛烈にして水臭く、變に甘くしてブンと香氣ありセリにしてセリにあらずリキヨールにしてリキヨールにあらず唯なんだか舶來洋酒の如きのみ先生は、しめたりとて此銘酒を美麗なる瓶に移して上等のコップを備へ置き翌日例の如く大勢の客に接し扱云ふやう客來に一々茶を呈するも徒に時を費す譯け、殊に拙宅は無人もあれば西洋流に従ひお茶の代りに酒は如何と侍童に命じ彼の用意の銘酒をコップについて進めければ客は飲んで頻りに賞翫し

是れは珍らしい御酒、全體何處の國の出来で何んと申す銘で御座りますかと、の質問に先生も一寸當惑したれども底は流石に老練洒落の老先生少しも驚かず、左ればで御座る、この酒は過日或る外友より到來いたしたが承まれば佛蘭西ポルドーの近傍なるナントーモ地方に製造するシーレンと申す新製の品にて近來は彼の國にても大に流行いたし例の御承知の彼の開化黨の一人なるヤンミラ、メツチャル氏などは常に好んで此酒を用ると申すことで御座る運輸交通の至便なる御同前東京に居ながら佛國の開化黨と飲を共にするとは何んと文明開化の賜では御座らぬかとぬからぬ顔にてシヤアノと陳べければ客は一入感に入りナルほど是れがシーレンと申す酒であのヤンミラ、メツチャル氏も之を用ひますか夫れは難有い左らば今一こん戴きましやうと何んだか分らぬ夢中に其座を終りたりと云ふ

右は化學先生家の一話なれども世上の洋癖駄開けの連中は今日何を飲んで何を食ひ、何を着て何を弄び、何を歌ふて何を踊るや彼の化學先生に其名を尋ねたらば飲食衣裳歌舞とも總て之を名けてナントーモ、シーレンと稱してヤンミラ、メツチャル氏の傳授なりと評することならんのみ(明治二十年七月十三日)

子宮病の聲は止めにした

近來文明開化の進歩するに従ひ色々新に文字も出来る其中に醫學などは最も著しきものにてむかしぼんやりしたるレウマチスは之を分析して或はマラリヤと爲り或はカタルと爲り神經熱はチフスと改まり腸胃熱はタイフroidと變名し焮衝止んで炎の名起り傳染病はバクテリアの業とかや然るに是等の新病名と共に流行を催して最も漫言子の耳に障るものは子宮病の聲なり抑も子宮病の名は近作にあらず古き醫書にも見る所なれども唯醫者の仲間に通ずるのみ

にして素人の世界には行はれず況して婦人の間に於てをや實際子宮症に憐みても概して之を血の道と稱して其部分の名を口に言ふものなし或は醫者が治療の爲め攝生の爲め病人の心得にまで言はねばならぬときには他人を拂ふて極々内々に子宮云々と説くことあるのみにて至て秘密の言なりしに如何なる風の吹き廻はしにや近年は其子宮病が青天白日の言葉と爲りて醫者が病家に診察して左右も憚らず是れは子宮病の御容體で御座ると云へば家内の者も亦平氣に之を心得、主人が外に出で、朋友へ面會の時に妻は久しく子宮病で誠に困りますと云ふに答へて夫れはお困りで御座いますしやうと挨拶するは平生の談にして甚だしきは妙齡のお嬢様がお客などの席で人に機嫌を聞かれ私は近日子宮病云々と答ふる者さへなきにあらず實に誠に驚き入り恐入りたる次第にこそあれ試にお嬢様お奥様方にお尋申しますが皆様方は他人に向てお臍が痒いと發言することが出来ますか、死んでも出来ませぬ、お臍尚ほ且つ然り、然るを況んや子宮をや衆人廣座に於て一度び子宮云々と發言すれば優しき婦人の身は生涯丸潰れと申すも可なり慎しむ可きことならずや畢竟するに本は醫者の不注意より之を公言して無學なる男子が容易に之を饒舌り何んにも知らぬ婦人が此語を吐くことなれども人間の交際には上もなき醜體なれば漫言子は只管これをお諫め申すものなり日本婦人の行儀甚だ美にして其言葉も亦甚だ優し赤ん坊に對するの外はお尻と云はず股と云はず大便小便所は固より禁句にして已むを得ざれば洗手場と云ふかまだも優しくして憚りと云ふが如きは即ち日本婦人の本色にして古來今に至るまで此風を傷けたることなし然るに唯子宮病ばかりが不釣合に現はれ出たるゆゑに誠に失禮ながら内々一言を呈するのみ(明治二十年七月十六日)

英雄の製造法

不思議にして不思議にあらず本月十三日時事新報の雑報に芝公園地の洋犬は洋犬に交はりて日本犬に似たるちんころを産みたりと云ふ是れは博識先生の説の通り母犬が妊娠中始終周囲の日本犬のみを見たるゆゑ之に感じて其姿が胎内の子にうつりたる事なり今その例を擧げんに白き羊が掌尾むとき之に黒き物を見すれば黒き羊の子を産むと云ふ、しやもやの女房が時としてしやもに似た子を産み、鰻屋の子に目を疾むもの多き其譯は母親が朝夕しやももの締めらるるときの顔を眺め鰻を割くときに鰻の目に打込む様を見るが故なりと云ふ胎内の感じは實に恐ろしきものにして主人の旅行中に内君が産出し其子が父親に似ずして留主に同居したる何某の面に生寫しなど云ふ處より一家内容易ならざる騒動を引起したる例あれども其實を吟味したれば或は眞實主人の子なれども唯その留主中に朝夕妊婦の見たる何某の容貌が胎子に感じたるものかも知れず故に餘處の子を見て彼の子は誰れに似て怪しむ可しなどメツタなことは決して言ふ可からず慎しむ可きことなり以上の次第なるを以て婦人の妊娠中には勉めて美麗なるものを見るやうにして見苦しく忌らしきものは決して目に觸る可らず例へば其居間などには美人美男子又英雄豪傑等の畫像を掛け並べて朝夕これを見るは甚だよき事なりと云ふ如何となれば妊婦が之を目に見て心に感じ自然に其感情を胎子に移して産れたる子は自然に畫像の人物に似る所ある可ければなり

右は正銘間違ひもなき生理上の説にして是れから跡は漫言子の工風なり扱その工風と申すは日本人は兎角體格宜しからずとて學者の小言甚だ喧しく此人種を改良するために内外雜婚など様々の説あれども差向の間に合はざれば夫れ

よりも改良熱心家が其内君の妊娠したるを合圖に大達劍山綾瀬川如き大男を自宅に呼寄せ朝夕内君の側近く給仕せしめたらば其産落したる赤ん坊は恰かも桃太郎に似て初生湯の鹽をさし上る如きは屹度請合なり又は過般築地に興行したる和英取組の角力に出たるウエプスターをお給仕に召使ふなどは更に妙にして音に骨格の大なるのみならず少しく英國人種にあやかるの意味もあらん又一歩を進めて唯人種骨格のみならず才力も共にあやからんとするには凡そ我日本國の婦人にして妊娠する者あれば幾人にも歐行を勧め英國ならばグラットストーン日耳曼ならばビスマルク此二大家に紹介を求めてその奥向に入り込み朝夕お給仕事など相勤めて英雄の言語を聞き其容貌舉動を眺め十箇月の其間、深く之に感じて之を胎兒に傳るに於ては其妊婦等が臨月に如何なる赤かん坊を産む可きや夫れこそ正銘紛れもなきグラットストーン、ビスマルクの申し子にして長じて之を小學に入れ大學校に教育するときは東海俄に無數の政治家を生じ剛氣無遠慮の政府を立んとするにはビスマルクの申し子を用ひ、自由流儀の政治にせんとならばグラットストーンの申し子を撰擧し我日本國の英たり曼たる掌を翻すよりも容易なる可し方今我國にも幾多のグラットストーン又ビスマルクありと雖ども何れも皆一寸日耳曼に寄留し英國に遊學したる由縁を以て歸朝の後、やたらに政治家を氣取るまでのことにして實は出來合の英雄にして何んだか不安心なれば今度は漫言子の立案を以て正銘のものを詭向に作らんとするものなり苟も報國の心あらん婦人達は妊娠早々歐行の支度あらまほしきものなり(明治二十年七月十九日)

演劇改良比翼舞臺の說

漫言子も演劇改良論者中の一人にして芝居を見物する毎に改良案の多きこと涌くが如く役者の扮装、衣裳の思付、

道具の仕掛け、淨瑠璃の文句等甚だ不厭の簡條澤山にして之を改めんとは思へども芝居も亦是れ世の中の賣物買物にして獨り改良して獨り西洋風を氣取りても見物人の氣に入らずして入りがなくては商賣にならぬとの事を承はり成るほど左様かなと發明して近來は餘り改良の説を吐かぬ事にいたしましたれども爰に何としても黙止難き次第の候と申すは幕間の事なり芝居の開場毎日八時間としたるは好けれども幕を明けて藝を演ずる時間が四十分なれば幕を引いたる間は五十分も一時間もあり假令へ最眞目に勘定しても八時の中に四時間は即ち幕間なりと懷中時計の宣告に於て然り抑も芝居の見物は生涯の中の八時間を見物に當てはめたるものなるに見物せんとして見るに物なく以て四時間を空ふす人生五十年その二十五年を短くするの勘定にして漫言子は今の芝居を評し人の壽命を馬鹿にして半分を失はしむるものと云はざるを得ず蓋し内幕を聞けば幕間に我他彼此道具を仕掛け又樂屋にては役者の化粧休息晝寝等にて随分手間取る様子なれば是れも餘儀なき次第なり、そこで漫言子の妙案を提出せんに今こゝに大に芝居の建物を改良し其舞臺を左右兩翼に構へて之を比翼舞臺と稱す見物の席は其中央に取り此比翼二箇所の舞臺にて例へば新富座と千歳座と毎日同時に開場せしむることなり右翼の舞臺演じ終り市川團十郎が目を瞞らして幕となる同時に芝居掛りの指令官はチヨンと木を鳴らして土間棧敷の注意を促し左向き廻はれと號令して看客みな膝を立直して背面の左翼に向ふ、向へば則ち幕明きて尾上菊五郎の現はれ出るあり音羽屋一の聲天地を動かし次で芝翫出で福助出で面白く一幕を終りて復た右翼に向へば直に市川左團次を見る可し此趣向に従へば一方の幕間に一方の藝を演じ幕の間ユツクリして舞臺の道具立に騒ぎもなく樂屋の化粧衣裳付けも悠々として晝寝も亦自由自在なる可し看客は唯幕毎に彼方此方に向き替るのみにして一向一背其八時間を眞實の芝居見物に用ひ盡して貴重なる時を空ふすることなく又芝居の元方は木戸錢席料に

二倍を課して小言なきのみか内實は大に人手を省き瓦斯の如きも左右翼に兼帯して入費を減じ又その上に棧敷に遠近の苦情も少なくして茶屋のかみさんも大に樂になる可し如何となれば右翼に對する第十は左翼に對するの第一にして其右すると左するとは正に看客の最眞に任じ成田屋に熱する者は右に近づき音羽屋に逆上する者は左を擇び自から平均して融通自在なる可ければなり過日漫言子が見物のとき隣席の客に幕間の時を利して將棋さす者を見たり是れも長日を消するの一法なれども素より芝居見物と覺悟したる八時間なれば寧ろ將棋よりも芝居の方と思ひ比翼舞臺の一案を呈するものなり(明治二十年七月二十五日)

經濟の新主義

アダム スミス 一度び出で、より世界中の經濟論をでんぐりかへし古人は金銀を以て寶と思ひしものをスミスが其惑を解いて云はく黄金白銀は食はれもせず著られもせず人間は衣食住の快樂を逞ふして贅澤の出來る丈けを盡さんとするものなれば其品物こそ寶なれ又これを作る人の骨折こそ寶なれ金銀は眞實の寶にあらず又資本にあらず唯賣買の取次なりと耳新らしき説を首唱して天下第一人も之を争ふものなく實に經濟論の元祖として仰がれたることなりしが近來は都て學問の進歩する世の中に於て經濟論にも亦様々の新主義を持込み人の信用を以て一種の資本とするの説あり成るほど彼の人は堅い人だと云ひ、彼の家は儲なる家だと云へば金の融通も自由にして借用金に利息の安きのみか時としては他人の金を無利息に預りて商賣の元手に用ひることもある可し信用即ち資本なりとは中々旨い説なれども然りと雖どもこゝに東洋別に一種の資本あることはアダム スミスの眼光に洩れ爾來無數の經濟學者も甚だ不注意にして

遂に今日の漫言子をして新主義首唱の榮を專にせしめたるこそ氣の毒なれ蓋し其一種の資本とは何ぞや商賣の元手に借金を利用すること即ち是れなり抑も借金を元手に用ひるとは借りたる金を商賣に用ひるの義にあらず、出来る丈けの借金を存貸込み其權力を以て金主を威服し金融を滑にするの秘傳なり例へば爰に本來無一錢の商人がどうやらこころやらして數千數萬の金を借出すときは以て商賣す可し以て交際す可し亦以て飲む可し奢る可し東西南北を奔走して威張り廻る其最中に誤て馬脚を露はし金主より返金の催促などあれば泰然として逃げも隠れもせず拙者の身代は筒様々々貸借差引して何萬の負債あり宜しき様に御處分下されいと身代限りを楯に取り金主の丸損を狙ふたる當身の一言なり誰れか之を聞いて怒らざる者あらんや然りと雖も一朝の怒りに錢の勘定を忘れて一文も取らざるが如きは金持の敢てせざる所なれば先づ篤つくりと分別し今度は却て債主の方より穩に出掛け此方の催促は必ずしも急なるに非ず何とか爰の所は仕方立を設けて細く長く返済こそ上策なれ就ては云々筒様々々と主客處を殊にして懇談の中、金主の身構に少しにても隙あれば直に切込んで又借用の上塗を掛け身代限りの城郭いよ／＼堅固にして面の皮も亦いよ／＼厚く以て悠々閑々として世を渡る可し、借金の勢力向ふ所に敵なし些々たる私有の財産世間の信用の如きは見るに足らざるなり或人云はく一萬圓の金を私有するは十萬圓の借金を負ふに若かずと經濟の極意に達して漫言子の新主義に違はざるものと云ふ可し近日は所得稅調査の最中この流の所得は何の科目に入る可きや詰り他人を踏倒して得る所のものなれば所倒稅とでも名づけ其倒す所の多寡に従て課稅しては如何敢て天下の經濟論者に質す(明治廿年八月二日)

衛生論

日本の文明開化駁々乎として進歩する其中に就て醫學の進み方は最も著しき又その中にも近來は別して衛生論が喧しくなりて衛生學者の注意盡力中々以て容易ならず或は之を筆にし或は之を口にして至り盡さざるはなし墮胎の惡弊を歎息するは勿論、種痘を勧め傳染病を避けしめ、梅雨前に流しの下や溝の掃除せよとは自からコレラの用心ならん、芝居の見物にも長居無用とは空氣流通の一件ならん、此他食物に就ては河豚食ふ可らず矢橋渡るよりも危し、赤い菓子をメツタに子供に與ふ可らず繪の具に毒あり、銅の鍋で物を煮る勿れ酸化銅恐る可し、水道の水とて無暗に飲む可らず雪隠に隣して戻り水のするものは臭し、米の飯とて浮と喰ふ可らず一昨炊て腐つたものは害ありなど云ふ其深切の濃にして道理の尤もなるは吾々が日本人民として自から之を悦ぶのみならず外國人どもに對しても聊か鼻を高ふするほどの次第なるに然るに爰に各地方の田舎へ行て其様子を見れば誠に不埒千萬なる哉衛生を輕んずる一種族あり名づけて貧民と云ふ此者等の不養生なること第一人生の體温を保つに必要なる衣服を薄ふし寒天にも僅かに一枚を覆ふか覆はざるかの様にして然かも其品は穢れ腐りて鼻持もならず、衣服にして斯くの如くなれば其膚の穢れたるも固より論を俟たず氣孔の蒸發を妨るのみか日々夜々腐敗氣の中に湮没するものと云ふも可なり尙ほこれよりも甚だしきは人の生命の根本たる食物の事を何とも思はず三度の食事の不規則にして食ふたり食はなかつたりするのみならず其食料の品柄を尋れば滋養第一の肉類魚類を遠ざけて之を食はず下て植物の品類中にも米麥は甚だ輕量に用ひるか若くは絶て之を用ひずして多くは稗子などを食ひ尙ほ此外普通の食物には橡子蕨等種々様々の木の實、木の皮、草の葉、草の根を求めて腹に充る其趣は恰も神農の末孫にして漢方醫の藥を常食にするものに異ならず不養生も甚だしき者と云ふ可し此輩がたま／＼病氣など申し病院に來ることありて醫師の診斷療法を承はれば中々以て藥劑どころではない、

何は扱置き先づ衣服を著せ替へ腹一杯お粥でもすゝらせて然る後に治療の考案もある可し病の原因は衣食缺乏の不養生に在り畢竟衛生の何物たるを知らざるの罪なりと云ふ

右は田舎に最も多く折々は都下にも目撃する事實にして漫言子の甚だ堪へ難く存するものなれば仰ぎ願はくは衛生の學者先生有志の連中にて説諭の綱領を定め以て此流弊を防ぎ留められんこと冀望に堪へず試に漫言子が議案を提出すれば

第一條 凡そ日本國內都鄙の老若男女は必ず其身に衣服を覆ふて寒むからず又暑からざるやう心掛け品物は粗末にても時々洗濯致すべし三年も五年も著續けは甚だ宜しからざる事

但し室内空氣の流通は吹抜き自在にして既に完全なれば特に注意を要せず清潔法も糞桶に直接して炎天に糞臭を嗅ぐ位までは苦しからず是れより以上は慎しむ可き事

第二條 凡そ日本國內都鄙の老若男女は必ず日に三度づゝ食事可致その食料は決して贅澤に及ばず麥飯に味噌汁にても腹に一杯食ひ折々は鰯の干物鮭の鹽引など膳に上ぼせて濁酒トウサケ一椀も然る可し、如何なる事情あるも病氣の外は食量を少なくす可らず、徒に粥を稀薄にして水分を多くし以て胃の腑を欺く可らず、尋常一様人間の食物と名く可き物の外に草根木皮種々雑多の品を常食に用ふ可らず

大凡そ右二箇條の議案に基き國中の貧民社會に説諭したらば衛生の趣意も上下一般に行届き人民の幸福これより大なるはなかる可し若しも然らずして貧民の不養生を今のまゝに差置き偏に他の部分にのみ衛生論を喧しくするは臺所の犬を逐ふて洗手場の蛆を招くに異ならず蛆の方こそ穢なけれと漫言子は言はんと欲するものなり(明治二十年八月

五日)

衛生論の秘傳漫言子に告ぐ

妻利 溺内

時事新報の漫言子は天下貧民の不養生を憤りて其衣食に制限を定め衣服は穢れずして寒暑に適するを限りとし食物は牛馬と境界を明にして人類相應のものを腹一ぱい食へとは溺内の中心に悦ぶ所なれども何分にも之を賛成して共々に盡力致す譯けに參らぬと申す其次第は溺内事年來耶蘇信者の一人にてつらく我國人力車夫の有様を見るに其身を役すること馬よりも甚だしく萬物の靈にあるまじき所業にして詰る所はゴットより授けられたる壽命を短くするより外ならず尋常一様の生活すれば五十年の天壽を保つ可きものが人力車を挽いて身體を揉もくづすが爲めに五十を待たず三十になるやならずして相果る者多し左りとはゴットの賜を空ふするものにして宗教博愛の主義に於て之を見るに忍びず乃ち前年非人力車會なるものを組織して事の手始めに東京の人力車渡世の親分共を呼集め人間生々の道理を諭しゴットの難有き深意を説き聞かせて早々に子分を散じて黙類同様の仕事を止めるやうにと談じけるに親分共の申すに苦役を止めて壽命を長ふするは結構なれども唯今子分の者共が車挽の渡世を止めては五十年の壽命はおろか五日の壽命も覺束なし晦日の店賃を拂はざれば居るに家なし明日の米の代を得ざれば妻子ともに飢えて死ぬるの外なし是れは如何致す可きやと言はれて溺内も大に當惑いたし成るほど車を挽けば五十の壽を縮めても尙ほ三十年は此世に在る可し挽かざれば五日の命も覺束なしとは困つた譯けなれども退いて考ればゴットの定めたる壽命は五十なれども貧乏社會の人壽は甚だ短し然るをゴットが之に人力車なるものを授けて三十年の命を保たしむるは即ちゴット政府の臨時行

政處分なる可し人力車も亦天意なる哉と發明いたして彼の非人力車會も夫れなりに止めたることあり蓋し漫言子が今の貧乏人に向て衛生論を説き其衣食を云々せしめんとするは取りも直さず其貧乏を禁ずるに等しく是ればかりは衛生學者の手に及ぶ可き限りにあらず學者の祕傳は出來ぬ事にも出來そふな處を厳しく喧しく論じて其議論を賑やかし其仕事を多くし迎も手の届かぬ部分は之をだんまりに附するに在るのみ失敬ながら漫言子は未だ此祕傳を知らずして正直に發言せられたることならん溺内の如きは既に前年失策の覺えもあるに付き敢て一言を呈するのみ（明治二十年八月十六日）

日蝕の思付

本日の日蝕は稀有の皆既にて天文學士は恰も千載一遇の熱心、様々大切な實驗發明もあらん或は顔色ばかりが紳士とか貴人とか申して其實は Astronomy の a の字も分らぬ分らんやが人まねこまねに福島縣まで出掛け晝が暗くて暑さは暑かつたなど、ぼかんとして歸る連中もあらん又わるい思付なれども東京などにては巾著切が日中不意の暗に乗じて大に稼ぐなどの奇談も計り難し既に横濱國府津間の汽車に乗る田舎漢が戸塚のトンネルの暗の間にすられたることは毎度の例なりと云へば今日の午後市中往來の人は全く夜分の覺悟にて用心專一なる可し又一寸賣物の思付は色硝子の一寸か二寸ばかりの板のかけらを幾枚も拾ひ集めて日本橋淺草等群集の中に割込み日蝕を御覽ならば此ガラスをお用ひなさい價は只の五厘か一錢日光に眼を痛めずして分明に見えます評判く新發明速成の望遠鏡、太陽は勿論五星の地位に至るまで手に取るやうに見えて生涯のお話しの種子など、觸れ賣りしたらば随分小僧の錢儲けならん或

は色硝子が間に合はずば無色の板硝子をランプの油煙にくすべて黒くしたるものにも用を辨ず可し又こゝに大なる思付は政治社會の事なり時事新報が毎度申す如く政治家の新陳交代は極々手輕にして其一進一退は兩國の角力の勝負を見る様に世上にても評し又本人にも其位に思ふやうになりたいに就ては此日蝕を見ても是れは太陽が地位を失ふて永く落路の天體たるにあらず僅に二三時間にして舊の光明に復るは確なり左れば吾々が今日野に在り又朝に在るも折節は天下政海の活動の爲め人の耳目を新にする爲めに一寸隠れては又た顯はれ、暫時顯はれても三四年目に一寸隠ること太陽の蝕の如くするは面白い工風なる可し太陽盛なりと雖ども常明は好くないとて時に變動して其人を倦ましめざる鹽梅式は流石に親玉の度智にて自から政治家の風ありなど、一時天文の變を見て之を人事に活用し以て朝野の政治社會をあつさり面白くするとは如何、天文學士と文盲紳士と巾著切と商賣人と政治家とを失敬ながら一處にひんならべて御相談仕候也（明治二十年八月十九日）

註 此年八月十九日の日蝕皆既は我國の福島縣地方が最も觀測に適する位置なりとて外國の天文學者なども觀測のために來た。

（編者）

日蝕に懲りく

昨日の日蝕は誠に上首尾にて東京の天、太陽の邊に一點の雲なく實に百年目の皆既にこの晴天はこれぞ千載一遇ならん天文學士の満足この上もある可からず吾々素人にも傍より欣喜に堪へざる所なり然るにこゝに可笑くてたまらぬと申すは其以前の騒ぎなり皆既とあれば日中眞の暗ならん、眞の暗では大變だ、職業も出來まい、往來もあぶない、

日蝕の思付 日蝕に懲りく

泥棒が這入るかも知れぬ戸締に氣を付けよ、通筋瓦斯燈の用意は勿論毎戸にランプを燈せ、老人子供は外に出すな、銀行などの取引は午後お休がよかるふ、何にしる半日は常夜の暗にして天照太神天の岩戸以來の出來事なればなりと囁立るにぞ漫言子などもつい／＼噂に浮されて昨朝發兌の紙上には中著切の思付まで記したる次第なるに赤面なる哉實地は噂に大違ひ、午後二時の頃よりそろ／＼かけはじめそりや來たの一聲と共に用意の一錢ガラスを持出して家内子供交る／＼見る中にだん／＼世の中は暗くなりて三時半過にはなるほど凄じき景色にはなりたれども暗さは先づ尋常一様の晩景に異ならず瓦斯もランプも何んのその明の好ひ婆さんは蚤を捕りながら隱居の烟草一服の間に又だんだん明るくなり依然たる八月十九日の午後四時なり左れば人間世界の事は昨日にして今日を知る可らず今日にして明日を測る可らず漫言子を始め東京の人々も昨日の有様を一昨日前知したらんには、あんな騒ぎはすまじきものを漫言子も實に申譯なき次第なり依て自今以後天下の利害得失を論ずるにも餘り念を入れぬやうに致し度、斯くしては後の禍ひが斯くあらん、是の大切な事を人に任せては跡／＼が掛念など、取越し苦勞は一切やめにして唯何んでも今日に利ある事を利として害あるものを害とし、近く其日の利害に眼を著けて颯々と運動す可きのみ今日錢をつかへば今日の損なり今日馬鹿をすれば今日の馬鹿なり文明開化の才子連中が乙に説を作りて後の結果を見やれなど宣ふても決して之に服するを得ず漫言子は昨日の日蝕騒ぎに懲り／＼致したればなり（明治二十年八月二十日）

蜜蜂心あるに似たり

前年英國に蜜蜂を飼ふ者あり或る日不圖一策を案じて謂らく英國の季候は春夏花の時節短くして秋冬長し故に今若

し此蜜蜂を暖國に移して所謂四時の春の花に稼がせたらば蜜の收入は少なくも今に較べて三倍には増す可しとの計算にて南方ヨースタラリヤの或る地方に蜂の移住を企て扱その暖地の花に蜂を放ちたるに移住の當分は蜂も得意になりて食料を巢の中に貯へたりしが幾箇月となく明けても暮れても冬にならず花は依然として萬年の春なれば蜂も今は了見を變へ是れは齷齪して兵糧を貯るに及ばず三百六十日花の間を飛び廻はりて其日暮しこそよかんべいと横著氣を起したるか其後は唯巢を寢所にするのみにて一滴の蜜をも撒ざりしにぞ蜜屋の老爺は大に失敗して本國に歸り今度は反對に變説してつらく思ふやう彼の暖地にて蜂のなまけたるは彼等が食料を得るに餘り容易にして身の安樂に過ぎたるが故なり之を喻へば國の人民を無税にしたるに異ならず無税の民は常に懶惰なり國民をして活潑ならしめんとするには思ふさま税を重くするに若かずと我れこれを或る輕才學士に聽きたり左れば是れより蜂に課するに重税を以てせんとて蜜を切る可き時節にも拘はらず春の初めより少し蜜が溜れば直に之を取り子供が團子を食ふにも蜜と云ひ女房が料理するにも蜜と云ひ客來にも茶會にも蜜々とて蜂の食料は次第に減じ秋の頃に至りて追／＼衰弱する様子なれども老爺は少しも頓著せず我家の蜂が弱りたりと人は云へども其弱はらぬ證據には羽根を動かして飛ぶではないかと頻りに收斂して止まず扱一日例の如く巢の中に手を差入れんとせしところ常に變はりて一つの蜂飛出し老爺の眼の玉を狙ふてした／＼かに刺したるは所謂女皇蜂にてもありしか慾張老爺は遂に之が爲めに明を失ふたりとは實事談にして其男は今尙ほ盲目にて英國に存へ居るとぞ過日英國より歸來したる友人某氏の奇談（明治二十年八月二十五日）

無暗から無暗

暗とはくらしとの義なり之に無の字を冠して無暗てふ文字あり其字義に付き或る國學先生に質したる處、本來無の字は五十音のまみむめも相通じて目の義なり故に無暗は目暗に同じく目暗は目暗しと讀み即ち盲の意なり故に無暗とは盲滅法六茶屈茶、座頭の坊が暗の夜に杖を振つて黒犬を追つ驅け廻るが如き運動を形容したる語なりと云ふ又世間に暗から暗と云ふ熟語あり是れは臨月に流産したる胎兒が青天白日の明を見ずして胎内の暗から黄泉の暗に入るなどを憐みたる意味なるが如し底で近來東京市中に暗から暗ではなく無暗から無暗に入りて最も憐む可き談と申すは昨年の何時ごろか條約改正内地雜居云々の風聞世上にばつとせしかば利に敏き金持連が商況の不景氣に金を持て餘すの折柄この風聞を占ひ内地雜居とあれば外國人が東京に住ふに相違はない、外國人が住へば地面の相場は上るに相違はない、今年一萬圓の屋敷地を買ふて三年の後に十萬圓になれば十倍の利なり、安く二萬圓に積りても尙ほ折返しは間違なしとして一人が囃立れば十人が之に騒立ち地面の賣買繁昌して其價の上ること上々際限あることなし其實は假令へ雜居がほんとうに出來ても日本國中に居る外國人は二千人に過ぎず其餘の者が續々渡來せんかと云ふに此日本國に何の錢儲けを目的にして態々來る可きや若しも來れば外國の貧乏社會食詰者等がしけこんで五六付く可きのみ地面の買人も何んにもないのは大抵分り切つたることなるに盲千人又千人、千萬無数の座頭の坊が所有金を振り出し借用金をやりくりして地面とあれば場所を擇ばず無暗矢鱈に飛付くが故に遂に今日の滅法世界になりたることなり然るに本月の初旬より條約改正も少々延の字にて内地雜居などは先づ以てとの新聞より無暗社會俄に目の色を變へ是れは大變と云

ふ間もあらせず地面の相場はべたべたと下落して更に顧るものなく曩きの利益の勘定は引繰返して損算と爲り其算法に云く前月買入れたる彼の地面を今日手放せば半金の損亡にて濟む可し剛情にこれを持こたへて當るか、外るか、當れば元金無疵、外れば十分の一も覺束なし、爰の處を如何せんと胸を割き腸を斷つ心の心配は是れぞ所謂無暗から無暗に入るの騒動なれ、何となれば最初内地雜居を當込んで買持したる其地面が未だ一度も正味の旨味を見ずして恰も雜居の流産に出逢ひ極樂の夢の最中また地獄を想像するものなればなり實を申せば雜居の流産とて唯評判ばかりにて儘に診斷したるにもあらず又東京の地面は地方より都下に移住民の盛なるが爲めに自から價の騰貴す可き道理もありかた／＼今日條約改正云々の評判を聞いても左まで狼狽する筈はなけれども最初の押出しが無暗なりしが故にその仕舞も亦無暗なることならんのみ無暗の損亡實に憐む可きなり(明治二十年八月三十日)

鐵道の運賃我れは人なり

南瓜山人

南瓜山人が生來苦勞もなんにもない貧樂の身にてありながら暑中の休暇に乗じて閑靜の地に遊び以て平生勤苦の鬱を散じて心身の攝生なんかんと説を作りたるは是れも浮世の人眞似に、しやうことなしのお附合ひ、幸ひ本年は横濱國府津間の鐵道も出來と聞いて箱根入湯と出掛け扱出立に臨み豫て懇意の湯亭もあることなれば何がな氣のきいた土産物をと様々思案の折柄不圖思付たるは箱根山中魚類はあれども却て青物に不自由なりこれを持参したらば安揚りに喝采を博するならんと心の心算にて則ち近處の八百屋にて茄子白瓜南瓜など時節の物を取揃へ策のまゝも途中の外見如何しければ些と大振なる手提のかばんに入れて著替の浴衣と同居を命じ早朝新橋ステーションに参りて六十錢の赤札

を買ひ、なんなく汽車に乗込まんとするとき掛りの人に咎められお手前の荷物は不相應にして手荷物には通用致し難し式に従ひ送荷物にして然る可しとの忠告に任せ左らば宜しくお頼み申すの熟談にて例のかばんを掛け改め是れが運賃の請取で御座ると差付られたる書付を見れば南無三寶重量何斤運賃一圓何十錢とありこはそもいかに飛んだ南瓜に禍せられたりと思へども今更引くに引かれぬ場合、態と平氣な顔色して拂ひは拂ひしものゝ夫れより車中國府津に到り箱根著の後も南瓜の事を思出せば煩悶に堪はず其次第如何と云ふに山人貧なりと雖ども必ずしも一圓金を愛しむに非ず愛しむ所は金にあらずして男子の榮譽に在るのみ山人の身は肥大にして重量廿有餘貫目なれども之を運送する賃錢は僅に六十錢に過ぎず然るに今南瓜の目方は固より廿貫に足らずして殆んど一倍を課せられたり元來運賃の定則は貴重品に高くして粗物に安しと聞くからには扱は山人も是れまで人並の男と思ひしは全くのうぬぼれにて其正味の價を評すれば南瓜に及ばざることを發明したればなり山人妻あり、性かしましくして能く人を罵る、時として怒に乗ずれば其良人を目するに南瓜野郎の語を以てす、蓋し男子のつまらぬ處を安い南瓜に喩へて見下げたる言葉ならん山人常に憤懣に堪へざる所なりしが何ぞ料らん安いものは野郎にして南瓜にあらず今にして考れば我山の神の怒鳴りたるも罵詈にはあらで寧ろ溢美なりしを發明したり若しも今日の南瓜を野郎に喩へて一體貴様の形狀は野郎の頭顱に左も似たり是れは所謂野郎南瓜だなど申したらば南瓜の方が却て立腹することならんのみ如何となれば南瓜の品位は鐵道の運賃に於て既に野郎に比して上位を占められたればなり然りと雖ども山人も亦是れ東京の一男兒、空しく目黒の南瓜をして權威を專にせしめて其後へに睜若たるが如きは如何にも不快に堪へざる次第なれば今は金錢を愛しむに違あらず何とか鐵道の掛りへ談判して今の六十錢の賃錢をせめては三倍して一圓八十錢位に引上げ人間の運賃は人間然として

高く南瓜の方は南瓜然として安く、以て生た人間と何んでもない唯の荷物との間に權衡を明にするの工風はあるまじきや苟も天下の男子にして南瓜輩と伍を爲すを屑とせざる者は必ず山人と同感なる可しと信じて疑はざるなり(明治二十年九月一日)

温泉場の經濟

漫言子漫に言ふと共に亦漫に遊ぶを好み毎年春夏の時節には温泉などに出掛ける癖にして本年も例の如く處々の温泉に漫浴して扱その様子を見るに驚入たるは温泉場の文明開化なりむかしの湯亭と申すは大抵茅屋に土竈くらの構にて客人は米味噌を持參して自分に煮炊して食へば宿は湯代と蒲團の損料を取り客の出費は至て手輕にして宿も心配なしに年経る中には身代を作り出したる者甚だ少なからず諺に云ふ塵積りて山を成すものならん然るに近年は萬事舊弊を去るの風俗が深山の奥にまで傳染して温泉場改良と出掛け其改良に先だつものは資金にして其資金の出所は客の囊中より外ならず乃ち先づ旅籠改正案を提出して夫れより種々様々の取立法を講じ日々に新にして又日々に新工風を運らし狙ふ所は客の懐にあらずるはなし旅籠湯代は定式にして之に加ふるに座敷代を以てし、絹布の夜具の損料を以てし、臨時の酒肴西洋料理の無茶代價を以てし、時としては藝人が來たとて面白くもない義大夫祭文への祝儀を促し新道開鑿の寄附は此姓名簿の通り皆様方の思召に任せお茶代は則ち御名望の高低御懐合の温冷に従て多少に拘はらずなど云ふ趣向にて取込むとも取込むとも客力既に疲弊するも尙ほ底止する所を知らず此調子では湯亭の金庫は次第に充實して大造なものならんと存じ内々裏に廻はりて經濟の眞面目を探り見れば何ぞ料らん減茶苦茶なり湯亭の主人

は既に文明に醜陋して交際を都人士に求め百年の茅屋を敲毀はして一箇月の間に西洋風の石室を作り身に洋服を纏ひ口に巻烟草を啣へ腰間の時計は牡丹餅の如く指のリングは糞桶の輪に似たり東京横濱より貴客來るあり番頭手代は出迎として數里の路を奔走し客至れば主人亦興に入り共に飲み、共に歌ひ、共に骨牌を弄び、共に文明を語りて悠々閑々たる其間に帳場臺所の始末は推して知る可し之を要するに湯亭の經濟その歳入は年々増すと雖ども其出るや志陀羅なく胃弱、食を貪りて頻に下痢を催ほし出入相償はずして次第に瘦衰ふるものに異ならず畢竟その原はと云へば田舎漢の癖に都會の風を氣取り文明交際なんかんと何の役にも立たぬ事に分限不相應の錢を費したるが爲めなり此有様に年々に年を送れば折角氣取る文明は却て眞の文明人に笑はれ客には次第に愛想をつかされて店は淋しくなり跡に残るものは借財のみにして遂には家も地面も他人の手に移るが如き苦界も知る可らず是れぞ所謂文明に馬鹿されて先祖の身代を棒に振るものにして獨り湯亭のみに限らず世間には随分その仲間も多きことならん漫言子は唯目に觸れたる温泉場を借用して廣く悪まれ口をきくものなり(明治二十年九月五日)

官熱往來

商賣の盛衰、物價の昂低は需要供給の鹽梅式に由るものなり、時として存じ掛けなき處に賣買の變を生ずるは占賣占買の差響にして投機のわざなりとぞ以上はアダム スミスの傳授にして經濟論の大主義なりと承はりたれども我日本國に於ては一種の熱氣ありて其力の及ぶ所最も廣大なるが故に商賣社會の輩が巧に之を利用するときは能く萬物を收縮膨脹せしめて兼て又自家の懷をも膨脹せしむるに足る可し之を官熱と稱す官熱の一往一來、時として需要供給の

定期をも行はれしめずして熱力利用者の爲めに甚だ面白きことある其妙機は靑面學者輩の得て解する所にあらざるなり然りと雖ども熱に往來あり、一朝その冷却するに至りては熱餘の反動、忽ち衰弱を催ほし昨日までの愉快は今日の苦痛に變じて小言四面に起り商敵八方より攻寄せ頭痛頭痛一時に來りて甚だ面白からず蓋し其熱たるや本來自發の體熱にあらずして他人の熱に依りたるの報ならんのみ近來我政治社會にチク／＼變動を催しかけたるに付ては頓に官熱の往來を發し商賣社會の或る部分は惡寒の氣味にて少しく商權の收縮するあり或は疝氣の筋の穎敏なる早く既に搗搦を發して何社何行のガタツクあり又或は是れまで久しく血液金分の運行を妨げられて殆んど癱瘓に陥りたる閑者は漸く生氣を回復せんとて竊に床揚の赤飯を申付るものあり此時に當りて漫言子が敢て素人社會に向て一言の忠告と申すは側杖を避るの用心覺悟なり官熱を利用するが如きは縁なき衆生の敢て望む可き限りにあらざれば斯る大望は斷念して能く／＼所有の私産に注意し若しも從前の官熱の爲めに漫に膨脹したりと思しきものもあらば是は一時ゴム玉の膨れたる夢なりと觀念して本來無きものと覺悟を定るか又は早く手廻して之を片付るか二様の中何れにも等閑にす可らず然らざるに於ては飄々取留なき手中のゴム玉、如何なる側杖の風に吹かれて空中に飛散するやも圖る可らず誠に恐ろしきことにこそ(明治二十年九月二十一日)

お構ひ下さるな

慶應義塾一書生

近來世間に慶應義塾の評判甚だ宜しからず凡そ學問と申すは四角四面一から十まで十から百まで規則を以て煉り上げ菓子屋の老爺が煉り上げた菓子種を思通りの型に詰めてトンと敲出し角も圓いも思通りの落雁を作るが如く自由

自在に人物を製造せねばならぬ故に今後日本の人物は何れの邊より出ると尋るに人物芥溜より出でず其出所は必ず彼の金錢を塵芥の如く遺棄して、無數の世話人を召抱へ紀律法則の整々堂々たる堂々學校あるのみ抑も慶應義塾とは何ものぞ其穢きこと芥溜の如く其しみつたれば澁柿の如く規則も糸瓜もあらばこそ漠然たること秋天の雲、大海の水に似たり斯る芥溜塾に修業する者こそ氣の毒なれ恰も原野に學問するに異ならず必ず生涯を誤ることならんとて深く深切に心配せらるゝ先生方もあるよし義塾の一書生たる僕の身に取りて誠に難有き御忠告なれども僕亦一疋の野郎なり何として生涯の幸不幸を考へざることあらんや抑も先生の御説は今の學問の仕様次第にて將來は云々と見ぬ先きの御心配ならんれども僕は過去の事實を抵當にして身を處する者なり僕の實父は元と何某と申し本來無一物の寒貧生なりしが今を去ること二十何年前慶應義塾に入學して何か學び得たることゝ見え其後官員にも爲り商人にも變じ種々様々にして方今は相應の身代と爲り何ひとつ不自由なくして僕の學資金も即ち親爺に貰ふ所のものなり若しも親爺が前年義塾に學ぶことなかりせば今頃は無學文盲とて人に馬鹿にされて貧乏に困しみ僕などは馬糞拾にでも爲つたる筈ならんに今や然らずして立派なお書生様となり然かも貸費生など云ふ哀れな奴でなく食費も受業料も奇麗に拂ふて尙ほ其上にも義塾には幾分かの寄附までしたるお書生様とは何とえらいでは御座らぬか芥溜塾でも其芥溜から鶴が飛出せば芥溜も亦甚だ妙なり況んや今の義塾は二十何年前の義塾にあらず僕は義塾の教授の進歩と共に品行を高尙にし精神を活潑にし親爺よりも數等立上りたる人物に爲る積りにて其望決して空しからざるの事實あり諺なら來て見よ御目に掛けましよふ又先生は堂々學の主唱者にて人物は必ず規則の學問より生ずるものなりと宣ふが抑も先生は日本國中の人物なりと世評は兎も角も自身には思ひ給ふことならんに本來何處の堂々學校に卒業せられしや證書も何にも御所有なき

ことならん然りと雖ども先生は則ち人物なり然らば則ち人物の製造所獨り堂々學校に限らざること先生を證人にして明白なるが如し蓋し先生は教育の實際よりも教育の議論が御得意なる可し、むかし文政天保のころに和學者が頻りに漢字廢棄説を唱へたる時或人が「漢の文字いらぬといふて漢で書き」と口占みたることあり今この句調を借用して「教育の論者教育受けぬ人」なども今日は随分もじくり得て面白からん

又先生が我義塾の新舊生徒中につまらぬ者あるを見て扱は芥溜塾の風は斯の如しと判談せらるゝこともあらんれども學生に屑の出来るは何れの學校も御同様のことにて是れは言はぬ方が宜しからん慶應義塾などは創立以來既に二十五年、前後生徒の數は五千餘名その中には言語道斷亂暴狼藉なる者も多かる可し人に難澁を掛けたる者もあらん罪を犯して刑に處せられたる者もあらんと雖ども是れは事の裏面として其表の方を見れば人物の出たることも亦甚だ少なからず凡そ今の日本國中到る所として義塾の舊生徒あらざる地なし官員たる者あり商人たる者あり學校の役員教師たる者あり新聞の記者たる者あり或は初めより富豪の子弟にして業成り家に歸りて大家の主人たる者あり或は僕が實父の如く無一物より資産を作出したる者もあり其著しき者は中々以て愚父の比にあらず何々會社に入り何々商業を營み巨萬の富を致して其活潑なること時として人を驚かす者さへなきにあらず僕が如きは今後一心一向に勉強して字を知り理を講ずると共に人事に通達し勉めて變人にならずして我先進の爲に倣ひ他年大に爲すことあらんと自から誓ふ者なれば一私塾の生徒方向を誤りて氣の毒云々の御心配は必ず御無用くだされ夫れよりも御手前様の方に精々お氣を付けさせられて然る可し空樽の鳴るやうにがらゝ人の悪口いふて手前味噌を上ると申すは餘り見ツともよいものにもあらず貧塾は貧塾なり富校は富校なり無暗に錢を遣ふも無暗に錢を儉約するも雙方の勝手に任せて雙方とも續く

限りはやるが宜しからん僕これを聞く國民たる者は公共の事に就ては随分喙を容る可きなれども私の事は其私に任ず可きものなりとぞ今わが義塾の教育は私の事なり國の法律に背かざる限りは一切他人のお世話に相成らず況んや其私事を評論し又邪魔にして焼餅半分やきもちはんぶんに悪口を言はるゝに於てをや私塾の面目において黙止す可らず依て自衛の爲め御忠告の返禮に一言斯の如し（明治二十年九月三十日）

賣居うりすゐの廣告

英京龍動えいけいりゆうどうの日本區心齋橋筋三條上る銀座八丁目三百三十三番地澁垣屋多根助しぶがきやたねすけは商賣熱心の癖に少しく角な文字をひねくる人物なりしが去年の秋の丁度今ごろ吳服太物の店を開いて其日に向三軒兩隣へお蕎麥を三づゝ配つて開店の御祝も相濟み夫れより毎日女房と代り合ひに店頭番をして客を待つこと蜘蛛の網をかけて獲物を待つ心の心地すれども近處の店は随分繁昌しながら澁垣屋に限り客足遠くして仕入の品も次第に店晒しにならんとするに氣を揉む折柄豫て懇意の何某が態々見舞に來り多根助さんお前の店の品物は仕入も恰好に出來て賣直は他よりも安いのに何故お客が附かぬのでスカ失禮ながらお分りなくば申しましたよふが全體商家の賣物は世間に廣く知られるが第一の肝要なりとて夫れより開店の吹聴は箇様々店の飾付は云々と事細に語り殊に新聞紙の廣告は最も大切なる箇條にして此廣告を忘るゝものは決して商賣の繁昌を待つ可らず文明世界の商賣は悉く皆新聞廣告の力に依るものなりとて其道理を解き其事例を示したれども主人は甚だ悦ばず凡そ商賣に大切なるものは唯直段の一事のみ直段の安きに客の附くは水の低きに就くが如し然るに今表を張りて人に知られんことを求め之を新聞紙に廣告せんか其廣告料は自然品物の直段

にかゝりて客の損亡たる可ければ商賣の道理にあるまじき事なり古人曰く君子盛徳の士は容貌愚なるが如く商賣繁昌の家は外見空店に似たり我家の奥には大黒天の在りあり商賣は此福神にお任せ申したり新聞廣告は店の位を下るものなりなど取つても附かぬ挨拶に何某も呆れ果て、其後あまり出入もせざりしに或る日新聞紙を見れば其廣告欄内に澁垣屋の名ありソリヤコソ多根助も我慢が出來ずにとふと新聞に依頼したり是れは面白しとて能くく讀んで見れば銀座の吳服店家作地面とも賣居の廣告なりしとぞ（明治二十年十月六日）

ブランヂーと糞臭

衛生醫學士の言に云くブランヂーは人身に害あり之を禁ずること素より願はしけれども止むことなくんば必ず水を和して飲む可し、等しく一盃のブランヂーを飲むに水を和すればとて一盃は則ち一盃にして不養生の罪同じかる可きに似たれども人身と外物との關係に於て大に然らざるものあり例へは劇薬の頓服は其害恐る可しと雖ども細々これを投ずれば曾て危険なし蕃椒の粉末、舌を刺すこと甚だしと雖ども之に陳皮又は炒米の粉などを混すれば所謂七色蕃椒の中辛となりて苛烈ならず、物みな然り其性質の緩和は兎も角も調合に由りて之を緩和するときは害を避るに足る可し左れば今ブランヂーの害も其濃くして酷烈なる處に在るものなれば之に水を和するは其性質を緩和して人身を犯すの鋒を鈍くするの法なり云々と

漫言子は此説を聽て感服に堪へず依て其輩に倣ふて衛生の一議論を提出せんとする其問題は鄙陋ながら東京市中糞桶の一條なり抑も糞臭を鼻に嗅ぐとブランヂーを口に飲むと愉快不愉快は天淵の相違なれども其健康を害するの點は

稍や同様なる可し左れば此臭氣を稀薄にして嗅ぐと純粹そのまゝに嗅ぐと利害如何と云へば純粹の方に害あるは無論なる可し扱市中百何十萬人の排泄物は大小兩様を合して毎日何萬石の量ならん之を市外に送出すの法、従前は早朝より夕刻に至るまで終日いつとなく擔出して區々町々の千門萬戸を去り水陸兩道何れへか散ずるの慣行にして市中の往來おり／＼目に觸れざるにはあらねども流石は四里四方の大都會、三町に一荷、五町に二車その臭氣は滿天の空氣に合して既に稀薄性に變ずるが故に鼻を犯すこと酷ならず其趣は正しく水を和したるブランデーが咽を刺すこと鈍きものに等し害は害に相違なきも大害にはあらざる可し然るに近來の糞桶は日没後に至て一時に出現し五輛八輛群を成し喝道の聲なくして能く往來の人を避けしめ一町に二群三町に五群は尋常市街の事にして有名なる四谷青山街道の如きは何百輛の限りなく滿目何町の間唯糞車の束するを見るのみ其臭氣の濃厚酷烈なること純粹無雜の純臭とも云ふ可きものにして路傍の店頭往來の人の難澁は姑く措て不問に附するも無雜のブランデーが果して人身に害ありとすれば此無雜の臭氣も亦全般の衛生上に如何ある可きや甚だ掛念に堪へざる次第なり

或は糞車の夜行は衛生云々の爲めにあらず青天白日如何しき車を挽くは外見に關して見苦しきが故に云はゞ人目を忍んで夜分の往來なりとの説もあれども夜中として人の往來を絶つにあらず日没後は隨分人足の繁き時刻にして忽ち幾百輛の群集行列を見たらば却て其盛なるに驚くことならん過日も或る宴席に外國の諸紳士と同座して語次様々の雑話に及びしとき其中の一名が低聲に余に語りて云く拙者は本日午後七時の案内を受けて當家へ來る途中山の手の或る町にて數十百輛の肥料車に逢ひ拙者の馬車は之に取圍まれて一時進退に窮したりしが夫れより何となく胸の心地あしくして今夕折角の饗應も樂しまずと云へり是れ等の事情を察すれば糞車の夜行必ずしも外見云々の效もなきが如し然ら

ば夜中も宵にせずして夜半往來の絶えたる時にしては如何と云ふに是れ亦困難の次第は今の如く宵の仕事にしても掃除屋は大に迷惑を訴へ追々其業を止めんとするものさへ多き其の中に又一步を進めて夜半後ともなりたらんには廢業者の數俄に増して容易ならざる不都合を生ず可し然らば最後の一策を廢業する者は其意に任せて之に依頼せず此方には注文の時刻あるが故に其時刻に來る者は掃除代なしとしたらば必ず争ふて來る可しとの説あれども是れは錢の勘定を知らざる人の説なり東京全市中の掃除代は毎年凡そ五十萬圓に下らず以て差配人の利となり以て店賃の一部分となり其邊の秩序は一切この五十萬圓の中より辨じ來りて圓滑なるものなれば今俄に之を無代價にするは即ち間接に市中の秩序の一部分を紊るに異ならず經世の許さざる所なり然らば即ち之を如何して可ならんと問はれて甚だ當惑なれども漫言子の意見を云へば唯東京市民の殷富を待ち鄙陋なる掃除代などを計算の中に加へざるの日に至りて大に名策を施さんと欲するものなり人間萬事金の世の中、金さへあれば何事も成らざるものなし況んや汚穢物の始末に於てをや試に佛京巴理の掃除法を見よ其清潔世界第一と稱す蓋し佛人潔癖の力にあらず唯その費す所の金の力なり故に市中の衛生にもせよ又外見にもせよ之を欲する者は先づ市民を富まして金を作らしむるの工風肝要なる可し(明治二十年十一月七日)

明治二十一年篇

本篇の概説 條約改正は前年七月に中止となり當局者たる井上馨は其九月に辭職して總理大臣伊藤博文が一時外務大臣を兼任したが（井上は此年九月更に政府に出で農商務大臣となつた）、十四年の政變によつて辭職したる後ち政黨を率ゐて政府に反對してゐた大隈重信は此年二月入閣して外務大臣となつた。「時事新報」は創刊以來常に官民調和論を高調し大隈の入閣も自ら官民調和の一端なりと認め國會準備のためすく調和の必要を説いた。○四月政府は樞密院を新設し伊藤は樞密院議長に轉任し農商務大臣黒田清隆が代つて總理大臣となつた。「時事新報」は此更迭はたゞ黒田が伊藤に代つたのみで其主義政策には何等の變化もなからうとて重きを置かなかつたが、新設された樞密院の職制に就ては、二十三年國會開設の後、内閣、樞密院、國會の三者が互に相俟つて政法の事に與るときに至らば政治上の前途は多事であらう、樞密院の設置は事を鄭重にするの點に於ては申分なきも其鄭重に伴ふ滯滞の弊を來すことなきやと指摘した。○五月政府は學位令により諸學者に博士の稱號を授け其博士會議に於て更に大博士を推薦せしめんとし先生は多分その選に當るべしとの噂があつたとき、先生は「博士會議」と題する一文を紙上に掲げて學者のために大氣焔を吐かれた其説は收めて「福澤全集」第九卷に在る。

【參照】 此年間に「時事新報」に發表せられた長篇社説「日本男子論」「尊王論」は「福澤全集」第六卷に、「施政適言」は同第八卷に載せてある。

政治外交

外務大臣更迭

昨日伊藤總理大臣兼臨時外務大臣は兼官を免ぜられて大隈伯は外務大臣に任ぜられたり大隈伯が政府に入るとの事は舊冬以來毎度耳にする處なれども政治上の機密、假令へ風聞にても漫に之を公にするは不利なりと思ひ態と差控居たりしに我輩の聞く所果して虚ならず昨日確報に接したり伊藤大臣が兼官を免ぜられたるは尋常一様の事にして既に其外務大臣を兼るときにも特に臨時の文字をさへ冠したる程の次第なれば今回これを免じて單に總理に專任することとなる可しと雖ども大隈伯が新に外務大臣に任じたるは近頃珍らしき政治上の出來事にして我輩は之を目し亦是れ官民調和の一端として賀せざるを得ず伯が政府を去りたるは明治十四年のことにして爾來野に在ること六年有餘、その間は以前在官の時と違ひ身も心も自由自在にして其運動の際圖らざる事を見聞し、圖らざる人に面會し、圖らざる苦痛を感じ、圖らざる快樂に遭ひ以て大に發明したることもある可し、官途民間兩様の有様は自から亦別種のものなりとの事情をも見たることならん、官途に居ては民情に迂闊なり民間に在ては官意を知る可らずとの事情をも見たることならん之を要するに伯は六年の經驗に官民の兩世界を比較して飽くまでも民情に通ずるの機會を得たるものなれば今回政府に入りたる上は其施政は必らず民情を重んじて民の苦樂を察するの方向に赴くことなる可し方今外交の事務も極めて繁忙の折柄にして大臣の多事知る可しと雖ども既に内閣大臣の地位に在るからには百般の施政に關して十分

の意見を述べ又意見を實施するの機會ある可きや疑を容れず我輩の願ふ所は差向き官意を民に示し民情を官に知らしめんとするの一事にして大隈大臣こそ正に其人ならんと特に之を冀望して止まざるものなり但し我輩が平素力を盡して論説する彼の官民調和の大策は一の大隈伯が政府に入りたりとて固より事を終りたるに非ず今後政府の方略如何を視て其成否を卜す可きのみ

窃に案するに昨日の任免は政變の發端にして之に引續き政海には多少の變動更迭もあるならん隨て民間にも影響を及ぼすこと少なからざる可しと雖も畢竟するに今回の舉は内閣全體の進退にあらず外より入りたる者は唯大隈伯のみにして他は依然たる舊内閣員なれば之を喻へば家屋の新築ならで修繕なるが如し新築にても修繕にても我輩は毫も頓著する所なし唯施政の爰に新にして民情の爰に一新し民間の疾苦を軽くして其資力を厚くし斯民の快樂幸福を得せしむれば他に願ふ所のある可らず我輩の眼中には單に政府なし官民を混和して最大多數の最大幸福を祈り以て讀者と共に獨立の方向を與にせんと欲する者なり（明治二十一年二月二日）

國會の準備

第一

人事の動靜を察するに皆是れ痛苦を脱し快樂を求めんが爲めにして百事此範圍の外に漏るゝものある可らずと雖も往々苦心計畫の甲斐もなくして其目的を空ふするもの少なからず願ふに明治十三年始めて府縣會を開設し地方代議の制を實施して以來指を屈すれば殆んど八九九年歳月を經過すること淺しとなさず年毎に秩序を整理して常置委員を置き

又議權を伸張する等制度美ならざるに非ざれども既往幾會の其間に府縣會は地方政治の上に如何なる效驗を奏し如何なる功徳を與へたるや換言すれば議員其人を除くの外一般の人民は府縣會あるが爲めに果して何等の快樂を受けしや假令へ府縣會議員は理事者の爲めに爲政の方法を議定したるにもせよ理事者は行政上の都合止むを得ざる所ありと認むるときは隨時に其意見を實行するを得るに非ずや是等の點より見れば府縣會も無効なるに似たれども是れは積極の事なるが故に暫く望む可らざることとして爰に眼を轉じて消極の點より考ふるときは理事者が其職權内にある可らざること爲すときは府縣會は自ら其權利を保護すると共に曲直を公けにして之に拮抗するを得ることなれば其過強を掣肘するの效力なきに非ず吾人が今日の實際に於て府縣會に望む所のものも亦唯この一點あるのみ然り而して其過強を掣肘するとは人民をして一意に政權を争はしめんとするよりも寧ろ其人權に害を被ることなからんと欲するの意にして施政の是非得失如何は暫く擱き生命財産榮譽の安固を計るを以て最初最大の目的とするものなり左れば人民の私權を保護するは今の府縣會の役目とも云ふ可きものにして更に進んで來る廿三年に開かるべき國會を如何と尋ぬるに元是れ政權參與の説に胚胎せるものなれば國會の開設と共に代議士は政治の權柄を握り人民の輿望に隨て施政の方針を左右し萬法宜しきに適ふて國利民福これより勃興するに相違なかるべきやと云ふに我輩は其答辨に躊躇せざるを得ず固より之に向て多を望むは不可なりと雖も其政治上に現はるゝ所の功能は府縣會の地方政治に於けると大同小異、詰る所は政府の過強を防ぐに過ぎざる可し勢の然らしむる所にして我輩は先づ以て之に満足するのみならず本來人事の順序に訴へて之を論ずるも人權の基礎固からずして俄に政權の發達を期するは事の前後を誤るものなれば國會に於て首尾よく政權を握らんと欲するには豫め人權を守るの工風なかる可らざるなり世の有志者は動もすれば國

會の準備なりとて政法制度を議するに汲々たるの趣あれども我輩は先づ人權の基礎を固ふること差向き主要の準備なれとて日頃頻に論述するにも拘はらず今の民間の有様を顧みれば一般に此邊に心を留るもの少なくして時としては文明の世界に不相當なる事相なきに非ず例へば道路改修とあれば之に私有地を供して曾て其理由を聞かんとする者もなく、往來に差出たる軒先長しと云はるれば之を切拂ふて不都合を鳴らす者もなく、要用と認めれば家宅搜索も甚だ手重からずして如何なる細事件にても公用とあれば其呼出し至て容易なり、公門に入るに乗車下車の別ありて之を怪しむ者もなく、官廳の書式慣行に對しても敢て不平の色なく、寄附金の募集も其筋の内論とあれば錢を投じて愛しまざる者の如く、郷黨遊樂の私席にても官途の人とあれば長老も下風に就て顔色なし、尙ほ甚だしきは學者が書を著はして序跋を求るに文に縁もなき貴顯輩の字を乞ふて得々たる者あり是等は政治に關係なきことながら日本國民全體の卑屈心を卜するに足る可し之を要するに我國民に乏しきものは人權の思想にして人權の重きを知らざる者は未だ與に政權の事を語る可らざるなり蓋し西洋の文明諸國にて今の如く政治論の熟したるは政權の思想先づ發達して然る後に人權の心鋭敏なるを得たるに非ず、人權を重んずる熱心積りて政權を取るに至りたることなれば偕こそ今日兩權の全きを得たるものなりと云ふ然るに我國の人民が前陳の如く人權の重きを餘所に見て却て俄に政權を得るに至りたればとて如何にして能く代議の機能を奏し一般人民に快樂を與ふるを得べきか今日は國會場裡に議政して明日は官邊の威嚴に屈縮する様の次第にては華ありて實なきの譏を免かれず又何の功あらんや故に我輩は國會の開設に先だち其準備として第一に人民が私權の思想を發揮せざる可らざるを信ずると共に筆鋒を轉じて政府に向て一言せんと欲するなり

第二

文明の和風一たび我國に吹來りて枯木の枝頭に花を開き外面の事物其色を更むるもの少なからずと雖も翻つて内部を窺へば古色蒼然たる陋習舊によりて充塞し民間に政權參與説の甚だ熾んなるに似もやらず人權の思想の甚だ微弱なるは前後本末の順序を誤まるものにして國會開設の後も頼母しからず就ては今より人權の基礎を固ふするの工風大切なりとは前節に開陳したる所なれども人民が私權の思想に乏しければとて政府は漫に之を從順なりと認めて敢て不都合なかるべきや、否な、政府の爲め後日國會に際して不利なる所なかるべきや窃に按ずるに我國の人民は古來士尊民卑の風俗に養はれて人權の事に關しては如何にも疎遠なるに相違なしとは申しながら亦決して無感覺なる者に非ず彼の道路改修に際して家屋を取拂ひ軒先を切り將た寄附金の募に應じ家宅搜索を承諾するが如きは果して心に慊くして然るものに非ずと雖も其事の圓滑に行はるゝは唯官邊の威嚴に由るのみ即ち人民は私權を伸ぶるの力弱くして官邊は之を御するの威勢強きが故なりと云ふて可ならん左れば蠢爾たる草野の細民にてすらも官邊に對しては漠然たる一種不味の感情を抱き假令へ其情を外に公にせざるも内に隱伏する者は無限なりと臆測せざるを得ず況して多少の智識を有する者に至りては官尊民卑の事實を見て心竊に堪へざる者もあるべし試に先年來政權參與説の俄に勢力を得たる形跡を察するに人權の伸縮云々には頓著せず唯功名富貴を求めんと欲するの野心に驅逐せられ官邊は男子快を取るの地なりとして自ら代りて前劇を再演せんと欲せるより暫く代議政體論者の假面を粧ひ以て政府を攻撃するを職とするもの固より多かるべしと雖も嘗に此輩のみに止まらず所謂青雲の志をば脱却して身を閑散に處するか又は實業に従事する老成沈著の人々までも例の論客と伍を同ふし相率ゐて政論に熱中したるは何ぞや唯是れ官邊の威嚴にして人民

が私権を伸ぶるに由なきを憂ひ常に煩悶に堪へざるの折柄、政權參與説の恰も之を救済するに屈竟なるを聞き聲音相傳へて無数の有志者を生じ先を争ふて國會開設請願書に連判したる者と認めざるを得ず然らざれば代議の制度美なりと雖も論客の舌頭鋭なりと雖も地方に居て無事を樂むの實業家輩が何の縁故ありて俄に政治論に雷同するを是れ爲さんや今日に於て日本全國野の末、山の端までも政論の及ばぬ隈なきが如きは其由縁蓋し淺からざるを察するに足るべし斯て民間の人智次第に進歩して事の理非當不當を分別するの能力は漸く發達し來りたりと雖も官の民に臨むの筆法は聊かも變ずる所なきが故に二十三年を期して國會開設の豫約あるにも拘はらず官民双方の間柄は昨年も今年も兎角互に疎縁にして國內全般の空氣何となく不調和の色を帯ぶるものに似たり斯る有様のまゝに國會を開設して其成跡は如何なる可きや議論徒に囂々として施政の圓滑を妨ぐるに過ぎざるべきは我輩の説明を要せざる所にして結局國會開設の主意に背き又政府の爲めに謀りて不利これより大なるなかる可し故に政府が今より國會を安慰するの策を取るは準備中の最も主要なるものにして先づ第一に人民の私権を重んじ公務私務共に是れ人事の一部分にして人民も官吏も共に是れ日本國人なれば人も事も雙方の間に輕重なきものとして偏に民間の不平を買はざらんことを勉めざる可らず其方法細目の如きは政府の當局者が虚心平氣に思案して自から發明することなる可し若しも然らざるに於ては辛苦經營政法の體裁を完備するも唯空しく畫餅に屬して案外の結果を生ずることなきを期す可らず二十三年も程遠からざる今日に當り人民が私権を守るに銳意にして其品格を高尙ならしむべきは勿論のことなりと雖も政府も亦人權を重んじて國會を安慰するの策を按すべきは二者何れか前後なきの急要にして我輩は一日も早く官民共に此邊に注意あらんことを切望に堪へざるものなり（明治二十一年四月二十日及び二十一日）

内閣總理大臣の更迭

政府は既に新に樞密院を設け昨日の官報號外を見れば伊藤伯その議長に任じ以下顧問官に任ぜられたる者は大木喬任、川村純義、福岡孝弟、佐々木高行、寺島宗則、副島種臣、佐野常民、東久世通禧、吉井友實、品川彌二郎、勝安芳、河野敏鎌の十二氏にして扱伊藤伯が總理大臣を罷めて黒田農商務大臣が總理大臣（榎本遞信大臣は臨時に農商務大臣を兼ね）と爲りたるは内閣更迭の著しきものにして即ち伊藤内閣が黒田内閣に變じたるの出來事なれば今後施政の針路は必ず大に變革する所ある可しと朝野共に望を屬する所なれども鄙見を以てすれば或は此冀望の空しからんことを恐れざるを得ず蓋し施政の針路は總理大臣一人の意を以て定まる可きにあらず是非得失共に内閣諸大臣の同意一致を得て然る後に之を實際に施すことなれば如何なる國の内閣にても時の諸大臣は必ず時の總理大臣と同意見ならざるを得ず即ち我日本國の内閣諸大臣も昨日までは伊藤總理大臣と意見主義を同ふしたるものなれば單に其首座なる伊藤伯が罷められて黒田伯の交代するあるも他諸大臣の主義を一朝にして變換せしむ可きにあらず故に今日このまゝの有様にては先づ以て施政に大變動とはなくして依然たる伊藤内閣の餘流の浮沈するものと豫期せざるを得ず但し總理大臣の更迭は尋常一大臣の進退に異なり或はこれより政治社會に運動の機を發して大に内閣に新陳交代を催ほすこともある可し我輩が政府の新局面を見るは唯この新陳交代の日に在るのみ

政府の機密は我輩の知る可きにあらず況んや内閣の新陳交代その發するの日にあらざれば其有無を言ふ可らざるが故に一切こゝに論議することを止め其交代の有るにも無きにも拘らず唯今日の黒田内閣に一言を呈するものは他なし

我輩は黒田内閣をして巧に政務を料理するの才を現はさんよりも固く守て事を爲さざるの勇あらしめんことを冀望するものなり文明開化に不案内なる人民は政府の繁文を厭ふこと日既に久し願くば大に政務を閑にして大に政費を減じ大に民の負擔を軽くせんこと斯民の大願なれども唯民利の一方に偏して漫に痴言を吐く可きにもあらざれば財論は姑く第二著に譲り目下の急として繁文を省くの要を訴るのみ政務の繁を省くときは吏員は減ぜざるを得ず政務閑にして吏員少なし、政費減するなからんと欲するも得べからず是即ち我輩が直に財政に向て喋々せずして繁文云々を訴る由縁なり抑も錯雜無量の政務中に居ればこそ其政務大なく細なく悉皆必要なるが如くに見ゆれども假に身を局外に置き政府は姑く無きものとして無一物の想像を畫き爰に民利國益を謀るが爲めに政府なるものを作らんことを企て勉めて事を閑にして繁を避け何様にしても政府の責任として免かる可らざるものを引受けて之を行ふと覺悟を定めたらば今日の政務中に省く可き簡條は十中幾ばくなる可きや我輩は必ず其多からんことを信する者なり故に我輩は今度の黒田内閣に向ひ若しも新面目を開くならば其面目は新なるも新に事を起すことなきを祈るものなり嘗に新に事を起さざるのみならず止む可き事は之を止め舊に復す可き事は之を復し徹頭徹尾利を起さずして害を除くの要に注意して才智を以て光を放たんよりも黙々爲さざるを以て却て大に鳴らんことを勸告する者なり（明治二十一年五月一日）

内閣と樞密院と

昨日の紙上にも記したる如く今度樞密院の設立に就ては之と同時に議官職に任ぜられたる者十二人、其中の十名は宮中顧問官或は元老院議員より入りたる人々なれども勝、河野氏の二名が新に民間より出で、此樞機の門に入りたる

も亦注目す可き出来事ならん歟夫は兎も角も樞密院の職制は行政立法の事に關し陛下至高の顧問所たる丈けにして施政に干與せざるは勅令の文に於て明なる所なれども憲法上の改正釋義、會計上の豫算爭議、法律の廢止改正、列國交渉の條約若くは行政組織の計畫に至るまで皆陛下の諮詢を得て至高顧問の任を盡す可き要府なるが故に今後此院の舉措行動は獨り政府部内に關係を有するのみならず延て全國政治經濟の面に非常の影響あらんこと論を俟たず其成行の如何は事の實跡を見ざる今日に未だ如何とも明言する能はざれども従前の如く政法の全權唯單に内閣の一手に歸し居たる場合と今後樞密院と内閣と相待て國事を議處するの場合とにては其事に自然の相違ある可きは何人も疑はざる所にして更に之に加ふるに二十三年國會の開設を以てし内閣、樞密院、國會の三者互に相待ち政法の事に與る時宜にも至らば其趣尙ほ一變せざる可らず政治社會の前途多事なりと評す可きなり

我輩の聞く所を以てするに今回日本に於て樞密院を設けたる其趣旨は英國ブリヂキ、カウンシロルの制度を摸したる者にして即ち英國の例に據るに國王の常に此ブリヂキ、カウンシロルに助言顧問を受け専ら國政を執行するの趣は今回の詔勅「朕元勳及び練達ノ人ヲ撰ミ國務ヲ諮詢シ其啓沃ノ力ニ依ルノ必要ヲ察シ樞密院ヲ設ケ朕ガ至高顧問ノ府トナサン」とあるに殊ならず且つ英國に於ては其以前樞密院議員の數を十二名と定めて國王の補翼と爲したれども後に至りて其數増加して殆んど無定員の姿に變じ國王の撰托を得たる人々は孰れも此院に出入して陛下の諮詢に奉對するの有様なりしに斯ては人數のみ徒らに多くして議事纏まらざるのみならず多數の紛論却て煩を爲すと云ふの説よりして其中にて權力の熾んなる議員のみ更に別房に相會して密議を開き其連合の決議を以て劣等議員の群議を排し以て國政を處斷したる其習慣次第に進化生長して遂にキャビネットなる一種の政閣を作るに至りたるは英國憲法を講

じたる人の皆知る所にして爰に特に喋々するを要せず左れば英國の憲法には別に内閣と云ふ確定の組織あるには非ずして唯數百年來の慣例より別房會議の變遷して今の謂ゆる内閣となりたることにして其閣員に列する所以も別に各省主任の大臣たる資格を以て入て廟議べつぎに參すなど云ふ次第にあらず實は樞密院議官の中にて錚々たる有力者が恣に別房會議を起し他の劣等議官を交えずして國事を專斷する者なりと稱して可ならんのみ斯る事情なるが故に英國樞密院の勢力は其院の分離黨なる内閣の爲めに次第に勢力を奪はれ昔は國政施斷の中心たりしにも拘はらず今は殆んど有名無實の機關と爲り實際より論ずれば寧ろ「無くもがな」の趣あるを免れず唯英人の氣質として百事保守を旨とすると兼て今の樞密院も尙ほ憲法上に特許を有し多少國事を補翼するの實あるとにて全く其院の廢滅に至らざるまでのことなり故に今假りに我輩の想像を描き英國に於て從來内閣の外に斯る政治の機關なきものが俄に樞密院なるものを起し内閣と對峙して行政立法を處議せしめんとするの議論現はれ出たりとして偕其事の容易に行はる可きや如何は我輩の信ぜざる所なり是に由て之を觀れば日本に於て既に内閣あり將た又將に國會も興らんとするの今日新に樞密院を設くるに至りたる其事の因縁由來は必ず英國と共に情實を異にする者あるが故なるを想ふ可し唯我輩が其情實の内微に立入りて之を窺ふ能はざるのみ

既に前にも申す通り英國の樞密院は最初同院に非常の權力を有して政治家の怨府たりしと中頃其議官の數を増して衆議紛々統一する所なかりしとの情實より少數の有力者が別に別房會議を興し機務を此處に處斷して事務滯滞施政遲延の弊害を防ぎたる事の次第は兎も角も我國に於て今日始めて樞密院を起すに當り我輩が一言の鄙見を陳ぜんならば凡そ國家大小の政務を執るに際しては用意愼密ならざる可らず手段周到ならざる可らず内閣の閣議尙ほ未だ盡せりとせざるに於ては閣員樞密院に會同して同院の議官と與に其議を練るの一事は最も要用なるべしと雖も又他の一方より論ずれば凡そ政務の要は鄭重なると同時に活潑の働を失はざるに在り然るに輕忽は常に活潑に伴ふの弊にして滯滞は動もすれば鄭重の合併病なり故に今日我樞密院の設立は政務を鄭重にするの點に於ては甚だ堅くして萬々輕忽の憂なしと雖も其鄭重に伴ふに滯滞の病を以てして昔年の英國に等しき患なからんこと今より竊に冀望する所なり（明治二十一年五月二日）

井上伯の入閣

今回井上伯の入閣に付ては世間に驚く者なきにあらず去年の丁度今の頃、條約改正云々に付き政府中に議論を生じて談判も中止と爲ると同時に伯は外務大臣を辭し其時にも世上にては伯の決心或は政府を去るならんなど言ひし者もありしかども先づ以て宮中顧問の散官に轉じたるは少しく人を驚かしたれども其後伯は大抵旅行のみして諸處漫遊の序に時としては人を會して經世上の演説するなど其趣を見れば最早現政府に望む所なく何れ一兩年中國會開設の時機もあるゆゑ其機に乗じて今度は民間の方より改めて新頭角を現はす積りならんなど、又例の如く臆測説を作す者多かりしに實際は決して左にあらず大臣の職は僅に一箇年の休息にて之に再任したること世人の驚く所なれ然りと雖も我輩の所見を以て平氣に事の次第を考ふれば決して驚くに足るものなし本來今の政府は二十年前舊幕府を倒して興りたるものにして其時に最も力めたるは薩長土三藩を主として肥前は之に亞ぎ四藩共に功勞藩と稱して政府重要な地位を占る者は日本國中必ず此四藩の士人に限るの慣行を成したり爾來歲月を経るの間には大臣の更迭も少なからず土藩肥

藩の如きは殆ど維新の功勞を忘れられたるの姿なれども獨り薩長に至りては則ち然らず今日に於ても其勢力は二十年前に異ならずして日本の政治は先づ以て此兩藩人に任じたりと云ふも可なり其事態或は不公平なるに似たれども天下の風潮に於て兩藩人が政權を執て苟も安寧なれば其安寧の間は之を便法として傍より惡むの道理はある可らず且又人生の情に於て凡そ自身に權柄を握る可き機會を得て之を辭したる者あるを聞かず浮世多少の譏譽に頓著せずして先づ好地位を占め以て威福を行ふこそ人情の常にして特に政治家の本色なれば薩長兩藩の士人が今に至るまで政府の地位を他人に授けざるは尤至極の事なりと云はざるを得ず此普通の人情を知らずして今の政府の當局者を目し獨り好地位を專にするは無遠慮なりなど窃に不平を鳴す者は隣人の富を羨で痴言を吐くに異ならず唯自から愚を表するに足る可きのみ右の事態なるが故に方今我日本國に政治家と稱する者は甚だ多しと雖も其政治家の中に就て政を談する者と政を爲す者と二様の區別を生じ政談家は幾年これを談するも爲政の地位に就くを得ず若しも強ひて地位を得んとすれば爲政家の驥尾に就て伴食するに過ぎず之に反して爲政家は片言會て政を談せざるも容易に政權を執る可し即ち今回の井上伯の如きも素より爲政部内の人なれば一箇年の休息は眞の休息にして復た舊の地位に歸りたるまでのことなれば毫も怪しむに足らず又驚くに足らざるなり左れば我爲政家の身分の堅固なるは斯の如くにして世間に如何なる政談あるも議論あるも更に憚る可きにあらず一度び維新の功勞を以て占め得たる其地位は恰も終身の地位にして他人の喙を容る可き限りにあらずと雖も抑も爲政の事たるや全く其本人の好心事を慰むるの快樂のみにあらず政權を得て種々様々の威福を行ひ人を悦ばしめ、人を悲しましめ、人を笑はしめ、人を泣かしむるが如きは隨分面白き事なれども其政事の美にして今世多數の喝采を博し天下後世に芳名を傳ふるも亦一快樂事なれば爲政家の繁忙中にも時に獨り思ふて

其良心に訴ふるは甚だ大切なることなる可し之を喩へば學者が著書以て理を論じ新聞紙以て世事を談じ之を内國人に示して是非を問ふのみならず廣く世界の公論に質して隠す所なく之が爲めに人を喜憂せしめ又時としては狼狽せしむるが如き秃筆一片長日を消しながら間接に威福を行ふものにして亦是れ一場の樂みなれども左ればとて學者の本分は問ふときは其行文に一點の私を交へず君子自尊の大義を守り眞理を叩き時事を論破し以て今日に益して後世を濟ふの義務を忘る可らず即ち是れ學者の學者たる所以なり故に井上伯が今回農商務大臣に任じたるに付き我輩の所望を云へば伯が自から自分の才智に致されて種々様々の新案を運らすを止め既生の害を去り繁文を除くを主として斯民を休養し今日の威福を弄んで一時の快樂を取らんよりも寧ろ百年の名を重んじて以て學者の爲に倣ひ君子を以て身を終らんと冀望に堪へず伯の身體屈強なりと雖も年少きにあらず必ず自から思案して自から發明することある可し我輩は今後農商務省の事務如何を見て伯の生涯を卜せんと欲する者なり(明治二十一年七月二十六日)

條約改正敢て求めず

第一

條約改正の事は年久しき談にして一昨年以来は談判も餘ほど進みたる様子に傳聞する折柄昨年の夏、突然中止と爲りしは實に驚入るの外なし如何にして其談判が進歩し又中止したるや改正に關する事項は固より外交上の機密にして他に洩る可き様もなく又我輩とても漫に臆測して之を記すことを慚とせざれば事項は一切不問に附し唯大體の形勢に就て之を視察するに抑も條約の性質たるや彼我兩國の間に通信貿易の事を約束し相互に其利益を謀るとは云ひなが

ら詰る處は、自國の榮譽利益を保護するものより外ならず、故に之を改正變換するに當り大に我れに利するときは彼れに損する所なきを得ず、彼れに厚からんとすれば我れに薄からざるを得ず、恰も品物を賣買せんとして其價を評するが如く過ぎて高きも過ぎて安きも賣買の一方に於て不當の損益ある可きが故に世界衆人の公評に附しても是れなれば相當なりと云ふ所にて價を定めざるを得ず、即ち條約改正の本趣意にして多年の談判は其評價の中に在りしや疑ある可らず、然るに一朝その中止と爲りたるは雙方評價の點を殊にして賣方の安しと云ふものは買方にて高しと思ひ買方にて相當なりと命ずる價は賣方にて損毛なりと稱し、左らば暫く賣買の相談を止むるの外なしとて扱は右の如く中止と爲りたることならん元來我輩は現行の條約に就き甚だ満足せずして其改正の必要を言ふと雖も左ればとて必ずしも分外の多を求るに非ず、唯世界各國普通の例に倣ひ獨立帝國の榮譽と利益とを失はざれば以て足る可きのみ尙に案するに政府當局の外交官とても此點に於ては我輩と所見を同ふし必ずしも望む可らざるの望を望む者に非ざるは固より疑を容れざる所なり、然るに事情止むを得ずして其談判の中に於て止みたるは之を賣買の事として彼我相對し孰れが不相當の價を命じたる者なるや、誠に氣の毒にして言ふに忍びざる可きながら其不相當の責は我れに在らずして彼れに在りと我輩は我國民と共に信じて窃に不滿の意を抱く者なり。

然りと雖も不如意は人事の常にして日常朋友の交際に於てさへも往々我意の如くならざるもの多し、況んや國と國と相對し錯雜至極の利害の中に雙方の所望を全ふせんとするに於てをや、尙ほ況んや西洋國と東洋國と其風俗習慣を殊にし其相知るの未だ盡さざる者が互に利害を言ふに於てをや、實際の不如意も實に勢の然らしむる所なれば我輩も最早今日に於ては強ひて此不如意を引直して直に意の如くならしめんとする者に非ず、智者ありと雖も勢には克つ可らず、今日

の不如意は是れ勢の然らしむるものなりとあれば之に觀念して慢に狼狽することなく不如意に逢へば不如意に處するの法を求め更に進で其手段を講ずること大切なれ、人事意の如くならずとて唯徒に退て愚痴を談するが如きは男兒の事に非ず、今日の日本國人は最早條約改正の談判中止を嘆息する者にあらざるなり、中止は百年の中止も敢て辭する所にあらず、條約果して改正せずして諸外國人の身に毫も痛痒なきか、果して然らば我輩日本國人も敢て忍で現行の條約を遵奉せんのみ日本國人は此條約の下に在ること既に三十餘年不滿ながらも之に堪へたる者なれば尙ほ今後も之に堪ふ可しと雖も然りと雖も其これに堪ふるや、今より改めて條約の明文を守り一字一句も違ふことなくして嚴重に之を遵奉せんと欲する者なり、既往三十年の慣行に従へば内外人の關係は一片の條約書を以て維持したりとは云へども是れは表面の法律にして雙方の情交漸く親密なるに従ひ法律の裏面には自から自由の存するものあり、殊に我國人一般の氣風として外客を敬愛し之に向て厚からんことを欲する好意友情は東洋諸國中出色の性質とも稱す可きものにして之が爲めに在日本の外國人は常に運動を妨げらるゝことなきのみならず時としては條約の正面より論ずるときは疑ふ可き舉動にても事に大なる妨なき限りは之を不問に附し悠々として來往交際したる其事實は我輩の言を俟たずして外人の自から知る所ならんと雖も今や我日本人の心事は一轉して復た舊時の悠々漠然を以て居る可らず、蓋し我條約改正の談判に當り幾歲月の討論の末、遂に中止に至りたるは我輩その談判の事項こそ知らざれども外國人は現行條約の文面を根據と爲し之より以上に進で日本に厚くするときは云々の要求ありなど、徹頭徹尾今の不完全なる條約を視て恰も天命の定めたるものゝ如くに認め其根據の一點より議論を發して思想の往來常に其範圍を脱するを得ず、舊條約が云々なれば改正條約は斯の如くなる可しとて日本國の文物民心の如何を視ずして日本條約の文面のみを讀み世態人情を外にして

法律約束のみに依頼し冷淡の談判遂に不調に終りしことならんと我輩の敢て信ずる所なれば此上は吾々日本人も更に覺悟を改め外國人に接するには都て情實を離れて簡單を主とし單に冷淡なる條約の明文を守り之を實際の事實に照らして一字一句も違背するなきを勤るのみ之が爲めには外人も往々不自由不愉快を感ずることもあらん先方の所思は兎も角も主人たる吾々の情に訴へて如何にも苦しき次第なれども彼れが自から招く所の不自由不愉快なれば又如何ともす可らざるものなり

第二

我輩が外國人に接して其言を聞き又外國の著書新聞紙等を讀むに何れも日本の近事に關しては之を稱讚して驚く可き進歩と云はざるものなし蓋し驚くとは事の意外に出たるを表するの文字にして三十年前開國の時には外國人も日本の有様を目撃して不文未開の一嶋國と認め其國民の風俗甚だ固陋にして迎も容易に文明の門に入る可き種族に非ずと思ひしものが何ぞ料らん其嶋民は最も文明を悦ぶ者にして自から奮發して國事を改革し文明の事を行ひ文明の人に交り改進の一方に熱して餘念なき今日の事情を一見し其事の豫想外に出たるを驚くものならん吾々日本人の所見を以てすれば我國事の缺點尙ほ甚だ少なからず外國人の稱讚に逢ふ毎に溢美敢て當らずと窃に慚愧を催ほし今日正に進歩を謀る最中にして決して今の事態に驚く者にあらざれども開國の當分に外人が我内情を知らずして一概に不文未開の種族と認めたる其眼を以て今を視るときは驚く可きもの多きも亦謂れなきに非ず之を要するに三十年前外國人が日本の價を評したるは其眞を誤りて低きに過ぎたるものと云はざるを得ず或は又當時の日本は實に不文未開にてありしものとすも前後を比較すれば今の日本は外人の評論の如く驚く可き進歩なるが故に爰に彼等をして其心事を一轉せし

め今日の日本の進歩を日本の常態と認め會て驚くことなからしめなば三十年前の不文未開こそ却て驚く可きことなれ吳下の阿蒙にあらずとて人物の發達を驚くも其發達したる人物を其人の當然として昔時の阿蒙の凡庸なりしを驚くも其驚くの實は同様なればなり左れば現行の條約は如何なる性質のものなるやと尋るに外國人が日本を視て其不文未開に驚きたる時代に議して之に適當せしめたる約束なるが故に其約束も亦時代と共に驚く可きものに非ざるを得ず道理の最も明白なるものなるに然るに外國人は今の我進歩改進の實を驚きながら彼の不完全なる條約の驚く可きを驚かずとは我輩の解する能はざる所のものなり吳下の阿蒙の發達を驚きながら之に接するには舊阿蒙の御法を以てして平氣なるものゝ如し我輩は唯その不條理に驚くのみ前節に云へる如く外國人は日本に接するに其文物民心の如何を視ずして唯既成の條約文を讀み其文面に拘泥して心事を他に轉ずるを知らざる者なりと評するの外なし若しも文物民心の邊に注意して世界中の諸國を通覽したらば其國の法律なり又習慣なり文明の點より見て日本の現狀に下ること幾等にしも尙ほ能く萬國對等の條約を結びたるものは多しと雖も唯この諸國は幸にして既成の條約完全なるが故に其完全のままに従ひ日本の條約は本來不完全なるが故に其不完全の根本に據りて尙ほ不完全なる改正を施さんとする者なる可し事ここに至れば吾々日本人は敢て不完全なる改正を求る者にあらずと雖も外國人の爲めを謀りて一言せんとする其次第は本來條約改正の事たる日本人が主人の地位に居て之を談すればこそ我利益を謀るが如くに聞ゆれども改正の利益は必ずしも我一方のみに歸するに非ず外人をして其素志を達せしむることも亦甚だ大なる可し當初條約を結ぶ時に外國の使臣を始め其國人一般の所望は我全國を開放して自由自在に内地に入り商人は商賣を自由にして學者は聞見の道を廣くし宗教家は其教を傳播せんとて我政府に迫りたれども當時封建の時代人心も穩かならざれば暫時猶豫とて恰

も日本人より請願して再三再四問答談判の末左らば各港に外國人の居留地を限りて其以外に住居を禁じ夫れにては餘り窮痛なるが故に遊歩鬱散の爲に居留地の周圍十里四方は往來を許す可し左れども是れは所謂遊歩の規程にして此規程内には商賣を禁ずるのみならず止宿も相成らずとの約束にて外國人の心には甚だ不滿ながら當時我政府の困難を推察して漸く此約束に服したる次第なれば例の改正論にて是等の制限を解くは外人の本意にこそあれども今は其外人が却て蟄居の風に慣れたるか或は其蟄居中自から自由の存するを味ひ得たるものか今日の所望は三十年前の如くならずして現行の條約に甘んずるのみならず他より之を促がして其自由の運動を許さんとすれども之に應ずるの意なきは時勢の奇變として見る可きのみ

第三

我輩の所見を以てすれば條約改正は單に我國の利益のみならず開國の當時に立戻りて其時の事情を想起せば外國人も今の驚く可き條約を改正して豫て得意の自由を逞ふこそ自家の素志を達して満足なる可しと思へども今は却て此條約に執著して不自由に甘んずるものゝ如し甚だ不審に堪へざる次第なれども我輩が窃に裏面の事情を推察すれば其不自由中自から自由の存するものありて敢て之を公にはせざれども先づ以て其邊に満足して改正の勞を辭するものなりと斷定せざるを得ず固より我輩の臆測推察にして漫に明言は憚る所なれども若しも此臆察をして大に違ふことなからしめなば我輩は今日を期限として心事を改め外國人をして従前の如く其公然たる不自由中に隱然たる自由を得せしめんと欲する者に非ざるが故に先方に於ても少しく覺悟ありて然る可しと敢て忠告する所なり抑も外國人の來りて和親貿易の條約を結ぶや其目的一にして足らず雙方の有無相通じて商賣上の利を利せんとするは論を俟たず學者が

新開國の新人に接して西洋文明の主義を教へ又東洋の論理を聞き其技術を學び其社會の組織を知り得て歸るも無限の樂事ならん、又宗教熱心の士人が異教異俗の國土に來り其教義を傳へて遠方の兄弟姉妹を教化するは天に對するの義務ならん凡そ是等の目的を達せんとするには廣く日本の内地に往來して自由に其人民に接すること最第一の要にして區々たる彼の居留地内に蟄居し僅に十里四方に往來するが如き有様にては迎も叶はざる次第なれども幸にして今日に至るまで渡來の外客をして大に其望を失はしむることもなく貿易は次第に繁昌し、文明の主義は都鄙に流行し、宗教傳播の如きも日に其區域を弘むるの成跡を得たるは前にも云へる如く我日本人が外國人を敬愛して政府も亦外交の親睦を重んじ官民恰も協力一致して彼等の自由を助け苟も外客に便利とあれば條約の許す限りは之を盡して好意を表するのみならず時としては許す可らざる事をも默許に附して問はざるが如き微妙の際に雙方の情を通じ條約の公文の外に一種德義上の交際を開き以て今日に至りしことにして其交際は實に外國人に利するのみならず我國人も共に德澤を蒙ること少なからざれば我輩に於ても平生欣喜する所なれども彼の條約の改正に當り外國人の所望は甚だ大にして望む所を得ざれば現在の條約を其まゝにて苦しからずと云ふが如き風情にして其思想の往來都て今の條約の邊を離ること能はざるものなれば此方に於ても今は止むを得ず雙方の利益を顧みずして單に條約の白文を守るの外ある可らざるなり例へば條約に外國人は居留地に住居とあれば如何なる事情あるも其境界の外に住居滞在を許す可らず遊歩規程は眞に遊歩の爲めにして十里四方の地を自由に往來すればとて此に滞在は禁制なり況して商賣の目的を以て物を賣買するが如きは決して許す可らず、病氣養生の爲め若しくは學術上研究の爲めに内地に旅行を欲する者は特に免許を得るの約束あれども其これを許すや必ず眞實の養生又研究の爲めならざるを得ず、都て是れ唐突の奇事にあらず正し

く現行の條約に従ふものなれども従前の實際を見れば事の裏面は往々然らずして變通の道あるものゝ如し外客中無病健全にして轉地養生する者あり、學術に縁なき人にして研究の爲めに旅行する者あり、居留地外の住居難しと雖も日本人に雇はるゝの名に依頼して之を容易にす可し、嘗に住居のみならず傳聞に従へば居留地外に地所を買ひ家屋學校又は禮拜堂の如きものを建立する者さへ少なからずと云ふ此事或は眞實ならん其證據には右地所建物の主人を尋るに大抵は資産厚からざる日本人なればなり、學校禮拜堂の如きは姑く差置き近年は外國商人が資本を卸して日本人は其組合と爲るか又は之に雇はれ日本人の名を以て内地に開店する者さへありと云ふ何れも變通の甚だしきものなれば其事實を糺して反正の處分あらんこと我輩が敢て當局者に向て促す所なり又居留地は如何なる性質のものか其議論は他日に譲り従前の慣行にては殆んど我法律の及ばざるものゝ如くに視做されたるに付ては様々不都合の事共少なからず些細の事なれども馬車人力車乗馬の如きも其一箇條にして序ながら言ふ可きものならん吾々日本人は車馬の税を拂へども外國人には其沙汰を聞かず蓋し彼等は居留地の車馬なるが故に無税なりと思ふことならんと雖も我輩に於ては決して之を許さず凡そ日本國土を往來するものに脱税はある可らざれども假に一步を譲り居留地内に在る車馬は日本政府に對して無税なりとの無法論を許すも其車馬が居留地外に出るときは如何せん尙ほ其出點が居留地なる故に内地を奔走しても免税なる可きや無理の明白なるものなれば我輩は斷じて其課税を促すものなり此類の事を吟味するときには記す可きもの甚だ多かる可し細事を論ずるは穩かならざるに似たれども細々積で大利害と爲る可し等閑に附す可らざるなり

以上は都て之を論ずるに愉快ならず我輩の本意は全國を開放して外人と雜居し内とも云はず外とも云はず自由自在

に實際して主客の隔意を去り優劣の妄想を脱し悠々として天與の幸福を共にせんと欲する者なれども現行の條約を改正して此有様に進まんとするには内外雙方の所望相投するを得ずして外國人の意見は今の條約の邊を去るを好まず或は大に改正せんとすれば他に大に所望を提出して詰り舊條約にても苦しからずと云はぬ計りの様子なれば吾々日本人も之を時勢の不幸と觀念して強ひて改正を求めず唯條約の明文を守ることを決定し従前これを守るに等閑なりし箇條を改め自から警めて怠慢の譏を免かれんと欲するのみ(明治二十一年八月三十一日より九月三日に亙る)

内閣責任の有無如何

明治二十三年には國會を開くと云ふ其憲法の公布なき前は如何なる國會を見る可きや知る者なしと雖も爰に我輩が最も關心する所は國會を開いて日本政府の内閣は政治上に國民に對して責任あるものか但しは責任なきものか二者その孰れに居るかの一條なり今の内閣は王政維新の功臣を以て組織し假令へ直に功臣ならざるも自から其筋より出身したるものにして維新の勳功は政府に無上の重きを成し大臣の地位を占るも時としては其人の技倆如何を問はず經濟に明なる者必ずしも大藏大臣たるに非ず法學に精はしき者常に司法大臣たるに非ず其他文部なり海陸軍なり又何省なり其長官たる者は果して其省の事を修業し研究し之に熟達して其地位を得たるものには非ざるが如し之を事實に證せんに維新以來一人物にして數省の長官に轉任したるもあり又或は純然たる武人にして尋常の文事に當るもあり諸外國には先づ事例も少なき所なれども我國に於て然るは之を維新勳功の餘勢に歸せざるを得ず或は之を評して勳功の門閥と云ふも可ならんのみ此事たるや甚だ道理なきに似たり政事も等しく人間世界の仕事なれば由緒門閥などは問ふ可き限

りに非ず唯その仕事に適當する人物を擧げて之に事を托して然る可きが如くなれども扱その人間世界なるものが至極道理の行はれ難き世界にして實際に施政上の巧拙得失は兎も角も政府の上流に居る者に維新勳功の光なければ其人に重きを歸せざるの風にして今日に至るまで功臣の類を尊重して政治社會の上に置き何等の風波もなかりしは其人の爲めに目出度く又國の安寧の爲めにも目出度かりしと云はざるを得ず故に日本政府の内閣が國民に對する關係を見れば徳義上はいざ知らず法律に於ても習慣に於ても毫も責任なきものにして一令下だり國民に不便利とするものあるも政府にて便利なりと認るときは國民は之を如何ともす可らずして内閣は其便不便利に付き責に任ずるものにあざれば不便なりとて咎めらるゝことなし常に咎められざるのみならず若しも世上にて施政の是非得失を漫に談論して政府に不便利なりと思ふときは特に法例を作りて其談論の道を禁ずるも可なり即ち今の新聞條例集會條例の如きものにして何れの點より見るも内閣は國民に對し唯徳義上の會釋あるのみにして其他は毫も責任なきものと知る可し

右は我維新以來の事實にして其利害論は姑く擱き今度開く可き國會に於て内閣が果して責任内閣と爲る可きか若しも然るときは政治の大變革にして大臣以下政治員(常任書記俗吏の如きは此限りに非ず)は國民を代表する國會議員の決議に従て施政の方向を定む可きは勿論、若しも内閣と國會と意見相投すること能はずして國會の多數常に内閣に反するときは内閣員は路を避けて其席を國會に讓らざる可らず即ち各省の大臣は無論これと主義を共にする官吏は悉皆辭職するの外なし國會に不慣なる日本人の見る所にては隨分目覺ましき奇觀ならん或は内閣は無責任にして國會の決議が如何なるも其議を採ると採らざるとの權は内閣に一任し雙方偶然に意見を同ふすれば好都合なれども或は然らざる場合には國會の決議も内閣の不認可と爲り施政の方向は矢張り執政者の隨意たる可し即ち國會は唯下問の府と云

ふ可きのみ是れ亦今の在野政治家の豫期する所にあらざる可し左れば内閣をして責任あらしむるも又責任なからしむるも兩様共に其成跡を見れば國民を驚かすに足るもの多かる可し仄に聞く所に據れば憲法も來年早々發布す可しとのことなれば其時には前條の問題も何れとか分明に決することならん我輩は天下の人と共に待設る所なれども又退て考れば今日の時勢に於て憲法の一發果して能く此問題を分明ならしむ可きや疑なきを得ず所謂漸進急進の岐路にして憲法は先づ以て漸進の歩に従ひ數年の後には自然責任内閣風に推移る可きも當分は云々とて有責任の如く無責任の如く其文の解釋次第にて説を作す可きやうのものにはあるまじきやと臆測するも亦一理あるが如し然るときは國會開設の初めは憲法の解釋論に忙はしきことならん或は國會は憲法の解釋に付き問答を盡し尙ほ進で其憲法に改革案を提出して之を決議するの權あるやなきや是れ亦重大なる問題なり尙ほ其外にも想像を逞ふして自問自答すれば問題は多くして涌くが如し憲法の發布に近き今日油斷す可らずとあれば想像も亦無益ならざる可し(明治二十一年十月二十七日)

政府に於て國會の準備は如何

第一

明治二十三年の國會に付き世の學者論客は頻りに國民の注意を促がし國會の準備は如何その覺悟は宜しきや、政治の思想養はざる可らず、政社の團結にせざる可らずなど、如何にも深切丁寧なるが如くなれども今の政治の根本なる政府に向て却て忠言を呈するもの少なきは亦不思議なりと云はざるを得ず蓋し政府に關する事を言へば條例に觸るなどの恐を懷て自から控目にするの事情もあらんなれども論者の衷心に害惡の意を含むことなくして心の底より誠

なるに於ては假令へ其言論の端に多少の波瀾あるも政府の來て咎るなきは従前の事實に證しても明白なる所なれば我輩はこゝに國會開設準備の事に付き敢て現政府に向て注意を促さんと欲する者なり本來今の政府が國會を開かんとするは如何なる趣意に出でたるものか第一我輩の容易に解すること能はざる所なり明治政府の基礎は十分堅固にして國中恐るゝに足るものなし國民等が一時熱心して國會開設請願など喋々したりとて之を度外にして顧りみざるも實力の一點に於て毛頭不安心の廉なきは人の知る所ならん又權力を欲するは政治家の常態にして現政府の當局者も亦是れ日本國中の政治家なれば自から求めて自分の權を殺がんとするが如き奇行を働く人物にもあらざる可し然らば則ち既に政治上の權力を好むの心ありて又其權を維持するの實力に乏しからず何を苦しんで國會を開き以て自から好む所の政權を割愛するや之を普通の人情に訴へて解す可らず如何にも不思議にして是れには何か政府の内部に深き事情の存することならんと推察すれども其事情を言ふも都て臆斷に過ぎざれば今敢て之に論及せざるのみ兎に角に國會開設は明治初年來の因縁に由り不思議にも衆庶會議の道を開くことなれば現政府が國民に對するの關係は政治上の自由これより大なるものなしと云ふ可きのみ

右の如く日本の國會は不思議の因縁に胚胎したるものなれども今日と爲りては事既に定まり最早や動かす可らざるの勢なれば明後年はいよいよ開設に相違なしとして扱その時に當り現政府の内閣は自から處すること如何す可きや曾て我紙上(十月廿七日社説)にも記したる如く年來の事勢より視察すれば内閣は政治上に國民に對して責任あるが如く又なきが如くなる其間にも先づ實際は無責任の方に傾くならんと豫期せざるを得ず如何となれば現内閣は二十年の久しき政權を握り無事に政府を維持して施政上に熟練したるものなるが故に俄に之を他人に渡しては危しとの掛念も

あり又その掛念は兎も角も既に握りたる政權を維持せん爲めには名義に於て無責任なるこそ利益なりと思ふ可ければなり左れば内閣は唯天皇陛下に對し奉りて責任あるのみ國民に向ては施政得失の責に任することなしとするも其地位は之に由て安心なりやと云ふに我輩は容易に然りと答ふるを得ず今その次第を云はんは古來我國の政府が政治上に國民に對して責任なきは勿論、責任云々の意味を解する者さへなく政府の上より如何なる政令を布けばとて之に對して不便不利を言ふを得ず假令へ之を言へばとて法律にも習慣にも曾て其效なくして政府は誠に安全なると同時に雙方の間は德義の情を以て繋ぎ民は政府に忠を盡し恩に酬ゆると云ひ、政府は民を御して之を休養すると云ひ天下一夫も其處を得せしめざるなしと云ひ、政府は民の心を以て己の心と爲すと云ひ、民の休戚は政府の休戚なりと云ひ、凡そ官民の關係に付き德義上の美言は文法の許す限りに用ひ盡して遺す所なく其體裁甚だ美にして時としては事實迄も美なるものあり又時としては表面のみにして内實は然らざりしものもあれども兎に角に一般に唱ふる所は德義の一偏にして政府は恰も恩徳の府なるが如し幾千年の古より徳川の政府を終るまで同一色の筆法に従ひ王政維新の新政府に至りても千年の習慣は忘る可きに非ず政府が德義を以て政を施すの意あれば人民も亦その澤に浴するの依頼心を懐き官民の間柄は恰も親子の如くにして官吏も人民も之を公言して憚らざるのみか却て是等の事情に安んじて得々たるは現に今日の實際に於ても見る可き者少なからず即ち其成跡は如何と尋るに政府が國民に對するの責任をして非常に重大ならしめたるものなりと云はざるを得ず政府は果して民の心を以て己れの心と爲し民の休戚を以て自家の休戚と爲すか、然らば即ち國會は國民全體の心を代表し其休戚の實狀を呈する處なれば政府は一も二もなく國會の言ふ所に從て政令を施さざるを得ず假令へ法律上に其義務なきも數千年來日本の政府が國民に約束し今日に至るまで官民共に信じて疑

はざる徳義上の責なれば天下の人情に對して之を免かる可らず左れば國會を開いて現内閣が假令へ無責任の地位に立つも其無責任は唯法律上の談にして別に存する徳義上の責任は決して免かる可らず蓋し此責任は特に現内閣の製作したるに非ず古來日本に行はれたる徳義政府の餘業を継ぎ不言の間に國民と約束したる者にして今度開設する國會こそ其約束の有效無效を糺すの試験場なれば今の内閣も決して油斷す可き時節に非ずあらゆる方便を盡して議場に内閣黨の多數を制するの用意專一なる可し

第二

國會開設に當りて現内閣が國民に對し施政上に徳義の責任ある次第は前節に其大意を述べたれども今その意を擴めて云はんに日本の徳義政府は公言又は不言の際に斯民を休養すと云ひ又民の心を以て政府の心とすと云ふたり蓋し此徳言たるや數千年來無責任の政府たりしが故に時に或は實に過ぎたることなきにあらず例へば天下に貧民の貧なる者は甚だ多くして難澁至極なりと雖も古の徳義政府は先づ之を言はずして一部分に安樂なる民狀を稱揚して鼓腹擊壤など囃立て遂に一步を進め、萬民生活に苦しまずして安樂なるは政府の力に由て然るものなり、政府は萬民をして安樂ならしむるの義務あり即ち政府の責任なりと云ひしは畢竟政府が事實に無責任なるが故に斯く口を放たることならん之を喻へば金満家が無法に金を掠め去らるゝ氣遣なきが故に我れは無慾なり金は愛しむに足らずと云ふに異ならず故に古代の徳義政府も民の疾苦に對して責任ありと云ひしは時として唯その當座の挨拶に止まること多しと雖も百千年の間に此筆法を以て人民を教育し明治の今日に至るまで依然として唯政府の徳澤に依頼せんとする此人民の心に照らして國會の有様を見たらば其感ずる所如何なる可きや假に内閣より新税法の議案を國會に提出したりと想像せんに議

場開けて原案の説明委員が一應之を説明し終るとき一議員の起立して辨する者あり云く今回政府が何々の費用の爲めに金を要するとは固より焦眉の急にして其請求する所一應は理由なきに非ざれども従前國民が政府に對する負擔は既に已に輕しと云ふ可らず其實際を示さんに明治何年以來全國の殖産に著しき進歩を見ざるのみか工商不景氣の嘆聲は各地方に喧しく小民は勞働の仕事なくして坐して飢寒に迫まり租税不納の爲めに公賣處分に掛りたる者の數は斯の如し尙ほ甚だしきは全國各地より餓死者の報告さへあり之を一讀して慘狀想見る可し然るに顧みて同年以來政府の税目を増加したるは云々の數なり理財の權衡を得たるものと云ふ可らず左れば此何々費の急要は實に急なれども本員の意見を以てすれば現今政府の費目中に節減す可きもの甚だ多し例へば何々何々の如し故に政府が果して何々費の急を避く可らざるものとするの決心ならば新に之を國民に課せずして政府部内に求めて綽々餘地ある可し且政府たるもの、本色は斯民を休養し、民の心を以て政府の心と爲し、民間の疾苦を以て政府の疾苦と爲すに在り、今日の國民は休息するに違あらず、今日の民心は新税法を厭ふ者なり、今日民間の疾苦は見るに忍びざるものなり、依て本員は原案全廢を發言するものなり云々と雄辯滔々立派に理窟を述立る中にも俗に云ふ泣言を交へて暗に人民の依頼心を引起し只管御上の御慈悲を願ふと云はぬ計りの口氣にて満場一致總起立と想像せんに政府も既に提出したる議案のことなれば一應の否決に満足す可きにあらず之を再議に附し三議に掛け押返し捻戻して果ては政府と國會との間に男子の意氣地、退く可らざるの立引と爲り其場合に至れば流石法律に無責任の政府なれば國會の否決も不認可にて局を結ぶ可しと雖も全國民心の感ずる所は必ず愉快ならざることならん如何となれば此議論の本は新税法の可否に生じて國會は民力に堪へずと云ひ政府は然らずと主張し國民を代表する國會議員は自から斯民を休養せられんことを願ひ政府は休養する

に及ばずと云ふものにして百千年來日本政府が苟にも公衆に對して公言したることなき内意を明にするの姿なるが故に民心を驚かすこと大なる可ければなり抑も世事の裏面を視れば人間は随分身勝手なるものにして自利を思はざるものなし故に彼の新税法の如きも政府は之れに由て大に事を起して云はゞ自家の門戸を張らんとし國民は一錢にても負擔を免かれて安樂を得んと欲することなれば誠に珍らしからぬ世相にして國會未だ開けざるの時代なれば税法も滑に行はるゝことある可し假令へ或は其新税の爲めに難澁する者あるも廣き日本國中これを心頭に掛けずして穩なる者もある可ければ新法果して民情に適したりと稱して夫れにて天下太平なりと雖も扱國會を開いて恰も國民と相會し青天白日、公衆の見聞する處にて恩德政府の名を專にしたる其政府が仁義を言はずして利を言ふの要用に迫るとは誠に難澁至極なりと云ふ可し西洋の古き立憲國なれば仁義などの沙汰は既に過去に屬して單に官民即ち在朝黨と在野黨との利害のみを争ひ雙方の關係却て淡泊なれども我日本國の事情は進で利害を言はんとして又退て仁義の筆法を忘る可らず正に其變遷の途中に彷徨する姿なれば明後年國會開設後の内閣は假令へ法律上に國民に對して無責任なるも徳義上に責任の重きは世界各國に比類なく地位の最も困難なるものと豫期せざる可らず今の内閣員は果して此邊にまで思案して既に其説を得たるか若しも然らざるに於ては我輩は之を評して國會開設の準備尙ほ未だ到らざるものと云はんと欲する者なり

第三

國會開設後の内閣は假令へ法律上に國民に對して責任なきも徳義上に責任の重きものにして其重きは世界各國に無比なりとの次第は前節に之を述べたり故に現内閣が明治二十三年後に尙ほ依然として其政權を維持せんとするには是

非とも國會に於て内閣の味方を多くし常に多數を制して施政の根本を堅固ならしめざる可らず如何となれば國會の議場に於て常に内閣に反對する者多くして決議毎に之を不認可に附するが如きは妨げなきやうなれ共左りとは例の徳義上の責に任ぜざるの譏を免かれ難くして天下の人心を繋ぐに足らざればなり依て案するに憲法の組織は今全く政府の權内に在るが故に此憲法を以て國會議員の議權を狭くし議員が何ほどに政府に反對するも其權限の内に運動する間は政府の施政を妨げ得ざるものと爲すなども自から一説なり即ち子供の家の内に運動するは之を禁ず可きに非ざれども其運動の場所を一室に限り此八疊の外に出ることは相成らずとして一室内に大切な物を置かず何ほどに騒ぐも家内の秩序を紊るに足らずと安心するの趣向にして例へば議員が法律を議するも既成の法を變換するの權なし、歳出入の事に就ても既往の定數を減ずるの權なしなどの制限を定め其制限の内に發言討議を自由ならしめ以て議場の圓滑を成すが如きは案じ得て随分巧なるものと思へども又退て考れば凡そ人間の智巧には限りあるものにして是れは妙案なり他人の得て揣り知る可き所に非ずと自から信するものにて何ぞ料らん他人も亦大抵人間並の人物にして此方の智巧を推測する丈の智巧を具ふるが爲め折角頼切たる妙策も往々齟齬すること多きを常とす左れば右の一案は本來人に接するの誠にあらずして純然たる策略に出で云はゞ人を悪しきものとして之を迎へ、策を以て之を御せんとするものなれば苟も國會議員が小兒にあらざる限りは彼等も亦様々に策略を運らし恰も策を以て策に當るの間柄と爲り却て紛紜を引起すことなきを期す可らず依て爰に第二策を案するに國會開設の上にて國民の望む所、即ち議員等の言はんと欲する所は理もあり非もあり公明正大なるもあり自儘勝手なるありて種々無量なる可き其中に就ても差向きの所望は言論の自由と今一步を進めて著實なる情願は政費の節減と此二箇條なる可しと我輩の今日に想像する所なれば若しも

此想像にして大に違ふことなくば政府は其機を見て早く謀を爲し國民の將さに訴へんとするに先んじて施政の方針を改め言論の道を開くと共に大に政費を減じ國會開場の日に議員等をして言はんと欲して口實なきに苦しましむるが如きは所謂先を制するの妙策なる可し此事たるや至難に似たれども亦大に然らざる其次第は今の日本國民は頻に言論の自由を求るが如くなれども實は飢えたる者の食を求るに異ならず平生食物に不自由すればこそ我れは一時に三升の飯、十斤の肉を食はんなど口にも唱へ顔色にも現はるれども扱これに十分の飯と肉とを授くれば口腹の慾に限りありて其放食前言の如くならざるのみか如何に飯山肉林の間なりとて見榮もなく貪りては人の見る目もあればとて却て自から制するは即ち人情の常なり故に言論の一條は唯その極端の狂暴を防ぐばかりのことにして他に差したる心配はなかる可し次の政費節減の問題に至り是れも今の人民の情實を察するに國中隨分饑寒に迫りて難澁する者も多からんと雖も其訴る所は必ずしも饑寒の難澁のみに非ざるが如し貧富不平均は人間界に免かる可らざる數にして國の文不文に論なく何處も同様のことなれば日本國民に限りて獨り不平を鳴らす可きに非ざれども實際に不平論の喧しきは官途の生活と民間の生活と相對して其利不利の相違餘りに甚だしきが故の病なりと我輩は窃に之を診斷せざるを得ず政府の筋に於ては官吏の數甚だ多くして其事務は甚だ少なく之を平均すれば三名にて辨する仕事を十名に任ずるが如き閑散なる勤務にてありながら其俸給の所得に豐なるは他に類例を見ず月に何百圓、年に何千圓の大金を所得して衣食に不自由なきのみか日本國中榮華奢侈の快樂は獨り官途に在りとまで言囉さるゝ程の次第にして扱その勤務を問へば暑中月餘の賜暇に平生も一週間に一日半を休み、朝の出頭夕の退出悠々として以て家事を視る可し、以て宴席に會すべし、以て遠近に旅行す可し、以て都下に風月を楽しむ可し之を彼の民間の商賣社會に離礙して時是れ金なりとて心身を勞

し尙且つ生活の安からざる者に比すれば實に天淵の差にして而して其天上の樂園は近く眼前に在り淵に潜伏する人民として羨む勿らんと欲するも其徳心の程度に於て得べからざる所なり故に今の天下の輿論に於て政費節減の問題は人民が自家の衣食の艱難より起りたる主觀の論よりも寧ろ官邊の盛事を羨むの客觀に生じたる不平なりと断定す可き性質のものなれば政府の施政上に止むを得ざる國費をば國民に課して以て政權を張る可きは當然のことにして其邊には妨なしと雖も民心を和して其不平の口を鉗するの策は唯速に官吏の數を沙汰して實際に要用の部分のみを残し其跡に残りたる者にては俸給を半減にし又四半減にして之に苦役を命じ殊に上長官の如きは全く無給にして私産に衣食するの組織に改め天下の民をして官途の仕事は錢の點に於て羨むに足らずとの念を起さしむるに在るのみ是等の主義は必ずしも我輩の新發明にあらず冗官を省き繁文を除き節儉を主とするとは政府の常に公言する所なれば其公言を實にするまでのことなれば我輩は現政府の爲に謀りて其實施の奮發を促さざるを得ず政府が一度び爰に決斷して政府部内を洗除し以て明後年の國會を待つに於ては開場第一に議員等は何事を論ず可きや些々たる議案の文字章句を討議するなどにて事を終り大切なる問題に就ては言ふ可きことなく場中寂として議員は恰も病氣全快の後に來診したる醫師の如くなる可し其手持不沙汰は醫師たる議員の爲めに少しく氣の毒なれども病氣に似たる現政府は誠に目出度き次第にして常に國會議場に多數を占め無病安全に其地位を保つに足る可し殺風景に論ずれば政府の實力は國會の多言を制するに餘りあり憂るに足らざるが如くなれども人に交るは馬を御するに異らず力を以て之を鞭つは情を以て之を馴らすに若かず即ち政治の文なり又勇なり大勇は無勇に似て其功を成すや美なり苟も政府に實力のあらん限りは其力を用ることなく消極の柔を以て積極の剛を制し我無慾を以て他の多慾に勝ち以て長く國安を維持せんこと我輩の飽くまでも祈る

所なり（明治二十一年十一月十三日より同月十六日に互る）

政 談

我時事新報は常によく政事を語ると雖も世の政黨に與みするものに非ず況んや政治家の機關たるが如き誓て爲さる所にして何人にも左袒せず何主義をも賛成せず唯時事新報の思ふ所に相投するものあれば其人を譽め其舉動を稱讚し其相投せざる場合には時に或は忠言勸告を試ることあるのみ畢竟政黨熱界の外に居て悠悠政治を談するものなれば政治家の官私を問はず其主義意向の變轉することあるときは新報の所見に従ひ之に向て評論を異にせざるを得ず故に昨日の新報に稱讚したる政治家にても今日の紙上に於ては然らざることある可し今日の紙上に不平の言を呈したる舉動にても明日これを改れば亦隨て大に同意を表す可し時事新報の眼中人なし唯主義意向の我に同じき者を容れて一時の論友と爲すのみ凡そ文明社會の政黨なるものは施政上に一種の主義を定め例へば米國の政黨にて合衆（レ）パブリカ（ン）と共和（デ）モクラツト（）と二様に分れて理財商賣上に各々其見る所を主張し甲は保護政策を執り乙は自由貿易を利なりとするが如き何れも其目的とする所は民利國益より外ならず之を論じて勝敗を争ふは政治家の本分にして公明正大我輩の見て以て稱讚する所なれども扱その政黨の人数も随分多きことなれば其中には公明正大ならざる者もある可きのみならず政黨と政黨と相對峙するの場合に勝利を欲するは人情自然の勢にして之が爲めには時として無理なる事をも無理ならずとして押立ざるを得ず其極端に至りては國勢の實際に行はる可らざる事にも我黨に於ていよく政權を握るときは屹度云々す可しとて恰も天下萬民に約束しながら實際に臨んでは果して云々ならざるものあり酷に

云へば政治家の違約なれども是れは姑く擱き爰に今一層甚だしきは自黨に勝利を得んが爲めにとて在朝在野の兩政黨が相互に他黨の人の私を犯し其私事を發て以て自から利せんとするものさへなきにあらざる英國にてチャールズ、ヂルクの艶罪の如き米國にて大統領候補者の私書を探り得て之を公にし以て其人の私徳に傷けんとするが如き此邊の極に達すれば我輩も政黨の運動に付き少しく厭惡の情なきを得ず我日本國の人情は今尙ほ左までに劇しきものに非ざるが故に政黨の性質も自から穩ならんかと思へども又一方より考れば西洋文明の流行、善にも惡にも西洋風とて遂には彼の政黨の最も厭ふ可く惡む可き部分までも之を模寫し來りて政治上の勝を制する爲めには如何なる策を施すも憚るに足らず政治上の詐は詐に非ず、政治上の違約は違約に非ず、虚飾も方便なり罵詈譏謗も權道なりなどゝて凡そ政黨に與し政治家の機關たる新聞紙等は相互に次第に熱度を増して自黨を防禦し他黨を攻撃するに忙しく却て事實を報ずるの暇を得ずして天下人事の眞面目は遂に之を視るに由なきが如き不幸はなかる可きやと我輩の過慮ながら今より心配する所少なからず即ち我時事新報が斷じて政黨の外に獨立して敢て天下の正を以て自から居り自から慎んで偏見を避ると同時に亦以て國論の標準たらんことを期する所以なり

右の如く我輩は政を談するに唯謹慎以て偏見を避るのみにして之を談じて生活と爲すに非ず之に奔走して名利を求るに非ず吾々一身の爲めを謀れば政治の外に樂事甚だ多く社會の風光これを傍觀するも至極面白くして我心情都て淡泊なるに似たれども然りと雖も凡そ一國民として其國に生々する限りは又隨て政治上に正當の權利ある可き筈にして之を護るは國民たるの本分なるが故に苟も他人の來て此權利を害せんとする者あるに於ては言論にても事實にても決して之を黙々に附することなく力を盡して防禦せざるを得ず即ち我輩自衛の政談にして復た他に向て會釋するに迫あ

らざるなり故に政府に入て政を執る者にて野に在て政を談ずる者にて日本國民たる我輩の身に正當なる政治上の權利を妨げざる限りは我れより起て之に敵對することなきは勿論なれども不幸にして然らざる場合には我輩も亦俗に所謂無心佛にあらざれば臨時の覺悟なきを得ず朝野の政治家は時事新報を視て敵とする勿れ又友とする勿れ其敵たり友たるの原因は新報に在らずして正に諸彦の主義意向の如何に在て存するのみ近來は世間に政黨の沙汰も漸く喧しき様子なるに付き一言以て我輩の所思を述べて多事の際に生ず可き誤解を今より豫防するものなり(明治二十一年十一月二十八日)

現政府の地位

凡そ天地間の物に破るゝもの多し其原因は外より來るが如くなれども内に破る可きの釁あるに非ざれば外力も其働を逞ふするに由なし皮膚弛緩して風邪に犯され胃の消化力不完全にして虎列刺に罹るが如き皆人の知る所なり又古來歴史上の籠城を見るに攻るは難くして守るは易きか大軍を以て孤城を圍み城中の小勢、能く數箇月を支へて落城せざるものあり高松の籠城長篠の籠城の如き其事例にして秀吉の智略武田の強兵も殆んど之を持て餘したるは何ぞや城兵心を一にし死を以て守るが故なり之に反し落城の案外に容易なるは城内に内應あるものなり後北條小田原の落城の如きは其實例として見る可し當時若し城中の軍人が上下一致して此堅城を守らんには豊太閤に何十萬の兵あるも遂に之を降すこと能はざりしや必せり長篠城中五百の兵を以て武田二萬の寄手に屈せず然るを況んや小田原城の人数に於てをや之を守ること易しと雖も北條家の一類その心を一にせずして各々疑懼の念を懷き遂に敵に内通する者を生じて太

閤の功を成さしめたるものなり左れば籠城の要訣に敵を恐るゝに足らず、恐る可きものは味方に在りと云ふも可なるが如し

右は内患の恐る可き事例にして今これを我政治上の實際に引當て、論ぜんに我輩は國會開設に付き現政府の爲めを謀れば兎にも角にも現政府の政治家が同心協力して様々に方略を運らし遠近の人心を籠絡して議場に多數を占るの用意專一なる可し本來我輩は何れの政黨にも與みする者に非ざるが故に在野何黨の爲めにすれば自から其説ある可きなれども今こゝに政府の爲めに立言して其多數を制するの法を求めれば最第一の要は政府中の人心を一致せしむるに在りと信するものなり世界中何れの國にても國會を開て其現政府の地位を保たんとするの事情は籠城に異ならず施政の剛柔緩急等その主義の如何は第二著の問題にして何は扱置き内の衆心を同一の針路に向はしむるに非ざれば何れの邊より何等の變を發す可きやも計り難し危険至極なりと云ふ可し如何となれば天下の政敵は一にして足らず八方より之を取圍みて内の様子を窺ひ釁もあらば之に付込まんとし實に油斷す可らざる勢なればなり然るに今の我政府は果して此籠城に適當するものかと尋るに我輩は容易に然りと答ふるを得ず政府中に不忠不正の人なきは我輩の敢て保證する所にして國の爲めに誇るに足る可き程の次第なれども扱政治上の主義に至ては一政府中必ずしも一針路ならざるが如し末々の小官吏に至るまでも銘々に政論を論じて其論旨を殊にするが如きは我國固有の病として姑く之を擱き其以上に上りて所謂政治家の地位に在る長老に在ても時として主義を同ふせざる者あるは政府の不利これより大なるはなし是れまでは官途の情實と云ひ人物の由緒と稱しなどして困難の間に此異主義の人を容れ右に左に彌縫して圓滑に推移りたることなれども國會を開て政府が屹然その地位を守らんとするの日に至りては最早例の彌縫策は無効なりと觀念

せざるを得ず當に無効に止まらず政熱漸く増進して政論の攻防正に酣なるに臨み突然の際に恐る可きは敵に在らずして味方に在るが如き奇變はなかる可きや最も安からざる事ならずや萬一斯る不幸もあらんには今の彌縫は却て後の破裂を招ぐに足る可きものなれば政府は早く謀を爲して施政の主義に一定の針路を定め其針路は剛毅果斷にても洒落自由にても老論沈著にても少論活潑にても其邊は當局者の方寸に決斷して兎に角に之を官途一般に明示し苟も其針路に従はざる者又従はざるならんと認る者は其人の身の輕重に論なく官途外に擯ること最も緊要なる可し斯の如くしたらば一時は政府に人を失ふが如くして少しく淋しき趣もある可しと雖も籠城の強弱は人數の多少に在らずして人心の不和に在り每人目的を殊にして左右を顧るが如き兵士は幾千萬あるも恃むに足らず長篠籠城の固くして小田原の落城容易なりし歴史を玩味したらば現政府の當局者も心に發明する所ある可し（明治二十一年十一月二十九日）

内閣更迭の先例

政府が國會開設の後にも猶ほ其政權を維持せんとするには爰に二策ありて其一は憲法を以て國會議員の權限を狭くし其權限の内に運動せしめて巧に限りあるの自由を與ふる事と其二は國會開場の日に先だち豫め國民の訴へんとする所を除いて其張詰めたる氣勢を頓挫するの法にして即ち今より言論の自由を許し及び政費を節減する等の事なり第一策は恰も小兒に對するの策略にして互に人間並の人物にありては實際上甚だ妙ならざれども第二策を以てすれば政府の實力をあらん限りに使用することなくして却て無病安全に其地位を保つに足るべしとて前號（十一月十三、十四、十六日）の本紙上に鄙見の所在を陳べたれども我輩とても亦不完全なる人間並の能力を以て推測するものなれば考案

其圖に中らずしていよ／＼國會の議論六づかしくなり内閣の更迭を促すべき事情に差迫ることなしとも云ふ可らず然る場合に當りては我輩はこゝに全く前論を抛ち政府は斷然内閣を國會に明渡して聊かも躊躇するなからんことを祈るものなり蓋し人生の事に無類新發明とは至て少なく多くは先例に由るものにして例へば衣服の如き斯る服装は妙なりとて獨り自ら工風するものは稀にして多くは他の例を見倣ひ一人二人に傳へて漸く滔々たる流行を成すの常なり或は馬車自轉車の如き一人の先例が端なく四方に波及して遂に一世の俗をなすに至れるをば又現に決闘の如き辭職勸告の如き偶然の機會よりして處々方々に其沙汰を及ぼしたるは洵に微妙の働にして甚だしきは復讐暗殺の如きに至りても亦時に流行の趨勢を免れざるは蓋し人類が自然に模倣の規則に支配せらるゝものならん右の如く一たび先例を示すときは善惡ともに其一事件のみに止まらずして往々流行の根源となり時としては抜く可らざるの勢を成すものなれば百事その始を戒むるは最も必要にして事柄の重大なるに随ひます／＼其必要を増すことゝ知るべし扱我國にて二十三年に國會を開設するは則ち立憲代議政體を形造くるの第一歩にして大事中の最も大なるものなり然るに國會の議論の模様により若しも内閣が法律上若くは徳義上の責任によりて是非とも更迭せざる可らざる場合に際し猶ほ其政權を棄つるに忍びずして種々の議論を設け又手段を運らす等のこともあらば國會は之を讓受けんとして又様々の策を用ひ授受の工合頗ぶる滑かならざるに至ることあるべし是れも一回にして止むべくんば先づそれ迄のことなれども一たび此例を出すときは後年再び更迭を要する際に當りても前同様その地位に執著して甲倒れ乙入り、乙倒れて甲復た入る其度毎に互に煩悶するの風となり弊極まるの後に於て始めて前非を悔ゆることゝなるべし人民の爲めに誠に歎はしき次第にして抑も亦代議政體の美を空ふするものと云はざる可らず蓋し今の世界に向て至善至美は到底望む可らざ

る所なれば一時如何なる良政府の現はるゝにもせよ數年の後に於ては必ず腐敗するを免れずして早晚改革の機に達すること古往今來その軌一なり左れば新陳代謝は事物の常數にして春去り夏來りて四時循環すると均しく政府も亦時々變革更迭し一雨一晴その宜しきを得て以て始めて天下を治むべし然るに國會開設の後に於て人民は公然内閣の更迭を促すと雖も内閣は其權力を捨つるを好まずして斯に不圓滑なる先例を造るときは彼の必要なる政府の更迭をなすの場合に於て常に容易ならざる妨害となり爲めに却て一日も安からざるの結果を見ることあるべし故に我輩は今度國會開設の後に於て現政府は如何にしても辭職せざる可らざる場合に差迫るときは別に深く思慮するを要せず唯今日に捨つるは明日に取る所以なりと覺悟して永遠の爲めに滑に更迭するの先例を示さんこと希望に堪へざるなり（明治二十一年十一月三十日）

立國の脊骨

人體の直立して倒れざるは脊骨に支へらるゝが故なり其骨質の變性して伸びざるもの之を尙儂と云ふ則ち不具のとなり一國の體を成して倒れざるは中等社會に支えらるゝが故なり中等社會の氣力屈して振はざるもの或は之を評して不具の國と云ふも可ならんのみ抑も社會の外面を見すれば各國の政體も同じからずして或は一君主を奉じて立國の根本と定め或は國民の輿論を以て政權の源と爲すが如き甚しき相違あるに似たれども一步を進めて其裏面を窺ふときは如何なる政體にても苟も能く獨立の社會を成し外に向て抵抗力を維持するものは中等社會に依らざるはなし在昔我日本は尙武の國にして武力勇義を以て立國の元素と爲し此時に當て上に幕府の將軍を始めとして諸藩共におのゝ封

建の君主を戴き社會運動の根本は一に君主に在るが如くに見えしと雖も能く其内實を視察すれば日本全國を支配して運動の全權を執りし者は士族の外ならず即ち當時四十萬戸の士族は日本の中等社會にして六百萬戸の他の平民社會は士族の指揮に従て運動したるものと云ふ可し即ち士族は武力勇義の社會に脊骨たりしものなり其實證を示さんに天下の士族にして素朴を重んずれば全國に節儉の風を成し、士族にして文を好めば全國に文學の流行を催し、攘夷の論も士族より起り、開國の説も士族より發し遂に舊幕府を倒して新政府を造りたるも士族の力なりと云はざるを得ず或は諸藩主又その執政の中にも有力有名の人物なきにあらざれども其これをして有力有名ならしめたる者は士族より外ならず上流の君主執政にして斯の如し況んや下流の町人百姓に於てをや恰も士族の命令に従ふものと云ふも可なり左れば當時各藩の政廳に於て政令は都て藩主執政より發して以て一藩を維持したるが如くなれども其藩の體を成して屹然動かざりしは士族全般の氣力に依頼したること争ふ可らざる事實にして之を名けて士氣と云ひ又元氣と稱したり其趣を形容すれば士族は藩の脊骨にして政廳は其腕たるに異ならず徳川政府の倒れたるも腕の働の鈍きが爲めにあらずして脊骨の腐敗して伸びざりしものと知る可し

右は封建時代の事相にして今日は既に其封建の制を廢して士族の名稱も復た勢力なし然らば則ち今の天下の脊骨たるものは果して何れの處に在るか之を求ること肝要なる可し尙武の世には腕力武勇を以て立國の元素と爲したることなれども明治の文明世界に於ては國を立るに學識徳義の要あり商工殖産の急あるが故に腕力武勇に易るに智徳財産を以てし苟も今日の日本社會に有智有徳にして人望を博し財産豊にして勢力盛なる者あれば之に依頼して立國の謀を爲さざる可らず即是れ文明社會の脊骨なればなり日本國の名利は政府に在り名利の在る所に才も亦集り全國の人才は政

府中に群集したるが如くに思ふ者もある可けれども假令へ人才あるにもせよ政府は一國の腕たるに過ぎずして腕の働は以て國を立るに足らず況んや民間の智徳財産決して乏しからずして立國の脊骨たる可きもの多きに於てをや唯今日の弊は腕と脊骨と其權衡を失ひ腕の次第に肥大なるに従て次第に脊骨をして萎縮せしめ政府と人民と相對して上下貴賤の界を劃し龍頭蛇尾の狀を作爲したるに在るのみ我輩は之を評して不具社會の名を下さんと欲する者なり例へば彼の爵位勳章等の如き政府部に用る等級の目印なれば人民は之を餘所に見て無頓著に附す可きなれども日本社會の全面に向て其光を輝かし以て人民の智徳財産を壓するの勢を成し其勢の外に發しては文書の用法に現はれ、應對の言語と爲り、實際の風と爲り、座席の上下と爲り一切萬事に付天下官吏に非ざる者は人に非すと云ふも今の社會の事相を表し出して過言には非ざるが如し文明社會に奇も亦甚しと云ふ可し日本國中既に官途の外に人なしとすれば人民の智徳財産は有れども無きに異らず日本國は腕を具へて脊骨なしと云ふも可なり假に封建の時代に藩の政廳に於て一藩の榮譽利益を在廳の役人に專にしたがら其他の藩士を遇すること今の政府が在野の紳士に於けるが如き筆法にして藩中の士氣元氣を振はんとしたらば如何ん其實效を得ざるのみか却て反動に震盪せらるゝことならん尙ほ況んや立憲政體の文明國に於てをや天下の人望に依頼して政府の地位を保たんとする其政府の人が一種特別の高處に身構して人民の好意を求む、木に縁て魚を求るの迂に過ぎざるのみ左れば今日政府の當局者の爲めに其私の利害を謀り又一國の長計の爲めに社會屹立の脊骨を求るにも其在野の紳士に遇するには全く舊筆法を改め十分の敬意を表すること肝要なる可し若しも然らざるに於ては政府に集り官邊に出入する者は中等の紳士君子ならで沐猴にして冠する下等の小民のみと爲り君子の流は官塵に汚さるゝを厭ふて去て政府を度外に置き官は官たり民は民たり官民不調和も苦しからずとて誠に殺風景なる有様に陥ることもあらんかと過慮の餘り我輩人民の爲めにあらず政府の爲めに敢て一言を呈するのみ

(明治二十一年十二月一日)

二様の平安策

第一

我輩は素より政黨の外に逍遙し敢て政治を業とし政治に衣食せんとする者にあらざれば現政府にも與みせず又在野の何政黨にも左袒せざれども國の政治上に騷擾の多きは甚だ好まざる所なれば近々起る可き國會の時にも成る可くは天下太平ならんことを世の爲めにも祈り又自身の爲めにも願ひ様々想像して試に平安策を畫き見るに今の政府は二十年前薩長土三藩の力に依りて基を開き引續き政府の好地位に在る者は三藩の士人なりしが其後土藩人は少しく勢力を失ひ近年は専ら薩長の人のみにて政權を握り先づ以て平穩に今日まで消光し來りしことなるに然るに如何なる政府の内情にや國會開設の事を國民に約束して其開期は既に一年餘りに迫りたり扱その時に臨んで天下の形勢は如何なる可きや窃に今日を以て將來を推量するに國民の求る所は必ず大にして例へば政府をば責任内閣と爲して民の輿望に叶はざる内閣なれば颯々と更迭すること英國の例の如くにして新内閣を作らんことを期し所謂在野の有志中には我れこそ代りて政府に入る可き者なれ、我れは東洋のグラッドストーンなりなど、自から許して日本國中無數のグラッドストーンもあることならん然るに政府の人も本來無心佛にあらず殊に二十年前の功勞は之を忘れんとして忘る可らず天下の政治家有志者とは果して何者ぞ今の此政府は吾々并に舊同藩先輩の作りたる政府なり吾々は功勞藩人なり、政府は

功勞藩人手中のものなり、何ぞ他人の横合より入るを許さんや云々とて自家の利害を守るに類敏なることならん即ち雙方の精神にして今度發布す可き憲法にも又國會開場後の議論も其外面の如何に拘らず内實は必ず此精神を含むことならん即ち我輩が俗世界の至情に訴へて想像する所のものなり

試に右の想像にして違ふことなからんか其時に當り政府一方の利害のみを謀りて無事に其地位を保たしめんとするに最第一の要は府中の人心を一致せしむるに在り此事は過日(十一月廿九日)の時事新報に記したる如く苟も現政府の定めたる政治の方向に違ふ者をば政府外に擯くるの策にして即ち上長官の方寸に背く輩を遠くすることなり扱この事は易しとして爰に又一條の緊要事は其上長官たる者の方寸をして正しく同一様ならしむることなり若しも二三の上長官が其方寸を二三にするときは政府の方向も亦二三ならざるを得ず左りとは施政上の大缺典にして如何なる名案良策にても事實に無効なる可きや論を俟たず籠城の用意に某將軍は兵糧を貯へて持久の策を用ひんと云ひ某將軍は彈藥を備へて急に討て出んと云ふが如き帷幄の混雜にては迎も勝利は期す可らず故に政府が國會開設の後もいよ／＼此儘に地位を維持して其主義を純精無雜ならしめんとするには上長官が各々その私を去り其心を虚にして眞實中心より一人の首領を戴き善にも惡にも利にも不利にも首領一名の方寸に従ひ其手足と爲りて運動すること最も大切なりとす何れ其首領は薩か長か兩藩の士人なる可ければ其人に服従して一言の異論を容れず内閣をして恰も一塊の實體と爲したる上にて外に對する政策を如何と尋るに薩長合體と敢て公言して憚る所なく吾々は今の政府を作りたる功勞藩の士人なるが故に政權を執るものなり即ち藩閥を以て天下を支配するものなりと名實共に行はれしめて以て無事を謀ることなり薩と長と時としては意見を同ふせざる事もあらんれども既に合體を約する限りは兄弟牆に閩ぐに違あらず従前と

ても雙方相容れて穩に治まりしことにして況して今度は大に政治の外敵を引受る場合なれば内の聯合はます／＼堅固を致して國會の如きは單に政治上の儀式に止まる可し即ち第一の平安策なり斯の如くすれば薩長人は政治上に天下に對して無遠慮なり不道理なりと言ふ者もあらんれども人間世界の實際は餘り道理の行はる可きものにあらず又遠慮する人も少なき習にして何ぞ必ずしも獨り薩長人を咎るに足らんや徳川家康は關原の一戰勝を以て幕府の基を開き三河武士を始として徳川の一類は政治上に天下に對して二百七十年の無遠慮を極めたり然るを今日薩長人が維新戰勝の餘光を以て政權を握るとて甚だしき無遠慮にもあらず又不道理にもあざざる可し其邊の議論は兎に角にいよ／＼右の策に一決し薩長の合體を以て安寧を維持するに足るものなれば天下の爲めに至極妙なりと云はざるを得ざるなり

第二

國會開設に付き今の政府を其まゝにして薩長合體藩閥政治と公言して其地位を維持するは平安策の一なり之を實施するには上長官の所見を正しく同一致せしめて利害得失に論なく首領一名の指示する所に従て進退運動すること大切なり若しも然らざるに於ては名案良策も都て無効なる可しとの次第は前號の紙上に之を述べたり此事果して實際に行はる可きや否や窃に案するに日本古來の習慣又政法は社會の人をして大得意もあらしめず又大不平もあらしめず正に其中間に彷徨せしめて以て安寧を買ふの風にして徳川の時代に諸大名と公卿との間に爵位と利祿とを以て平均を成さしめ、外様と譜代大名との間に政權と封土とを以て釣合を得せしめ、裁判には常に小弱を助けて強大を壓する等何れも大得意を防ぎ又大不平を慰むるの趣向ならざるはなし此氣風は社會萬般の内に浸染して洩らす所なく幕府を始として諸藩の役人に至るまでも殆んど全權なるものはなくして云はゞ四方八方持合の平均法を以て一體を成し表役に内向、

政治役に目付役、勘定奉行に吟味役等殆んど無限の役義に無限の掣肘平均を組織したることにして其成跡は政府中誰れ一人として得意ならず又失意ならざる有様なりしは凡そ今日の故老の身に自から實驗したる者もある可し斯くまでに深き因縁習慣は一朝一夕に日本人の腦中より拂ふ可きにあらずして明治の今に至るまでも公私の事業を執る者が様様の故障に遮られて人を進退するに公明正大なるを得ず此人は今日此事務には不適當なれども左ればとて無下に之を擯くるは其前年の功勞に對して氣の毒なり、彼の人を登用しても實際に無益なるは我れも人も知る所なれども云々の履歴を思へば無情に拒絶する譯にも參らずとて兎角に人を不平の地に捨るに忍びず是に於てか所謂情實なるものを生ずるは實際に隠れもなき事實にして今の政府中に情實の行はるゝと云ふも蓋し此意味より外ならざる可し他より視ればこそ堪へ難きやうなれども當局者の身に於ては一片の情實以て鐵腸を斷つ可し畢竟その人の罪に非ず又その私に非ず日本社會固有の舊習慣にして之を拂はんとするも即席の人力に及ぶ可き限りにあらざれば情實政府は自然の勢なりとして深く咎るに足らざるものなり

情實の勢力その強大なること斯の如くなりとするときは現政府の上長官も或は政治上の主義を以て相投するに非ずして情實を以て相合ふの意味なきを得ず即ち相互に舊を思ひ由緒を重んじて誰れ一人として之を排して失意の地位に入らしむるに忍びざるの情ある可きや論を俟たず然るに失意は得意の反對にして他の一方に失意あらざれば此の一方に得意ある可らず之を實際に云はんはんに政府中の首領が一人の方寸を以て他の政治員を指示して手足の如くに運動せしむるは得意の地位なれども其指示せらるゝ者は少しく失意の情なきを得ず然るに其身は祖先の傳來、社會の習慣に由り失意の地位に慣れずして何分にも他の指示に服従するを快とするを得ざると同時に其指示の地位に在る首領も早く

既に之を察して敢て公然たる指示を試みず以て四方八方持合の體を成し云はゞ一政府の主義方寸を四にし八にするの事相なしと云ふ可らず此事相や今日までの政府なれば實に止むを得ざることにして又實際に左まで劇しき害もなかりしことなれども苟も國會を開いて國の政治を公にし主義の得失を争ふこと青天白日に物色の黑白を辨するが如くせんとするの時に當りて政府の色は必ずしも白からず又必ずしも黒からずと云ふが如き次第にては外に喧しき政敵の來襲を如何す可きや籠城の成敗に掛念なきを得ず左れば我輩は今日固より政府の内實を知らず唯傍觀の臆測のみなれども彌々以て各上長官が其主義を一にして一首領の指示の下に運動すること難しと決定したれば一切の情實を廢して互に大に主義を議論し其議論の異なる所に從ておのゝ身の方向を定め其まゝに政府に留る可き者は留りて無雜一主義の政府を守り、去る可き者は去て又一主義の政黨を團結し國會議場を政權受授の活劇場と定めて勝敗を争ひ國民の輿望に任て極めて手輕に内閣の新陳更迭を行ふ可し即ち第二の平安策なり唯この際の要は我輩の常に云ふ如く政權を授る者も受取る者も其地位に執著することなく熱望することなく其争を君子にして熱心中亦自から淡泊なる可きの一事項に即ち前言に手輕にとは此邊の意味なり斯の如くなれば薩長の藩閥は廢して二十年前の功勞は消滅に歸す可きが如くなれども政權の受授滑にして政治員の進退容易なれば一度地位を失ふ者も之を復すること左までの勞にあらず多年の間、權柄を握りたる熟練と名望とは世人の忘るゝ所にあらざれば假令へ政府を去る者も三五年の休息にして復た舊に還り依然たる可ければ藩閥の名は止むも功勞の實は減することなかる可し

右二様の平安策は要するに政府の上長官即ち政治員が眞實所見を同ふして一首領に隨從し恰も一塊と爲りて方面に當る可きなれば藩閥政治を公言して政府を守る可し或は然らずして何分にも情實にからまれ各員何れも得意と失意と

の間に彷徨して詰り意の如くならざることならば斷然思切て無理なる持合を止め公然たる主義の異同を張て相互に争ふ可しと云ふの意味にして二様の執れにか速に説を定めんこと我輩が世の安寧の爲めに切望する所なり若しも然らずして政府の黑白未だ分明ならざる其中に國會の期限は早く既に迫るが如きあらんには國會議場喋々の外患より政府の蕭牆内に如何なる奇變も圖る可らず當局者の不幸は兎も角も太平を祈る吾々人民の身に取て迷惑の上もなき次第なりと云ふ可し(明治二十一年十二月三日及び四日)

産業貿易

日本米國間の航路

米國東海岸の諸州より東洋に達する航路は今日に於て都合三線なり其第一は中央聯合太平洋鐵道を利用して桑港サンフランシスコより太平洋を横切る者なるが故に地理上の距離に於ては最も短しと云ふと雖も前日の紙上にも記したる通り貨物の航路は常に賃錢の廉なる處を求めて里程の遠近には左まで關係せざるの理なれば彼の太平洋鐵道も旅客往來の便を外にして貨物の運搬悉く之に依ることなきは明なり第二は南亞米利加に沿ふてケーブホルン(角岬)より斜に太平洋を航し南北の兩半球に跨りて其線路を取る者なれども斯ては距離遠くして極めて交通に利ならざれば已むを得ず大西洋を渡り地中海印度海より東洋諸國に通ずるの路を求め以て貨物の運搬を營むを第三線路なりとす地理上の距離に就て之を言ふに

第一線 中央聯合鐵道線

紐育、桑港間

三、四〇〇海里

桑港、横濱間

四、七五〇

合計

八、一五〇

第二線

紐育よりリヴァプールまで大西洋の距離

三、〇〇〇

リヴァプール、横濱間

一、二、〇〇〇

合計

一五、〇〇〇

第三線

紐育、サンロツク岬間
(南米ブラジルの海角)

九、〇三三

サンロツク岬、角岬間

三、四四六

角岬、横濱間

三、三四五

合計

一五、八二四

右の内第一第二の兩線は實地の航程を示したる者なれども第三線即ち南亞米利加の沿岸を一週するの航路は我輩其海里數を暗んぜざるが故に各所の經緯度に據り弧三角術を以て其里程を割出し暫らく之を以て海里の數に充てたりと雖も此數は數學上、球面に直線を畫て算用したる者なれば實地路程の之に較べて遙に多かる可きは論を俟たず

左れば日本米國間の交通に就て論ずるも其地理上の距離は右の如くなるに拘はらず例へば爰に米國東海岸の諸州より

器械類を日本に取寄する場合ありと定めて運送の路筋を如何にと云ふに第一の鐵道線路は里程こそ短けれ運賃に押されて商買に引合はざる次第なれば已むを得ず之を第二第三の兩線に托するは今の實際に於て然りとす所なり

然れども爰に數年を出でずして日本米國間の交通忽ち其趣を變ずるの出來事ある可しと思はるゝは外ならず彼のパナマ掘割工事にして一時は成功の見込みなきより中途廢絶に至るならんかなどの風説もありたれども今日の處に於ては事業も相應に抄取りスエズの掘割よりも尙ほ一層世界の耳目を驚かす可き大土工早晚必ず竣成を告ぐるならんと云へり唯地質の確なるに會して其工事に思はざる困難を來したるが爲め豫算外に費用を要し運河會社の募集公債に不足を生じたと又其開業豫定年月の遅延するとに依り現今少しく世の信用を失したるやの形迹あれども社長ドレセツ氏は有名なる工師にして佛國に在りては商賣人の信用厚きのみならず政治社會に對する勢力も亦甚だ盛なれば會社財政の困難を救ふに於ても其策に餘りあるは言を俟ざる可し左れば曩にチャール氏が佛國內閣の權を握るに當り會社より富籤公債發行の許可を求めたるに閣員の議に於て之を非なりとしたるにも拘らず爾後下議員は委員を設けて其可否を評定せしめ遂に此程に至り富籤の發行を許すに至りたる由又ドレセツ氏が本年の二月會社株主總會の席に於て演説したる要旨に運河の全通は來る千八百九十年一月一日を期して間違ひなしと約したる邊より見るも工事の落成は兎に角に疑ある可らず唯落成の年月に多少の遅延はあらんれども左るにても尙ほ三五年を出でざる者とすれば日本米國間の貿易も同時に之が爲め非常の影響を受けざる可らず試に紐育、横濱間の距離に就て之を言ふに

紐育よりパナマまで	一、八〇〇
海	里
パナマより桑港まで	三、一五〇
海	里
合計	九、七〇〇
海	里

桑港より横濱まで

四、七五〇

パナマより横濱まで直航する者として弧三角の距離にすれば

六、〇〇一

故に紐育横濱間直航線路

七、八〇一

右の新線路全く開くる者とすれば日本米國間の交通線は俄に其數を増して四線と爲ると與に共に此新線路は貨物運送の點に於て他の諸線を壓し更に又歐洲の貨物にして今日までスエズ運河を通行し居たる者までも引附け得るの望みなきに非ず何となれば英國より地中海を經由して我横濱に來るまでの其距離一萬二千海里と大西洋よりパナマ運河を通過して日本に達するまでの其距離一萬二千七百海里とにては左して相違もなきのみならず後ちの一萬二千七百海里は迂曲して故さらに桑港に寄泊するの線路をも込めたる者なればパナマより直航の其距離には更に著しき減少ある可ければなり即ち弧三角術に依て計算するにパナマ横濱間の里程は前記の如く六千一海里、リヴァプール、パナマ間の里程は三千八百三十四海里合計尙ほ九千八百三十五海里に踰えず之を地中海より中央亞細亞の屈曲極まりなき沿岸を航する一萬二千海里の行程に較ぶるに正に二千六百五十五海里を少くするの道理なれども是れは唯數學上より推測を下したるの計算たるが故に實地の里程は之よりも多きこと無論なる可き話として尙ほ一萬二千海里に出でざるは我輩の窺に信する所なり距離の關係斯く逆まに變化するの曉には日本米國貿易の状態も亦全變す可きは素より、更に一步を進めては日本歐洲間の商賣にも大影響を來す可きこと必然ならんれば日本の商人は今に及んで豫め此變に應ずるの用意あること大切の次第なる可し（明治二十一年六月十九日）

日米貿易前途の望み

前號に説きたるパナマ運河の開鑿果して成る者なりとすれば紐育より横濱に來る可き貨物は、從來スエズ運河を経由して屈曲極まりなき亞細亞の海岸に沿ひ總程一萬五千海里の航路に依りたる其代りにフロリダ海角よりパナマに出で太平洋を斜に切て横濱に直航すれば其距離凡そ七千八百海里なるが故に地理上の懸隔頓に一變して七千餘海里の賃錢を省き得るに疑なかる可し日本米國の關係一たび此の如くなるの後は商賣工業の盛なる米國大西洋海岸の諸州より日本に其貨物を輸送するの便利非常に増加し兩國の貿易一層隆盛に赴くと與に共に今日まで米國より日本に來る可き諸般の物品にして適々距離の懸隔に妨げられ、爲めに生じたる輸出入の不平均も漸く平準を得るに至るは言を俟たず更に一步を進むれば歐洲の貨物にても西部諸國の産に係る者は之を東洋に送るに大西洋を横貫してパナマより太平洋に出るを得策とすることもある可し何となれば從來のスエズ運河を経由する一萬二千餘海里の距離とパナマ運河を通過する九千八百餘海里の里程とにては縱令へ後者は直線の算用なるにもせよ大西太平洋の兩洋は茫々無限の滄溟なるが故に航海に直線を取るは容易なる可ければなり

前條の推理に誤りなくばパナマ運河の開通は獨り日本と米國との關係をして一變せしむるに足るのみならず歐洲東亞間の交通今日までスエズ運河に依り來りたる者までも大西洋よりパナマ運河を経由するを便利とするの出來事なきを期せずと雖も此事は姑らく擱て言はず唯爰に日米兩國貿易の將來に就て立言するにパナマ運河は實に米國の貨物をして運賃の競争上、歐洲の貨物よりも廉價に日本市場に來らしむ可き溝路なれば我日本人も早く此溝路の開くるを待

ち米國貨物の販路を助けて今の不平均を恢復すると共に同時に大に彼我貿易の擴張を圖るの要用は論を俟たざる所なれども更に又我輩の前途に望む所のものを述べんに從來米國の繁昌は紐育を中心とし大西洋東部の諸州に偏重して太平洋西部の諸州は地味の豊饒、氣候の溫和なるに拘らず未だ製造工業を以て鳴るに至らざるは日本の地位より之を論じ一帯水の對岸にして呼ば答へんとする地方の先に開けずして距離最も遠く交通最も不便なる部分のみ繁榮したる姿にして日本の爲めに利益を爲すこと少きの趣なきに非ざるなり然れども米國進歩の速力は駁々として止まる可きの勢なく東部の諸州には人口既に充實し殖産興業殆ど其餘地を留めざるの次第なれば此より後ち新開化の赴く所は西部諸州を措て外に土地なかる可き者なりとして偕西部諸州の繁榮は今の桑港を以て中心と爲すの趣、恰も東部諸州の商賣は紐育を以て首府とするに均しからんこと我輩の窺に信する所なり抑も今の桑港の開けたる其紀元を如何にと云ふにカリフォルニア地方に金銀の發見ありしより危険を冒し奇利を射るの徒は四方より群聚し山師の起業よりして偶然に諸般の商賈も輻湊し以て今日あるを致したるに外なければ其繁榮は僅々三四十年以來の事に過ぎず昔しは茫漠たる原野にして蠻人の巢窟たりしに天與の礦物會々其惠を施して俄然人跡を曳くに至りてより桑港は太平洋海岸の一港を以て其名を人に知られたれども當時交通の便極めて全からざれば歐洲の商人等にしてカリフォルニアに遊ぶ者は皆南亞米利加の南角を迂廻し危険を畏れず失敗に撓まずして大膽自ら居るの有様なるが故に當時の桑港は秩序ある市府の形を成さずして唯山師の巢窟たりしに千八百六十九年五月に至り中央聯合太平洋鐵道落成し紐育より桑港まで三千四百英里の長距離も七日六夜の間に行くこと自在と爲り米國東西の海岸俄に密接したるに依り東部諸州の富豪家は其資本を西部の起業に卸し或は家を擧げて新殖民地に來るもあり加ふるに西部諸州の物産は東部の聯絡を得たるが爲め